

企画総務委員会

令和4年10月13日

1 報告事項

【環境まちづくり部】

- (1) 「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用に伴う区民住宅条例施行規則等の改正について 【資料】
- (2) 地区計画の見直し方針の策定について 【資料】
- (3) 用途地域の一括変更等について 【資料】
- (4) 千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの検討について 【資料】
- (5) 千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの検討について 【資料】
- (6) 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について 【資料】
- (7) ウォーカブルなまちづくりの取組みについて 【資料】

【政策経営部】

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正について 【資料】
- (2) (仮称) 千代田区第4次基本構想の検討状況等について 【資料】
- (3) 令和4年 特別区人事委員会勧告について 【資料】

2 その他

3 閉会中の特定事件継続調査事項について

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用に伴う 区民住宅条例施行規則等の改正について

区は「東京都パートナーシップ宣誓制度」による受理証明書等を区のサービス事業等に活用すると決定したため、区民住宅及び区営住宅の使用者の資格等において、パートナーシップ関係の相手方が配偶者と同様となるよう区民住宅条例等の条例を改正します。

これに伴い、関連する区民住宅条例施行規則等の規定を整備します。

規定整備の中で、パートナーシップ関係の相手方も住宅の使用継承者（入居許可者が死亡した場合等に引続き居住できる者）に含めるよう改定します。合わせて、区営住宅利用機会公平性の観点から課題となっていた同一親族が居住し続けることができる現在の制度運用を見直します。

1. 目的

- （1）パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる
- （2）公営住宅利用機会の公平性確保

2. 改正対象規則

- ・千代田区民住宅条例施行規則
- ・千代田区営住宅条例施行規則

3. 使用継承者の改正内容（区営住宅条例施行規則）

改正後	改正前
使用者の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方（以下これらの者を「配偶者等」という。）又病気にかかっていることその他の特別の事情を有する3親等内の血族若しくは姻族であって、使用開始当初から（出生にあつては、出生後）引き続き当該区営住宅に居住しているものであるとき	使用者の配偶者及び3親等内の血族又は姻族であつて、使用開始当初から（出生にあつては、出生後）引き続き当該区営住宅に居住しているものであるとき
当該区営住宅に同居の許可を受けてから引き続き1年以上居住している配偶者等又病気にかかっていることその他の特別の事情を有する3親等内の血族若しくは姻族であるとき	当該区営住宅に同居の許可を受けてから引き続き1年以上居住している者であるとき

4. 施行期日

令和4年11月1日

地区計画の見直し方針の策定について

1 パブリックコメント

(1) パブリックコメントの概要

- ①募集期間 令和4年8月22日（月）から9月5日（月）まで
- ②募集方法 ホームページ、直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ③周知方法 広報千代田8月20日号掲載、区ホームページ等、
区役所2階区政情報コーナー、各出張所、千代田区広報板
区役所5階景観・都市計画課

(2) パブリックコメントでの意見者数

区分	在住者	区内事業所	在勤者	利害関係者	計
パブリックコメント	35人	1人	3人	2人	41人

(3) パブリックコメント意見の区分と件数

区分	件数
第1章 地区計画の見直し方針の概要	0件
第2章 地区計画の効果検証・課題整理	3件
第3章 地区計画の見直しの方針	22件
第4章 実現への進め方	25件
総括	1件
概要版	0件
その他	52件
計	103件

(4) パブリックコメントでの意見

資料2-2参照

2 地区計画の見直し方針に関する説明会

(1) 説明会の概要

- ①目的 パブリックコメントを行っている地区計画の見直し方針について、資料を使い、区民等へ対面にて説明を行う。
- ②説明会実施日 令和4年8月24日(水)、8月31日(水)、9月3日(土)、各日程で2回ずつ(午後2時と午後6時)、計6回開催。
- ③周知方法 広報千代田8月20日号掲載、区ホームページ等、Facebook等SNS、各出張所、千代田区広報板。
- ④参加者数 65人
- ⑤会場別実績

開催場所	開催日	参加者
万世橋出張所	8月24日(水)	22人
麴町出張所	8月31日(水)	20人
区役所	9月3日(土)	23人
計		65人

(2) 説明会参加者の属性

・万世橋出張所 参加者22人

属性 (複数回答可)	千代田区民	区内土地等 所有者	区内在勤 ・在学	不動産事業者 設計事業者等	その他
人数	17	1	3	1	0

・麴町出張所 参加者20人

属性 (複数回答可)	千代田区民	区内土地等 所有者	区内在勤 ・在学	不動産事業者 設計事業者等	その他
人数	15	1	1	3	0

・区役所区民ホール 参加者23人

属性 (複数回答可)	千代田区民	区内土地等 所有者	区内在勤 ・在学	不動産事業者 設計事業者等	その他
人数	20	0	2	1	0

(3) 説明会での意見

資料2-3参照

3 検討部会の開催状況

(1) 第6回地区計画の見直し方針策定検討部会

①開催日 令和4年9月14日(水)

②議題 地区計画の見直し方針について

- ・第5回検討部会への意見対応について
- ・地区計画の見直し方針(案)について

③主な意見

- ア 地区計画の見直し方針42ページで「新たな仕組み」として「高度利用型地区計画」を挙げていることにより、住民に「千代田区が高度利用型地区計画を進めており、むこう10年で導入していく」という印象を与えてしまっている。既に地区計画のメニューとして存在する制度を活用検討していく旨がわかる記載に変更してはどうか。
- イ 「質」について、「質」の内容は地区で話し合っただけのものが良く、行政は質の向上のために「支援していく」という体制を示すことが重要である。説明会やパブリックコメントの意見として、「質」とは何かという質疑が住民から出てくることは良いことで、議論の場ができつつあるということだと考える。
- ウ 42ページにある「高度利用型地区計画」は質的な面を捉えた制度であるが、住宅の量についての制度である「用途別容積型地区計画」と同じような側面があると考え。都市計画の歴史から見れば、まず区画整理等により都市基盤の整備を行い、住宅の量を確保していく時代があった。それに対して、「新たな仕組み」の意味は、容積を付与するために都市基盤を整備するという意味では同じであるが、住民の数、夜間人口の確保を目的としているのではなく、地域にとって必要な利便施設や文化施設、移動のために必要な空間などの確保を目的として容積率を付与するという考え方なので、どちらの制度も容積率の付与をしているが、やはり量から質への転換であると考え。
- エ 広域的な都市計画の中で考えると、千代田区のエリアはそもそも高度利用しなければならない地域である。高度利用を行うということは、広域的都市計画に対応した形の土地利用を行うことであると考え。広域的都市計画の中の位置づけも踏まえたポテンシャルに沿った利用を誘導するが、誘導の中身が変化してきているのだと考える。また、量から質への転換について、質を向上するために床面積が必要になることもあり、一定程度の床が増えていくことはあり得る。
- オ 見直し方針策定後、現場では各地区で見直しや検討を呼び掛けていくことになるはずだが、計画の作成を行う都市計画課が現場サイドのカバーしていくことが大切である。

(2) 今後のスケジュール

令和4年 10月18日	:	第2回都市計画審議会(報告)
11月下旬	:	地区計画の見直し方針策定予定

地区計画の見直し方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	第2章	-	1.区内に住所を有する方	千代田区の地区計画において一般型地区計画、千代田区型地区計画、再開発等促進区を定める地区計画の3種類があり、このうち千代田区型地区計画では、住宅用地の誘導など「量」に対する一定の効果があった。平成25年に目標の定住人口5万人を達成できたからです。しかしその結果、インフラの整備に追われたり、先住区民が立ち退きを余儀なくされたり、空が見えなくなったり、ビル風の恐怖地帯ができたりマイナス面もありました。今後は「量」の誘導から「質」の向上を目指したまちづくりへの転換がもためられている。確かにその通りだと思います	ご意見として受け止めさせて頂き、今後の参考にいたします。
2	第2章	25・26	1.区内に住所を有する方	P25の実績欄を見る限り、地区計画のない「神田神保町一・二丁目」も相応に改善しています。しかしながら、P26の成果欄には地区計画があつて改善した「岩本町東神田地区」のみが取り上げられ、「地区計画の、空地の創出に対する一定の効果が認められます。」と言及しています。これはやや乱暴な結論ではありませんか。	「第2章 地区計画の効果検証・課題整理」の「2-2 地区施設の創出」は、地区計画の効果を検証するため、地区施設の創出に関する成果と課題を整理したものです。そのため、地区計画のない地域に全く成果がないという結果を示しているのではなく、3地区を比較した場合、三番町地区では、他の2地区よりも緑化実積率が高く、岩本町東神田地区では、他の2地区よりも建蔽率の変化が大きかったため、地区計画に一定の成果が見られたという結果を示しています。
3	第2章	35	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の一般型地区計画の中には、建物の高さを制限しているものも散見されます。しかしながら、この結果として、指定容積の消化が難しくなり、建物の更新が阻害されている地域も散見されると思います。 ・このように、直接的な目標とされていなくとも、地区計画で決められた高さ制限の影響により、建替えが進まないという事は、課題の一つとして認識すべきではないでしょうか。 ・地区計画の効果検証の中で、こういった課題をしっかりと抽出して認識したうえで、今後の地区計画策定をすべきだと考えます。 	地区計画で定められている各制限については、今後各地区で地区計画の見直しを検討する際に地区ごとに効果検証を行った上で整理・検証を行う必要があると考えています。また、住民・地権者・事業者等による地区計画の策定・見直しの検討にあたっては、5ステップの検討フローでお示しているように、皆様の話し合いが円滑に進むよう、必要な情報を提供するなどの支援を行っていきます。
4	第3章	-	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに、地区内の皆様と一緒に地域の課題を抽出し、適切な地区計画（方針、緩和等）を定めていく姿勢は理解しました。 ・一方、地区での議論の結果、地区の課題解決や質の向上のためにも、「一定の用途の誘導のためにも、容積緩和をしていきたい」となった場合、どの程度の容積の緩和が許容されるのか、地権者で決めていくのは難しいと思います。 ・千代田区様から、「容積緩和の目安」といったものの提示をしていただければ幸いです。 	容積率緩和の具体的な数値は、地区の特性や課題に合わせて、地区の皆様が検討して決めていくものになります。例えば、「千代田区型地区計画」では、基準容積率にプラス60%または120%の緩和を認めている地区もあります。また、住民・地権者・事業者等による地区計画の策定・見直しの検討にあたっては、5ステップの検討フローでお示しているように、皆様の話し合いが円滑に進むよう、必要な情報を提供するなどの支援を行っていきます。
5	第3章	-	1.区内に住所を有する方	説明会は説明をする会ですが抽象的で実にわかりにくく何が説明したいのか全くわかりませんでした。数人の住民からの質問によって理解出来たところがあります。資料には「高度利用型」地区計画は、土地の利用性を高めることを目的としており高い建物を建てることを目的とした制度ではないとありますが土地の利用性を高める=土地代の高い千代田区では高い建物を建てることとなります。目的はそうでないと言っていますが結果は高い建物が建つことは明白です。「高度利用型地区計画は、土地の利用性を高めることを目的としています結果高い建物が建ちます。」と書くべきです。資料を読んだだけでは全くわかりません。初めて読んでも誰もがわかるような文章と説明にしてください。それが行政の仕事です。	高度利用型地区計画は、土地の利用性を高めることを目的としており、高い建物を建てることを目的とした制度ではありませんが、容積率緩和により一定規模の高さの上乗せがあるのも事実です。しかしながら、高さの最高限度を定めることにより街並みの統一も図ることも可能となっております。
6	第3章	39	1.区内に住所を有する方	令和4年7月26日開催の都計審議事録（未定稿）のP43に景観・都市計画課長による「再開発等促進区を定める地区計画はプロジェクトごとによるところもある」ので、この地区計画の見直し方針の中からは対象外」との趣旨の発言が掲載されています。今回の地区計画の見直し方針（素案）P39の「第3章地区計画の見直しの方針」において「地区計画は、地区の皆様が中心となり内容を検討していくことが大切です。区では、皆様の検討がより良いものとなるよう支援(サポート)を行っていきます。」と記載していますが、そのため必要となるのが「方針」ではありませんか。今のままでは区と住民が、再開発等促進区を定める地区計画の見直しを進めていくための共通の拠り所が整備されているとは言えないのではないかと考えます。公正かつ透明な区政運営のためにも再考が必要ではありませんか。	本方針は、良好な環境の形成・保全や、住宅用途の誘導を目的とした「一般型地区計画」や「千代田区型地区計画」について見直しする際の方針として策定するものです。そのため「再開発等促進区を定める地区計画」については、土地利用の転換（再開発、開発整備等）を目的に、開発事業者等が特定の地区のまちづくりを検討するものであり、地区計画の主体や対象範囲、目的が大きく異なることから、本見直し方針では取り扱わないこととしています。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
7	第3章	40	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ・②において「区域の再編（拡大、縮小、統合等）」とありますが、地域の話し合いにおいて、地区計画の区域について、適切な意見交換は難しいのではないかと考えます。 ・実際に、地区計画の範囲は町会域や出張所の管轄範囲などと異なる事もあり、大きな範囲での自発的な対話が簡単ではない事があります。そうすると、どうしても狭域的な意見に留まる事も予想されます。 ・このような場合、区として区域の再編についての「考え方」「方針」などをお示し頂き、地域の対話のキッカケを作るなど主導的なアクションを示して頂ければと思います。 	住民・地権者・事業者等による地区計画の策定・見直しの検討にあたっては、5ステップの検討フローでお示しているように、地区計画について地区の皆様で考える場を立ち上げるため、区による準備・設立のサポート（支援）や、皆様の話し合いが円滑に進むよう、必要な情報を提供するなどの支援を行っていきます。
8	第3章	42	1.区内に住所を有する方	42ページなどで例示的に「高度利用型地区計画」を見直し方針に記載していますが、これは高度利用型地区計画への変更を誘導し建物の大型化や高層化を招くことになりかねないので、「高度利用地区計画」記述の削除をお願い致します。現行の地区計画内であっても高層ビルの建設により「風の被害が甚大で」住環境の悪化が進んでいる事例もありますので、寧ろ規制の強化厳格化の必要性すら痛感しているところです。	現在、千代田区には、地区計画のメニューとして「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」があり、「一般型地区計画」は規制、「千代田区型地区計画」は、規制と住宅用途に対する容積率の緩和を行っています。地区計画の見直し方針は、「千代田区型地区計画」によって住宅の「量」が改善し、生活利便施設等の不足といった「質」の向上が課題と考えている地区に対して、生活利便施設等に容積率の緩和を適用し、誘導できるようにするため、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させるものです。どの地区計画を選択するのかについては、各地区の課題に合わせて、住民等の皆様が検討していくものと考えています。
9	第3章	43	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の「質」向上として、用途誘導と街並み誘導が例示されていますが、安心・安全な街を作る事も「質」向上に繋がるものと考えます。 ・一定の区域内において施設更新を促し、地震や洪水などの自然災害の被害を少なくする事も、地区計画導入の大きな根拠とも考えられるため、例示的にご提示頂ければと思います。 	各地区で「質」についてどのような課題があるかを検討していただき、地区計画で対応可能な課題であれば、地区の皆様で地区計画の策定・見直しを検討していくものと考えています。
10	第3章	42	1.区内に住所を有する方	方針のポイントとして「千代田区で設けている地区計画メニューは、再開発等促進区を定める地区計画を除くと2種類しかありません。「質」の向上のためには、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させることが大切です。具体（注）には、高度利用型地区計画のような新たな仕組みづくりが必要となります。」との記載がありますが、千代田区における対象地域としてどこを念頭においていますか。（港区や中央区の事例では所謂、繁華街や駅前等が対象になっていますが。） （注）「具体的」とすべきところ「具体」となっていますが、ケアレスミスでしょうか？	千代田区型地区計画で住宅の量の確保が十分と捉えている地区で、住民等の皆様が「住宅」ではなく住環境の質を向上させることが課題と考えている地区を想定しています。 （注）については、P42方針2の記載のとおり、「具体」と表現しております。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
11	第3章	42	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>「地区計画の見直し方針（素案）」を拝見しました。</p> <p>新たな仕組み・地区計画は、「高度利用型」という点が新しいとのことですね。</p> <p>「高度利用型」とは、容積率緩和などを通じて、高い建物を建てて、土地を利用していこうということですね。</p> <p>これは、新しいことでしょうか？ これまでも容積率の緩和により、どんどん高い建物に変わっていています。地球温暖化防止のためには逆行することです。どうして今さらにこれを出してくるのでしょうか？</p> <p>全く賛成しがたいアイデアです。</p> <p>まず今ある街並みのどこをどうすればいいのか、住民の希望を聞いて、考えていくべきです。</p> <p>ただ容積率を緩和して高い建物を作れば問題が解決するというのは浅はかです。</p> <p>単純すぎるし、そんなことでは解決しないと思います。</p> <p>高度利用し、人口が増えたというのであれば、その人たちがいつまでも住みたいという環境を整えることが必要だと思います。</p> <p>そうでなければ、人口増加は一過性のものになり、あるいは人の入れ替わりの激しい地域になってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>ハードの面だけでなく、ソフトの面を充実させることは考えられないのでしょうか？</p> <p>それには、建物に予算を使うのではなく、人にお金をかけていくように考え方を変えていく必要があると思います。</p> <p>容積率緩和で、高度化は、もう必要ないと思います。</p>	<p>地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。</p> <p>また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めていくと考えています。</p>
12	第3章	42	1.区内に住所を有する方	<p>四番町の住民の立場から意見を提出します。四番町は、現状、一般型地区計画の対象であり、同地区計画については今回の見直し方針において三番町地区の検証結果を踏まえて生活利便施設の創出が課題として示されています。これは、近隣にミニスーパーは点在しているものの生鮮食料品の品揃えが十分でなく、徒歩圏により大規模のスーパーができることを望む地域住民の意向と合致しており評価できます。しかし、見直し方針では同時に高度利用型地区計画の必要性についても言及しており、銀座地区や札幌駅前通北街区における容積率割増による機能更新誘導の例を挙げています。四番町を含む番町地区は古来より人が住まう場所であり、銀座や札幌駅前のような商業地とは性格が大きく異なるので、番町地区を今後新たに高度利用型地区計画の対象とすることで、より高い建物が立ち並ぶようになることには反対します。</p>	<p>地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。</p> <p>また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めていくと考えています。</p>
13	第3章	42	1.区内に住所を有する方	<p>今回の見直しの主眼の一つは、千代田区型地区計画(住宅誘導)に加え、高度利用型地区計画(商業施設誘導)を新しく導入することと理解します。高度利用型地区計画は、元々存在する地区計画の一つであると説明されましたが、それを敢えて見直し案として文章化する事により、地権者もデベロッパーも、区役所がそれを推奨していると受け止めると思います。地区計画がない五番町の商業地権者やデベロッパーは、先ず、この制度を利用しようとするでしょう。又、住宅設置であろうが商業施設であろうが容積率の割り増しが貰えるのであれば一般型地区計画を変更し、千代田区型地区計画・高度利用型地区計画に変更しようとする動きが加速して、住宅街やその隣接地の建物の大型化・高層化が進むことを危惧します。元々存在する高度利用型地区計画の制度を敢えて文章化することは、区役所がこれを推奨しているという印象をもたらす事になるので反対します。</p>	<p>地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。</p> <p>また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めていくと考えています。</p>

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
14	第3章	42	1.区内に住所を有する方	高度利用型地区計画を見直し方針に記載することによって、高度利用型地区計画への変更や策定を加速させ、建物の大型化や高層化を招くことを危惧。高度利用型地区計画に関する記載の削除を要望。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。 また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めて決めるものと考えています。
15	第3章	42	1.区内に住所を有する方	「新たな仕組み地区計画」の導入を考えているようですが、すでにある一般型地区計画の区域に新たな仕組みを導入することには反対です。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。 また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めて決めるものと考えています。
16	第3章	42	1.区内に住所を有する方	SDGSの観点から、持続可能なまちづくり。「量から質への転換」も大賛成です。これまでの地区計画が成功している地区にあえて新たな「課題」を無理に探して、地区計画を見直すような誘導はしないでください。 「高度利用型地区計画」は「量より質への転換」に逆行しています。住宅や個人商店がある地区はその町のあり方が持続できるように支援すべきです。それは容積率や高さで解決できるものではありません。「新たな仕組み 高度利用型+街並み誘導型」と付け加えて誘導しないでください。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。 また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めて決めるものと考えています。
17	第3章	42	1.区内に住所を有する方	「高度利用型地区計画」を含めた地区計画が「地域の質の向上」の具体策と記載されていますが、これに対し異議を申し立てます。 「高度利用型地区計画」の方針は、高度利用型地区計画への変更や策定を加速させ、建物の大型化や高層化を招きます。 このことを危惧することから、「高度利用型地区計画」に関する記載の削除を強く要望します。 「地域の質の向上」策については別の方法で、地域住民ともしっかり議論すべきです。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。 また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めて決めるものと考えています。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
18	第3章	42	1.区内に住所を有する方	高度利用型地区計画を見直し方針に記載することによって、高度利用型地区計画への変更や策定を安易に加速させ、建物の大型化や高層化を招くことを危惧する。新しい都市マスでこの高度利用型は存在しなかったのでは？いずれにしても、高度利用型地区計画に関する記載の削除を要望する。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様に話し合っ決めていくものと考えています。
19	第3章	42	1.区内に住所を有する方	高度利用型地区計画への変更や策定を前提する記述に寄り、こうした方向を既定事実化し、建物の大型化や高層化へとなだれ込むことを招くことを危惧する。高度利用型地区計画について反対意見が多くみられることに照らし、当該記述は削除すべきだと考える。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様に話し合っ決めていくものと考えています。
20	第3章	42	1.区内に住所を有する方	今回の「地区計画の見直し方針」では、なかなか分かりにくいのですが、結局結論は新たな仕組み[高度利用型]+[街並み誘導型]を方針にいれるのが目的の様に見受けられます。そうであれば具体的にどこの地域を念頭においているのかをはっきりさせて下さい。	千代田区型地区計画で住宅の量の確保が十分と捉えている地区で、住民等の皆様が「住宅」ではなく住環境の質を向上させることが課題と考えている地区を想定しています。
21	第3章	42	1.区内に住所を有する方	[高度利用型]地区計画は、土地の利用性を高めることを目的としており高い建物を建てることを目的とした制度ではないとなっておりますが目的としなくても、結果は高い建物が建てられる訳ですから、分かりやすく「高度利用型地区計画は、土地の利用性を高めることを目的としています結果高い建物が建ちます。」と丁寧に書いて下さらないと良くわかりません。そして、高度利用型地区計画を見直し方針に加えることによって、高度利用型地区計画の利用及び変更を促し、更に建物の高層化、大型化地区が増える事は、「質」の低下にもつながると危惧しますので、高度利用型地区計画を「見直しの方針」から外して下さい。「質」の向上を目指すのであれば、千代田区型地区計画もこの機会に廃止することも一案だと思います。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様に話し合っ決めていくものと考えています。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
22	第3章	42	1.区内に住所を有する方	高度利用型地区計画を見直し方針に記載することによって、高度利用型地区計画への変更や策定を加速させ、建物の大型化や高層化を招くことを危惧しており、高度利用型地区計画に関する記載の削除を要望いたします。どうぞよろしくお願い致します。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めていくものと考えています。
23	第3章	42	1.区内に住所を有する方	「高度利用型地区計画」を含めた地区計画が「地域の質の向上」の具体策と記載されていますが、これに対し異議を申し立てます。「高度利用型地区計画」の方針は、高度利用型地区計画への変更や策定を加速させ、建物の大型化や高層化を招きます。このことを危惧することから、「高度利用型地区計画」に関する記載の削除を要望します。	地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、「千代田区型地区計画」や「高度利用型地区計画」による緩和を使った地区にするのか、「一般型地区計画」の規制による地区計画にするのか、どの地区計画を選択し、どのようなルールを決めていくのかは、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めていくものと考えています。
24	第3章	42	1.区内に住所を有する方	今回の「地区計画の見直し方針」では、新たな仕組み[高度利用型]+[街並み誘導型]を方針にいれるのが目的の様に見受けられます。そうであれば具体的にどの地域を念頭においているのかをはっきりさせて下さい。	千代田区型地区計画で住宅の量の確保が十分と捉えている地区で、住民等の皆様が「住宅」ではなく住環境の質を向上させることが課題と考えている地区を想定しています。
25	第3章	44・47	1.区内に住所を有する方	「街並み誘導型地区計画+高度利用型地区計画」の参考事例として銀座と札幌駅前が掲載されていますが、特に前者については、一般の区民が理解するには記載内容を含め参考事例として難しい印象を受けます。	参考事例の特徴を説明するため、冒頭に「高度利用型地区計画により、住宅以外の用途を誘導している事例を紹介します。」等の概要を記載いたします。
26	第4章	-	1.区内に住所を有する方	法定手続きの前に周辺地域も含めた合意形成が必要。素案にある「地区の皆様」を「地域の皆様」へ変更することを希望。	地区計画は地区内の住民・地権者・事業者等で策定・見直しを行うものであるため、地区外の住民を対象としていません。法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
27	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画案の原案の作成の段階で住民等への説明会および公聴会の開催を必須とするよう素案に盛り込んでほしい。意見の聴取は地区計画の範囲内の地権者や利害関係者のみならず賃借人や周辺に居住/通学する人や教育機関を含めることを方針に盛り込むことを希望。	法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
28	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画案の原案の作成の段階で住民等への説明会および公聴会の開催を必須とするよう素案に盛り込んでほしい。	法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
29	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画は、地域の住民が望むまちの規則だと理解します。そのため、より多くの住民の意見が反映されるよう素案作成段階で時間をかけて、説明会や公聴会を開催し、住民の意見を広く聞くようにしてください。 千代田区の地区計画条例では 第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の素案の提示方法及び意見の提出方法を定めることを目的とする。 となっておりますが、都市計画法16条第1項の公聴会を開催することを条例に追加して、位置付けてください。素案が出来上がる前に合意形成を図ることが大事だと思います。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、法定手続き前の地区の意見集約を明確化したものですが、指針としてお示したものであり、各地区に強制するものではないと考えています。 また、法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。
30	第4章	-	1.区内に住所を有する方	法定手続きの前に周辺地域も含めた合意形成が必要と考える。素案にある「地区の皆様」を「地域の皆様」へ変更することを希望する。	地区計画は地区内の住民・地権者・事業者等で策定・見直しを行うものであるため、地区外の住民を対象としていません。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
31	第4章	-	1.区内に住所を有する方	関連法令がどうなっているのかを公に周知するとともに、地区計画案の原案の作成の段階で住民等への説明会および公聴会の開催を必須とするよう素案に盛り込んでほしい。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、法定手続き前の地区の意見集約を明確化したものですが、指針としてお示したものであり、各地区に強制するものではないと考えています。 法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。 周知については、ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。
32	第4章	-	1.区内に住所を有する方	最後に、意見の聴取は地区計画の範囲内の地権者や利害関係者のみならず、賃借人や周辺に居住/通学する人や教育機関を含めることを方針に盛り込むことを希望する。文教地区である番町を視野に入れた場合に必要であるとも考える。	法定手続きについては、都市計画法第16条第2項に基づき、地区計画等の案は、区域内の土地の所有者・利害関係を有する者の意見を求めて作成することとなっています。また、都市計画法第17条第2項には、関係市町村の住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができることとなっています。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
33	第4章	-	1.区内に住所を有する方	大型ビルや高層ビルを建てるなどして商業地として活性化が企図された場合、当該地区事業者・住民へのメリット・デメリットだけでなく、影響は、当該地区のみならず、地域全体に及ぶ。このため、周辺地域も含めた合意形成が必要なはずであり、合意形成の対象を「地区」とせず「地域」とすることが妥当である、と考える。	地区計画は地区内の住民・地権者・事業者等で策定・見直しを行うものであるため、地区外の住民を対象としていません。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
34	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画案の原案の作成の段階で住民等への説明会および公聴会の開催が必要だと考えるが、その際、十分に広報・周知期間を取ることを盛り込むべきである。	第4章実現への道筋において、5ステップの検討フロー図で示しているとおり、区としても地区計画の原案作成前の段階で説明会やパブリックコメント実施等の支援していきます。
35	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画の策定または見直しをするための5ステップですが議論の場の立ち上げから意見集約まで住民、地権者、事業者等の意見を聞くとなっておりこれは非常に大事な事だと思います。そして千代田区は法定手続き前に地区の意見集約を行いますとなっておりこれも何より欠かせない事であります。この事は既に現在も行われているはずであります。しかし現実には地区計画ではありませんが、例えば外神田一丁目南部地区第一種市街地再開発事業又は神田警察通りの街路樹伐採など行政は最初の段階から地域住民の意見を集約したと言い、住民は聞いていない知らなかったと言い、これが大きな問題となっています。どちらかが嘘をついているのでしょうか。そういうことではなくて、行政の周知不足であったもしくは町会の意見を聞いて、それで十分意見を徴収したと考えている。また地域住民はもしかしたら区報で周知されていたかもしれませんがそれを見逃していたまたはネットが苦手など様々な理由で周知が上手くいってなかったことが考えられます。これが現在大変大きな問題となっているのですから今後の周知はどちらの責任だとか知らせないのが悪いとか気が付かないのが悪いということではなくて全体にいきわたるように周知し地区の意見集約を行うことが必須であります。その辺のステップを抜けないようにきちんと見直し方針に記載してください。具体的な条例があった方がより良いです。地区計画案原案の作成の段階で、住民等への説明会および公聴会の開催を必須とするよう「見直し方針」に書いて下さい。意見の聴取は地区計画の範囲内の地権者や利害関係者のみならず賃借人や周辺に居住や通学をする人や教育機関を含めることを見直し方針に書いて下さい。	法定手続きについては、都市計画法第16条第2項に基づき、地区計画等の案は、区域内の土地の所有者・利害関係を有する者の意見を求めて作成することとなっています。また、都市計画法第17条第2項には、関係市町村の住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができることとなっています。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
36	第4章	-	1.区内に住所を有する方	法定手続きの前に、まずは周辺地域、番町や麴町の住民も含めた合意形成が必要と考えております。番町地域は古くからの文教地区、住宅地域でございます。素案にある「地区の皆様」を「地域の皆様」へ変更することを希望しております。	地区計画は地区内の住民・地権者・事業者等で策定・見直しを行うものであるため、地区外の住民を対象としていません。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
37	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画案の原案の作成の段階で、地域の住民等への説明会および公聴会の開催を必須とするよう素案に盛り込んでいただきたいと思います。先日の麴町で2日間にわたって開かれた説明会は事前の周知期間も短く、住民の多くはその説明会自体の開催を知ることができず、意見を表明する機会を得ることができませんので、その周知や意見表明の機会を確保していただくことを要望致します。 意見の聴取は地区計画の範囲内の地権者や利害関係者のみならず、賃借で住まわれている方や番町・麴町など周辺に居住される人たちや、都内屈指の文教地区ですので、番町界隈の学校に通学する人や教育機関を含めることを方針に盛り込むことを要望いたします。	法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の方々等の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。 周知が不十分との意見に関しては、今後の手続きを進める際の参考とさせていただきます。
38	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画案原案の作成の段階で住民・土地所有者等への「説明会および公聴会の開催」を必ず実施する旨を素案に盛り込むよう、要望します。	法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
39	第4章	-	1.区内に住所を有する方	また、地区計画の検討に当たっては、作成後に意見の集約を図るのではなく、原案作成の段階で説明会や公聴会を開催し、周辺地域住民の意に沿った方向での検討がなされているのかどうかを確認できるプロセスの導入をお願いします。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、基本となる手続きの手順、進め方を分かりやすくすることで、地区計画の検討を地区の皆様と区（行政）が同じ方向を向き、足並みを揃えていくための道筋を示すもので、区としても地区計画の原案作成前の段階で説明会やパブリックコメント実施等の支援をしていきます。
40	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画の策定または見直しをするための5ステップに議論の場の立ち上げから意見集約まで住民、地権者、事業者等の意見を聞くとなっています。これは非常に大事な事です。そして千代田区は法定手続き前に地区の意見集約を行いますとなっていてこれも何より欠かせない事です。この事は既に現在も行われているはずですがしかし現実にはそうではありません。実際、多くの陳情書が議会に提出されています。地区計画ではありませんが、例えば外神田一丁目南部地区第一種市街地再開発事業又は神田警察通りの街路樹伐採など行政は最初の段階から地域住民の意見を集約したと言い、住民は聞いていない知らなかったと言い、これが大きな問題となっています。これは行政の周知不足や町会で意見を聞いたことを行政が住民の意見を十分徴収したことになっているからです。多くの陳情書が提出されているように周知不足は現在大変大きな問題となっているのですから全体にいきわたるように周知し意見し地区の意見集約を行うことが必須です。その辺のステップを抜けがなないようにきちんと見直し方針に記載してください。具体的な条例は必須です。地区計画案原案の作成の段階で、住民等への説明会および公聴会の開催を必須とするよう「見直し方針」に書いて下さい。意見の聴取は地区計画の範囲内の地権者や利害関係者のみならず賃借人や周辺に居住や通学をする人や教育機関を含めることを見直し方針に書いて下さい。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、基本となる手続きの手順、進め方を分かりやすくすることで、地区計画の検討を地区の皆様と区（行政）が同じ方向を向き、足並みを揃えていくための道筋を示すもので、区としても地区計画の原案作成前の段階で説明会やパブリックコメント実施等の支援をしていきます。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
41	第4章	-	1.区内に住所を有する方	地区計画の見直し、新しい地区計画の作成では「合意形成」の部分、方法が明記されておりません、地区内部だけでは無く「地域」との関係性も重要です、建築物は社会の重要な工作物です社会的に存在するもの、永く地域に存在をします。ですから内部だけで検討するのでは無く「地域の合意形成」を図らなくては問題が永く地域に起こります。 色々な意見を集めると言いながら、地域を検討・合意形成には入れて無い点で地区計画の見直しには反対です、再度正確な理由を示して公聴会を開催するに変更を求めます。 地区だけでは無く地域で合意形成をするために色々な考えを集めるのが重要です、「公聴会」を開いて広く意見を集約すべきです。 合意形成の為に「公聴会」を開催を入れる事を提案いたします。	地区計画は地区内の住民・地権者・事業者等で策定・見直しを行うものであるため、地区外の住民を対象としていません。 地区計画の見直し方針は、法定手続き前の地区の意見集約を明確化するため、5ステップの検討フローをお示ししています。 また、法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。
42	第4章	54	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	・初期において、住民等による「議論の場」の有無は非常に重要です。特に、地区計画のような広範囲に及ぶものにおいては、第三者的な立場での調整の有無により、会の成立が大きく左右されると思います。 ・場づくりにおいて、区による準備・設立のサポートがあるのは、大変心強いと思いますが、こういった相談窓口、相談体制を区内で整備して、明示してはいかがでしょうか。	千代田区では、準備・設立のサポート（支援）や、皆様の話し合いが円滑に進むよう、必要な情報を提供するなどの支援を行っています。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
43	第4章	57~59	1.区内に住所を有する方	「千代田区地区計画等の案の作成手続に関する条例」では第1条・第2条・第3条で何れも「地区計画等の素案」という使い方をしています。しかしながら地区計画の見直し方針（素案）のP57からP59ではフェーズに応じて以下のような使い方をしています。 P57：地区計画原案・地区計画面 P58：地区計画の素案・原案・地区計画の案 P59：地区計画面・地区計画の案 都市計画法では「都市計画の素案」「都市計画の案」といった使い方ですが、特に条例と今回の地区計画の見直し方針（素案）については用語の統一をできるだけ図ったほうが良いではありませんか。	法定手続きの前の段階では、「5ステップ」の検討フローに基づき、住民等の皆様が「地区計画の素案」を作成し、その後、法定手続きの段階では、都市計画法に基づき、「地区計画原案」の作成と公告・縦覧等、「地区計画面」の作成と公告・縦覧を行うという考え方で表現を整理しています。
44	第4章	58	1.区内に住所を有する方	「情報プラットフォーム」のあり方を検討しておりますが、合意形成には必要なものなので、検討するだけで無く作りますに直すべきです。「情報プラットフォーム」検討では無く、作ることを明記すべきです。	ご意見として受け止めさせて頂き、今後の参考にいたします。
45	第4章	59	1.区内に住所を有する方	策定手続きのフロー図ですが、「地区計画原案の公告・縦覧」の左には「土地所有者等による意見書の提出」と記載があり、その下の[]にも同趣旨の文言が並んでいます。また、「地区計画の公告・縦覧」の左には「住民等による意見書の提出」と記載があり、その下の[]には「土地所有者等は意見等を提出することができる」と記載があります。ここは「住民や土地所有者等は」と記載すれば済むではありませんか。	P59の地区計画の策定手続きについて、「住民等による意見書の提出」の説明については、「土地所有者等」を「住民等」に修正いたします。
46	第4章	60	1.区内に住所を有する方	地区計画策定フロー図の（都16条第3項）は（第16条第3項）の間違いではないでしょうか。	第16条第3項に修正いたします。
47	第4章	60・61	1.区内に住所を有する方	フロー図のうち、「地区計画の案の作成」「地区計画の決定」はP61のフロー図との比較において根拠条文を記載すべきではないでしょうか。	「地区計画の案の作成」については、P60の地区計画策定のフロー図とP61の都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案制度を活用した場合の地区計画の根拠条文と必ずしも一致するものではありません。「地区計画の決定」については、根拠条文を同じものとして記載します。
48	第4章	60・61	1.区内に住所を有する方	根拠条文が同じにも拘らず、P60とP61で表記が異なる事例があります。例えば以下が挙げられますが、異なることに理由はあるのでしょうか。 P60 地区計画の素案の提案 公聴会の開催等 東京都知事に協議 P61 地区計画の提案 説明会の開催等 記載なし	都市計画法の根拠条文に記載されている表現を基本に統一します。
49	第4章	60・61	1.区内に住所を有する方	P60は新たに地区計画を作成する場合、P61は変更する場合のように受け止めましたが、仮にその理解が正しいのであれば、読み手がわかりやすいようにその旨の付記が望ましいではありませんか。	P60の「地区計画の策定フロー図」と「P61の都市計画提案制度のフロー図」は、どちらも策定及び変更を活用できるフロー図になります。
50	第4章	61	1.区内に住所を有する方	フロー図の上から3番目は根拠条文を「第21条の2」としていますが、正しくは「第21条の3」ではありませんか。	都市計画法第21条の2は「都市計画の決定等の提案」、第21条の3は「計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等」のため、第21条の3に修正いたします。
51	その他	-	1.区内に住所を有する方	現在の地区計画に対して 建物の高さ 40mは緩すぎ→→30m以下にするべきである。 前面道路からの圧迫感がある。幹線道路の建物より高い。 建物の面積50㎡以上は緩すぎ→→100㎡以上にするべきである。 ミニ開発を規制するため。	高さの最高限度や敷地面積の最低限度など、各地区の地区計画の見直しについては、地区計画の見直し方針の策定後、5ステップの検討フロー等に基づき、まずは住民等の皆様が地区計画の成果を検証していただき、地域の課題に変化が生じている場合は、地区計画の見直しの検討を進めていただきたいと思います。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
52	その他	－	1.区内に住所を有する方	オフィスビル、マンションビルの1階を店舗にするべきである。 今のままでは、古い建物の建て替えて店舗が無くなり、街の賑わいが無くなる。	各地区の地区計画の見直しについては、地区計画の見直し方針の策定後、5ステップの検討フロー等に基づき、まずは住民等の皆様に地区計画の成果を検証していただき、地域の課題に変化が生じている場合は、地区計画の見直しの検討を進めていただきたいと考えています。 なお、地区計画はハード面（空間の整備：広場、緑地、道路等）が対象で、ソフト面（整備された空間における活動：賑わいの創出等）は対象とならないことから、地区計画とは別に、ハード面とソフト面を総合的にマネジメントしていく仕組みを検討して頂きたいです。
53	その他	－	1.区内に住所を有する方	ワンルームマンション概要、駐車湯附置制度など見直しが必要。 ワンルームマンション概要の隙を衝いてくるミニワンルームマンション計画に対して、ワンルームマンション概要の規制を厳しくする。 施工事例：神田佐久間町、神田神保町、三番町、九段南 計画中：一ツ橋（神田一橋中学校、教育委員会などより苦情あり） 対象建築物：専用面積が30㎡以下の住戸が、10戸以上の建築物 →→ 5戸以上の建築物とすべきである。 ※建物を特定する住所などの表現については、個人情報保護の観点から削除させていただきました。	ワンルームマンションの規制など、各地区の地区計画の見直しについては、地区計画の見直し方針の策定後、5ステップの検討フロー等に基づき、まずは住民等の皆様に地区計画の成果を検証していただき、地域の課題に変化が生じている場合は、地区計画の見直しの検討を進めていただきたいと考えています。 駐車場付置制度については地区計画ではなく、駐車場法や東京都駐車場条例での検討になりますので、地区計画の見直し方針では検討できませんが、駐車場の在り方に関する検討の際に、本意見を参考とさせていただきます。
54	その他	－	1.区内に住所を有する方	「量」から「質」の重視に転換したまちづくりのために まずはワンルームマンションの規制が必要である。1戸当たりの最低専用面積の規制など。ワンルームマンション住民は地域コミュニティに関わらない。住民の入れ替わりが多い。 土地価格、建築資材の高騰などにより、分譲価格、賃貸価格も高騰しているようだ。この部分に配慮しないと、千代田区の居住コストが上昇してしまい、人口が頭打ちになることも考えられる。（ワンルームマンション住民の住民票が千代田区に無い可能性が高いが？） 町の賑わいのために1階の店舗の誘導方法など考えなければならない。 家賃の問題もある。高額だとチェーン店ばかりになってしまい、魅力的な町にならない。 個性ある魅力的な店舗が入居できる工夫が必要である。	ワンルームマンションの規制など、各地区の地区計画の見直しについては、地区計画の見直し方針の策定後、5ステップの検討フロー等に基づき、まずは住民等の皆様に地区計画の成果を検証していただき、地域の課題に変化が生じている場合は、地区計画の見直しの検討を進めていただきたいと考えています。 なお、地区計画はハード面（空間の整備：広場、緑地、道路等）が対象で、ソフト面（整備された空間における活動：賑わいの創出等）は対象とならないことから、地区計画とは別に、ハード面とソフト面を総合的にマネジメントしていく仕組みを検討して頂きたいです。
55	その他	－	1.区内に住所を有する方	令和3年度第3回千代田区都市計画審議会議事録P27～28に「見直し方針を作成するのであれば、練馬区（注）他はまちづくりの手順・手続条例の整備がされているので、千代田区でもルール化を」といった趣旨の提案が委員から行われていますが、どのように対応する予定でしょうか。 （注）練馬区は「練馬区まちづくり条例」を制定済。	第4回検討部会においても、「練馬区では、まちづくり条例で住民のまちづくり支援のプロセスを詳細に定めている一方で、詳細に定めると、事務手続きが煩雑になってしまい、なかなか先に進まないという課題もある」との意見があり、「専門家の派遣などの具体的なサポートのイメージが必要である」等の結論に至ったことから、「専門家の支援」を明記することとなりました。
56	その他	－	1.区内に住所を有する方	令和3年12月10日開催の千代田区都市計画審議会（以下、「都計審」）議事録P19には会長からの「審議会での意見は、部会の方にしっかりと報告していただいて供するというで宜しいか。」といった問いに対して、景観・都市計画課長が「会長がおっしゃったように、こちらの意見を部会に上げることも可能」との趣旨の回答をしたことが掲載されています。 たとえば当該議事録P20では「再開発等に係る地区計画については特に総括が必要」といった意見、令和4年3月4日開催の都計審議事録P33では「斜線制限緩和による影響調査を徹底的にやってもらいたい」といった意見がそれぞれ委員から出されています。 しかしながら、その後の部会の議事要旨や都計審の議事録には、部会での報告や区での検討、更にはその結果の都計審へのフィードバックについての記載がないように見受けられますが、その理由をご教示下さい。	「再開発等促進区を定める地区計画」については、土地利用の転換（再開発、開発整備等）を目的に、開発事業者等が特定の地区のまちづくりを検討するものであり、地区計画の主体や対象範囲、目的が大きく異なることから、本見直し方針では取り扱わないこととしています。また、斜線制限緩和による影響調査等については、今後各地区で地区計画の見直しを検討する際に地区ごとでその必要性を判断していただき、調査・検証を行っていきます。
57	その他	－	1.区内に住所を有する方	地区計画における、なりわい機能である商業・業務や、教育・文化機能、高齢者支援機能など地域の質向上に資する用途の導入を評価し、容積率の緩和を行う。	地区計画の見直し方針では、「質」の向上のため、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、生活利便施設等に容積率の緩和を適用し、誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
58	その他	-	1.区内に住所を有する方	街区再編等による公共空間確保を図るため、総合設計制度のみならず、都市再生特別地区や高度利用型地区計画など、各種都市計画手法の活用を可能とする。	地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画等手法の活用については対象外としています。
59	その他	-	1.区内に住所を有する方	法定手続きの前の「合意形成」は極めて重要ですので、地区計画案の原案作成段階での「住民説明会や公聴会」等の開催を必須とする要件を本素案に盛り込んで欲しい。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、基本となる手続きの手順、進め方を分かりやすくすることで、地区計画の検討を地区の皆様と区（行政）が同じ方向を向き、足並みを揃えていくための道筋を示すものです。 また、法定手続きについては、都市計画法に基づき、地区計画原案の公告・縦覧等が行われるものと考えています。
60	その他	-	1.区内に住所を有する方	「住民が主役」の地区計画を考えるに際して、「町会」等の役割にも触れた方が良いと思います。	町会等の役割は重要であると認識しております。地区計画の見直し方針では、住民・地権者・事業者等の役割の中に「町会」も含まれていると考えています。
61	その他	-	1.区内に住所を有する方	千代田区役所からの広報に関してですが、先日の「第4次基本構想（たたき台）」の意見募集と今回の意見募集の関係が分かりにくく、また今回の意見募集についても時間的に周知が十分でなかったように感じます。	今後検討していく「第4次基本構想（たたき台）」の意見募集と「地区計画の見直し方針」の意見募集は別のものとなります。周知が不十分とのご意見に関しては、今後の手続きを進める際の参考とさせていただきます。
62	その他	-	1.区内に住所を有する方	特に一般型地区計画にあっては「住み続けられる街づくり」が大切なので、地権者や利害関係者の他にも当該地域で生活の基盤を有する住民（例えば賃貸人や教育機関等）も加えることが必要と考えます。なお「地区の皆様」も「地域の皆様」に変えた方が良いと思います。	「地区の皆様」に該当する住民・地権者・事業者等をどこまで含めるかについては、地区の特性や課題によって異なると考えます。そのため、地区計画の見直し方針の策定後、各地区で地区計画の策定・見直しを検討するにあたり、意見集約に必要な関係者についても検討していただくことが大切だと考えています。
63	その他	-	1.区内に住所を有する方	一点目は地区計画の見直し方針（素案）の「課題」において現行の地区計画による「高さ制限などの規制により建物更新が進まなくなっている」という点についてまったく課題感が無い事です。 2011年の東日本大震災後に法改正があり、「特定緊急輸送道路沿いは耐震改修をせよ」というルールになりました。耐震診断が義務化されたり、建物名の公表などが新聞紙上で記事になっていたりしました。世の中では、耐震化が必達であるという風潮だったと思います。ところが、昨今の状況を見ると、まさに「のど元過ぎれば」となっているような気がして仕方がありません。緊急輸送道路沿いの耐震化はいったいどのくらい進んだのでしょうか。東京都の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況についての資料によれば被災9年後の2020年6月における旧耐震基準の建築物の耐震診断実施率97.8%に対し、旧耐震基準の建築物のうち、改修済等、耐震性を満たす建築物の割合は47.7%と半数にも達していません。資料発表から更に2年、千代田区の耐震化は進んでいるのでしょうか。本来であれば区民だけでなく首都東京の機能を守るために千代田区として緊急輸送道路沿道の耐震化は最優先事項として強力に推し進める必要があったのではないかと思います。規制強化による効果の記載をする一方で耐震化の進捗状況も以下の理由によって素案に追記されるべきと考えます。 耐震化が進まないのにはいくつか理由があります。例えば、様々な規制により建替える事が容易ではないという事があります。高さ制限、駐車場の設置など、様々な制約があると、現実的に建替えるはできません。特に古い建物であれば、今までより小さな建物になってしまう懸念や、1Fが駐車場だけになってしまう事もあります。無理に駐車場をつくり、結果として全く使用できない、等ということもあるでしょう。そう思えば、建替える気も無くなります。しかも、建替えるには、区分所有などの権利関係、お金の問題など課題は山積です。そもそも経済性が合わないならば、まったく建替え気運になりません。	緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化については、今回の地区計画の見直し方針とは別の事業となるため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を所管している区の建築指導課にご意見としてお伝えいたします。
64	その他	-	1.区内に住所を有する方	二点目ですが、地区計画範囲は、町会など地域範囲と異なる事があります。そうすると、「地元で話をしろ」と言われても容易ではありません。ある程度、区が自ら積極的に介入して、範囲・区域の議論を誘導すべきと思います。地元で話をしやすい環境を区で作る。具体策にはそういう主体的な動きを区がしても良いという位置づけにすべきと考えます。	住民・地権者・事業者等による地区計画の策定・見直しの検討にあたっては、5ステップの検討フローでお示しているように、地区計画について地区の皆様で考える場を立ち上げるため、区による準備・設立のサポート（支援）という形でかかわっていき、皆様の話し合いが円滑に進むよう、必要な情報を提供するなどの支援を行っていきます。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
65	その他	-	1.区内に住所を有する方	昨年、10年に一度の都市計画マスタープラン改訂でも、もっと強力に地域の耐震化を進めるための規制緩和について、具体的に言及すべきではないかと意見を述べましたが、改訂後の記載も曖昧に見えます。今回の地区計画見直しに際し、根底に安心、安全を最優先する区の強い意志を期待します。	最優先にすべき地域の「質」は、地区の特性や課題によって異なることから、各地区の地区計画の策定・見直しにあたり、地区の皆様で話し合っ決めていくことが大切だと考えています。
66	その他	-	1.区内に住所を有する方	番町の住民です。 この地区には超高層ビルは必要ないと思います。片道一車線の狭い道路に面して超高層ビルが建設されることは反対です。 また地区計画の見直しを検討する時は、地域住民の声を反映してして下さい。	高さの最高限度など、各地区の地区計画の見直しについては、地区計画の見直し方針の策定後、5ステップの検討フロー等に基づき、まずは住民等の皆様で地区計画の成果を検証していただき、地域の課題に変化が生じている場合は、地区計画の見直しの検討を進めていただきたいと思います。
67	その他	-	1.区内に住所を有する方	日テレ高層ビル化、必要ないかと。 町並み壊れます。 巨大ビル化で人口、増加した分道路は捌けないです。 一方通行多いですのに。 低層化が宜しいかと存じます。 唯一無二の街並みこわさないでください。	地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。 日本テレビ跡地の開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。
68	その他	-	1.区内に住所を有する方	千代田区日本テレビ通り 日本テレビ元本社ビル跡地に 私が、ビルを建て 私が、テレビ放送いたします。 ※人物を特定する表現については、個人情報保護の観点から削除させていただきました。	地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。 日本テレビ跡地の開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。
69	その他	-	1.区内に住所を有する方	神田駅から東のエリアは平成10年以降都市計画マスタープランの影響もあり、人口が増えており、子供のいる世帯も増加している。 しかし住民の生活の質、生活環境がそれに応じて改善されているとは言い難い状況が続いている。 例えば、 1. 子供が遊んだり大人がくつろげるような緑地、広場がほぼ無いに等しい。 2. 神田金物通り（おそらく神田平成通りも）を平日深夜2時～早朝5、6時に大型トラックが散発的に通過し、その際「ガチャン」という衝撃音が大変大きく響き（たぶん条例違反レベルに達している）、睡眠を妨げている。 3. 神田金物通り、神田平成通りは一方通行になっているが、自転車レーンが設けられていない。その上、路肩駐車が非常に多い。このため自転車で左側通行する際に大変な危険が伴う。路肩駐車の車の陰から突然対向車が飛び出てくるがよくある。 というようなことが挙げられる。屋上緑化は温暖化防止には有効であるが、住民のQOL向上には（屋上に立ち入れないので）あまり有効ではない。 一方報道によればパリ市は2019年以降、車優先社会から住民優先社会へ明確に舵をきり、車道の遊歩道化、車両一方通行道を自転車両面通行道へ転換、車道を一本化し開いたエリアを広場、遊歩道化といった施策が進められている。 そこで千代田区でもパリ市のように住民優先の街づくりを進めてもらいたい。 具体的には神田金物通り、神田平成通りの一本化等により車道面積を減らし、開いたエリアを遊歩道、緑地、広場に転換し、子供や大人の生活環境の改善を進めることを提案したい。今現在立っているビル等は私有地であり転用困難なため緑地を作り出すには車道を条例により転用するのが最善であると考え。また車社会から公共交通、自転車を重視した環境負荷の低い社会へ転換していく一助にもなるはずである。	ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
70	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>本見直し方針では再開発等促進区を定める地区計画については取り扱わないとのことですが、現時点において同地区計画の提案が行われることが見込まれている地区についても、本見直し方針に対する地域住民の意見を反映させるような連携を望みたいと思います。四番町については、日本テレビホールディングス株式会社の2018年度の有価証券報告書において、番町再開発事業として二番町及び四番町等の番町地区にて不動産賃貸事業を計画しているとの記載がありました。以降の事業年度の有価証券報告書では、番町再開発事業との関連で四番町は言及されていませんが、令和3年4月には東京トラック事業健保会館が日本テレビ放送網株式会社による麴町地区再開発により四番町から三番町に移転することを発表するなど、四番町現地では日本テレビによる再開発は水面下で継続していることが窺われます。しかし、日本テレビは四番町住民に対して、四番町の再開発計画について何ら説明を行っておらず、先日のオープンハウスでも日本テレビの説明者は四番町の計画についてコメントを避けていました。日本テレビでは四番町について再開発等促進区を定める地区計画を提案できるまでに熟した青写真を未だ描けていないのかもしれませんが、少なくとも同地区計画を提案する方向性であるならば、行政は日本テレビに対して、四番町の再開発の構想を地区住民に対して説明を行い、地域住民の声に耳を傾けるように積極的に指導してほしいと思います。行政は、四番町保育園の仮園舎の敷地を日本テレビから無償で借り受けるなど、四番町を巡って行政は同社との間で密接な関係を有しているものと思われるが、少なくとも行政が知りえた範囲の情報については住民に対しても情報共有を行ない、早い段階から地域住民の声を反映させることができるようにサポートをお願いしたいと思います。</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。</p> <p>日本テレビ跡地の開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。</p>
71	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>見直しの、もう一つの目的は住民による自発的な「地区計画」の検討・再検討を促すことにあると了解します。区役所の意図がそこにあるのであれば、都市計画法16条による説明会および公聴会を義務化し、かつ、住民の意見を受け付ける期間を長く(最低1ヶ月)にする必要があると思います。このことを見直しの最終案に盛り込むことを要望します。</p>	<p>法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。</p> <p>法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の方々等の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。</p>
72	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>説明会で配られた資料の13ページの「高度利用型地区計画は……高い建物を建てることを目的にした制度ではありません。」の記述は極めてミスリーディングです。目的ではないものの、容積率上乘せにより結果的に高さの緩和を招く可能性が高いのであれば、それを隠すことなく説明すべきです。以上。</p>	<p>高度利用型地区計画は、土地の利用性を高めることを目的としており、高い建物を建てることを目的にした制度ではありませんが、容積率緩和により一定規模の高さの上乗せがあるのも事実です。しかしながら、高さの最高限度を定めることにより街並みの統一も図ることも可能となっております。</p>
73	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>千代田区は住みやすい市町村として調査で全国1位になるなど、区のみなさんのご努力によって、平常時は住民にとって大変便利で充実した生活が送れる場所だと大変感謝しております。</p> <p>ただ大地震や水害、火災等の非常時になると、以下に記載のこの地域の特殊性から不安な面が多く、住民へのアンケート調査でも区に期待する施策として防災関係が1位にあがる状況です。</p> <p>①この地域は昼間人口が100万人に迫るなか、夜間人口は7万人程度とその差が激しく、単に在住在勤者だけでなくビジネスや買い物で来ている人も数十万人に上ると考えられます。いざ大地震等が発生した場合は住宅や勤務先にとどまることができずに大量の帰宅難民が発生すると思われれます。</p> <p>②同じ区の中には丸の内、神田、番町・麴町とまったくカラーの異なる地域があり、その地域にあった災害対策を講じなければ実効性にかけると思います。特に神田と番町・麴町は住宅と飲食街が密接していて、道幅も狭く、火災発生時に延焼の可能性が高いと思います。</p> <p>③日本の立法・司法・行政の中核機関、大企業本社、中学～大学等の教育機関が集中し、多種多様な人々が特に日中に同居しており、災害が発生した場合は混乱を回避し、迅速な対応が求められるなか、統制のとれた行動の誘致による混乱防止を可能とするにはまだ十分な対策がとられていないかと思えます。(地区をあげての災害訓練も必要か)</p> <p>④千代田区役所等行政の方、区の小中高の学校関係者等でこの地域に住んでいる方は少なく、特に夜間で災害が発生した場合は迅速な対応が困難になると考えられます。</p> <p>以上の点に鑑み、地区計画でも防災・減災を正面にすえ、特に以下の施策を考慮願えればと存じます。</p> <p>①災害時の避難場所として公園の増設、夜間の公共施設・学校等の避難施設としての利用、公衆トイレの大幅増設を含め、帰宅難民(特に在住在勤者以外)の避難場所・救護施設の確保、非常用飲料・食料の提供態勢の拡充</p> <p>②類焼防止のための道路の拡張、①と同じく公園等の増設</p> <p>③防災の観点からの用途地域と容積率の見直し</p> <p>防災対策はいろいろな観点から長期に渡り取り組むべき課題であり、地区計画の見直しも含めてご検討いただければ幸いです。</p>	<p>地区計画制度だけでは、解決できない重要な課題と認識しています。</p> <p>防災対策として重要なご意見として受け止め、今後の参考にいたします。</p>

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
74	その他	-	1.区内に住所を有する方	新たな地区計画を導入するときは、その地区だけでなく、周辺地域関係者の意見も、必ず聞いてください。	法定手続きについては、都市計画法に基づき、公告・縦覧等が行われるものと考えています。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
75	その他	-	1.区内に住所を有する方	地区計画案を作成する前に、関係住民の意見を取り入れる仕組みを考え、実行してください。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、基本となる手続きの手順、進め方を分かりやすくすることで、地区計画の検討を地区の皆様と区（行政）が同じ方向を向き、足並みを揃えていくための道筋を示すもので、区としても地区計画の原案作成前の段階で説明会やパブリックコメント実施等の支援していきます。
76	その他	-	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	1. 6月1日には万世橋、そして8月31日には番町出張所と2回の説明会に参加したが、説明内容は一応漠然とは理解しても、なぜ今こういう見直しが必要とされるのか、あまりピンと来ない。根底には、長らく続いている規制緩和によって開発・建設事業を活性化して経済成長をはかろうという国政レベルでの基本的な方針があるのだと推察する。そのこと自体は必ずしも悪くないが、問題は得てして開発至上主義的な傾向に陥り、住環境や教育環境の悪化を直視しないことがままあることだ。この点には是非とも留意いただきたい。 2. 上記1とも関連するが、そういう問題を事前に把握するためにも是非広く民意を吸い上げる努力を一層してほしい。その為のこういう意見募集なのだろうが、得てしていわゆる“両論併記”の様な形に取り纏められる傾向がある。選挙などとは違ってなかなか困難な点はあるが、どういう意見がどれだけ多いか少ないかの見極めをつけて政策決定に反映させる努力をしてほしい。	地区計画の見直し方針については、平成10年に策定した都市計画マスタープランで描いた将来像を実現するため、居住機能の確保と定住人口の回復によるまちづくりを展開してきました。地区計画においては、商業地域に対して用途別容積型と街並み誘導型を合わせた千代田区型地区計画で住宅床の増加を図ってきました。 これらの結果、定住人口は5万人回復を達成しましたが、千代田区のまちづくりの課題は変化してきています。また、社会情勢や人々の価値観の多様化に伴い、法律や条例等の制定・改廃が行われてきています。 このような背景の中で、改定された都市計画マスタープランが描く将来像「つながる都心」の実現を目指して、地区計画においても新たな地域課題に対応していけるよう、地域と連携しながら見直しを検討していく必要があることから策定に向けた検討を行っています。 2. つきましては、ご意見として受け止めさせて頂き、今後の参考にいたします。
77	その他	-	1.区内に住所を有する方	住んでいる住民の声をきちんと聴いて、ただ高層建築を建設するための、アリバイ作りの意見募集をしないでほしい。	地区計画の見直し方針の策定にあたり、意見募集（パブリックコメント）、区内3か所ですべて6回の説明会を実施し、広くご意見を伺いながら策定を行うものです。ご理解の程お願いいたします。 また、本方針は高層建築を建設する事を目的としておりません。
78	その他	-	1.区内に住所を有する方	地区計画の策定若しくは変更に関しては住民に大きな影響がありますので是非住民意見を良く聞いて、出来るだけ多くの住民に歓迎されるようなものを作成してください。	地区計画の見直し方針の5ステップの検討フローは、基本となる手続きの手順、進め方を分かりやすくすることで、地区計画の検討を地区の皆様と区（行政）が同じ方向を向き、足並みを揃えていくための道筋を示すもので、区としても地区計画の原案作成前の段階で説明会やパブリックコメント実施等の支援していきます。地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、どの地区計画を選択するかについては、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めていくものと考えています。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
79	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>私は現在内神田地域に住まわしていただいております。そこには、地区計画のうち ア（一般型地区計画）と イ（千代田区型地区計画）が、あります。ひとつの建物、もしくは、一区画程度の建造であれば、先述の地区計画方針ですすめていただければ良いと思いますが、広範囲になった場合、アとイにしばられず、ウ（再開発等促進区）に変更できるものにはいかがでしょうか。これが変更できない理由が私にはわかりません。</p> <p>1999年の定住者4万人以下から、2017年には6万人に回復。街づくり方針により、人口増加は成功したと思います。現在は保育園や幼稚園、の受け入れが間に合わない状態にまでなっています。</p> <p>しかし、マンションを増やしただけでは、住人は、他の街にいて、買い物や遊びなどの生活圏を作ってしまう。中長期的に、千代田区がめざすのは、江戸時代の長屋構造はいかがでしょうか。</p> <p>一方通行だらけの道路をみなおし、相互通行をふやし、歩行者専用道路を決め、その両脇の建物は、1階は必ず店舗を入れる（上は住宅や事業所）その道路は、駅と駅をつなぐ道路とする。</p> <p>大きな建物の場合でも1階部分は、できるだけ小分けの店舗とし、今後、感染などが起こった時のクラスターを最小限に防ぐ使用にする。店舗の集客は、外からを目的とせず、その地域の上に住んでいる人を対象とするので、循環がうまれます。</p> <p>無理なく歩けるような地域になれば、健康増進にもつながります。</p> <p>近代的長屋構造、未来の広域商店街、このような発想でいろいろなものが、重なるように思考してはいかがでしょうか。</p> <p>千代田区の北東地区、東京駅と秋葉原に挟まれた、神田地区。ここはお祭りもありますし、もっと新しく定住してくれる人とのつながりを求めていく方向へ進んだ方が、よいと思います。せっかく住んでいても、お祭りにも参加できない、したことがない、参加のやり方がわからない。そんな地域は、寂しいと思います。</p> <p>そのためにも、住んでいる人が、活用できる生活圏にする事が、大切だと思うのです。</p> <p>千代田区内から出なくても、すべてが完結できるくらいの地域体力を目指していくのはいかがでしょうか。</p> <p>緑地化もよいですが、地方にいけば、手つかずの緑地があります。緑地を求めている人は、いくらでも地方に行くことができる世の中になりました。新幹線で通勤も可能な時代です。</p> <p>千代田区に必要なのは、なんでしょう？ 仕事場と、住まいは整ってきました。あとは生活の場、ではないでしょうか。</p> <p>外食産業だけではなく、これからは、新しい発想の店舗もできるかもしれません。</p> <p>大型店舗は、郊外にたくさんできています。そのようなものを千代田区に作る必要はないと思います。</p> <p>千代田区の商店街を作る方向で、方針を決めるのは、いかがでしょうか。</p> <p>読んでいただきありがとうございました。</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。</p> <p>ご意見については、受け止めさせていただき、今後の参考にいたします。</p>
80	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>高さ制限を緩和する理由を明確にした上で高さ90メートルの施設計画を図面、事業概要面積表、イメージパスを開示した上で、番町地権者を対象に開発の是非を問うアンケートを実施してから行政判断を行い、地元地権者の意向を反映した行政判断をしてもらいたい</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。</p> <p>個別の開発計画については、本方針の対象外としています。</p>
81	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>(1) 敷地内にイベント会場など作るにより現行の高さ制限である60メートルを緩和し1.5倍の90メートルの超高層ビルを建設する計画であるが、商業目的で番町の閑静な住宅街・文教地区の環境を破壊するような計画には強く反対する。現行の高さ制限を緩和する正当性、必要性が認められない。番町には60メートルを超えるビルはなく、現行の高さ制限である60メートルの設定に際しても日本テレビは賛成していたと理解する。にもかかわらず、自社の建設に際してはこれを変更することは納得できない。</p> <p>(2) 番町は住宅街、文教地区です。そのような地域に不特定多数の人が来るイベント会場など作ることに強く反対する。そのような場所で地域の子供たちを遊ばすことは出来ない。</p> <p>(3) 番町は住宅街、文教地区です。超高層ビル建設による日射の減少、ビル風の発生、人流の大幅な増加による車線、歩道、駅の問題は解決されていない。閑静な住宅街としての価値を減じるので強く反対する。</p> <p>(4) 本件は2番町だけの問題ではなく、番町地域全体の問題。地域全体の合意形成が必要と考える。</p> <p>(5) 商業目的の住環境破壊であることから強く計画に反対する。</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。</p> <p>日本テレビ跡地などの開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。</p>

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
82	その他	-	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	<p>千代田区役所の都市計画ご担当の方々に對しまして、日頃の良好な街づくりに当たられていますこと、感謝申し上げます。</p> <p>特に、千代田区は、霞が関、大丸有、神田・秋葉原、そして、番町・麴町と、極めて特色のある地域について、お仕事をされていること、大変なことであると存じます。皆様のご努力のお蔭をもちまして、いずれの地におきましても、その機能が発揮できる状況が確保されていると承知しております。</p> <p>現在は、番町で働き、田園調布に居住しておりますが、近い将来、千代田区に帰ってこようと考えております。</p> <p>その観点から、ご担当の皆様には、以下の点を踏まえたご検討をお願いいたします。</p> <p>※人物を特定する表現については、個人情報保護の観点から削除させていただきました。</p> <p>※著作物の引用については、削除させていただきました。</p>	ご意見として受け止めさせて頂き、今後の参考にいたします。
83	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>地区計画案原案の作成の段階で住民・土地所有者等への「説明会および公聴会の開催」を必ず実施する旨、素案に盛り込むよう要望します。</p>	<p>法定手続きについては、都市計画法第16条第2項に基づき、地区計画等の案は、区域内の土地の所有者・利害関係を有する者の意見を求めて作成することとなっています。また、都市計画法第17条第2項には、関係市町村の住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができることとなっています。</p> <p>法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。</p>
84	その他	-	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>・今回の拙速な説明会告知と今後の審議の進め方は、①拙速すぎ、②告知範囲が不十分、③情報開示不足で、説明責任の観点から大いに不満です。</p> <p>具体的に、①説明会開催の告知から実施までが短すぎ、かつ、説明会資料にあった今回の意見募集9/5〆切からその後の議会審議までの具体日程は早すぎます。②今回の説明会情報は区民に知らせたくないとか思えぬほど告知不十分です。インターネット掲示も説明会実施日の8/22時点で見つかりませんでした。ネット以外の新聞チラシ告知は1週間前にしましたか？告知手段もあまりに区民に届いていないと感じます。③説明と情報開示も不足です。説明会当日の資料には意見募集9/5〆切からその後の議会審議までの極めて具体的な日程を載せながら、その肝心の審議日程は、以下説明会案内ページと添付資料には一切記述が無しです。</p> <p>https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/toshi/oshirase/chikukeikaku-setsumeikai-kaisai.html</p> <p>また、現状でもご提案の地区計画の見直し方針は実行可能であり「見直し方針」の細かい内容は沢山書いてありますが、結局「何を変えるのか」と「なぜ変えねばならないのか」の説明不十分で、このような審議を区議会にまで持ち込み、一連の行為に区の税を使う意義がわからないのです。これでは、区の職員が本当に目指すことは何か、そしてそれは実は資料に書いておらず、何か隠しているのではとさえ考える人が出るのではと思います。</p> <p>従って区の職員がこのような立派な資料作成に時間と税金を使ったことも、ほかの重要な事項があるという点から、大いに不満です。</p> <p>・よって手続き不備につき、説明と意見募集までをやり直してください。</p> <p>・十分な告知期間と広範な告知手段（区発行の新聞折り込みチラシ含め）、及び十分な審議期間を設けて決定願います。</p>	<p>地区計画の見直し方針策定の検討にあたっては、区のホームページに検討部会の資料や議事要旨を掲載し、情報発信を行っております。</p> <p>地区計画の見直し方針は、法定手続き前の地区の意見集約を明確化するため、5ステップの検討フローをお示ししています。</p> <p>また、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。</p> <p>スケジュールについては、令和3年10月から検討を進めており、ご理解いただければと思います。</p>
85	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>9/3説明会にて「地域」と「地区」は別物としていた。「地区」に最小・細分化し各々の計画対象は「地区」に限定。</p> <p>「地区の皆様」という「住民の皆様」でも「区民の皆様」でもない表現を取っている。「地区の皆様」には企業（及び在勤者）等が含まれる。</p> <p>「地区」「地域」を文言化、規定し裁判に於いて反論を封じるよう諮っている。</p> <p>環境問題は地域はおろか、地球規模で考えるもので、沿道やましてや「地区」のみで決められるような矮小なもの、話ではない。</p> <p>女性を、まちづくりに参画させないのは違法と考える。</p> <p>千代田区の虚偽報告による区議会議決は無効です。「神田警察通りの2期工事・イチョウ伐採計画（工事）」について契約不履行、「既存のイチョウ（他、街路樹）を残すこと」「工事中止」を求めます。</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としています。</p> <p>警察通りの街路樹についてご意見については、担当課にお伝えいたします。</p>

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
86	その他	-	1.区内に住所を有する方	番町の住人です。住環境の「質」の向上や地区計画に柔軟性を持たせる必要性は理解できる一方で、日本テレビの再開発計画なども取り沙汰されるなか、斯かる見直しが番町地域の建物の高層化に繋がることを強く懸念しています。東京随一の高級住宅地である番町の街並みが安易な地区計画変更、就中高度利用型地区計画の対象とならないことを要望します。	地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。 日本テレビ跡地の開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。
87	その他	-	1.区内に住所を有する方	「意見」という言葉が本編の中で41回登場します。但し、意見集約の対象が「地区住民」に限られているように読めます。地区の集積が地域を形成する以上、対象地区のみならず、地区計画が変更された際に影響を受ける周辺地域の声もしっかり拾われるべきと考えます。ついては、素案にある「地区の皆様」（22回登場）を「地域の皆様」へ変更していただきたい。	地区計画は地区内の住民・地権者・事業者等で策定・見直しを行うものであるため、地区外の住民を対象としていません。 法定手続きとは別に、各地区が任意で地区外の意見を聴取するかどうかについては、地区内の住民・地権者・事業者等が検討することと考えます。
88	その他	-	1.区内に住所を有する方	少子高齢化や社会経済の成熟化など、現在の日本の状況を踏まえると、「量」の重視から「質」の重視に転換したまちづくりを進めていかなければならないことはいうまでもない。 そして、まちづくりにおける「質」を向上させるポイントは、多様性の進展と利用者目線の重視にあると考える。 千代田区は、国際都市東京の顔である大丸有を擁する一方で、堀や町割りといった江戸の面影も各所に残っており、多様で豊かな文化を有している。このような多様性を無視して、一律に土地の高度利用化やにぎわいを創出しようとするれば、その独自性が失われ、どこを切っても同じ金太郎飴のような凡庸なまちになってしまう。 今後のまちづくりにおける「質」の向上を考えた場合、それぞれのまちが持つ特徴を活かして、その魅力を増していくことがますます重要になるものと考えます。そのためにも、これからの千代田区のまちづくりにおいては、それぞれのまちが異なる特色、文化、機能を有していることを正しく理解し、その多様性を積極的に進展させていくべきである。 また、これまでのまちづくりの視点としては、自らの権利について制限や変更を受ける可能性がある土地の保有者が中心に置かれていたが、まちの質を判断するのは、そのまちで居住し、働き、学ぶ者であり、今後のまちづくりにあつては、これらの者の目線を重視し、まちづくりに活かしていくべきである。例えば、千代田区には多くの学校、専門学校、大学が置かれており、そこで学ぶ者が、安心して健やかに勉学に励む環境を提供することも、千代田区のまちの質を向上させる上で、極めて重要である。そして、このような利用者による評価が高まれば、結果として土地の保有者の満足も高めることができるものと考えます。	ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。
89	その他	-	1.区内に住所を有する方	量より質、と云いながら、地区計画はソフト面ではなくハード面しか対応できない、といった発言を聞きました。担当部署が違うのかもしれませんが、質を追求するのならば、保健福祉や地域振興部と連携した方が良いと感じました。	地区計画によって制限などができるのはハード面だけですが、ハード面の中身である建物の運営（ソフト面）も含めて、ハード面の在り方（地区計画の在り方）を地区の皆様には検討頂きたいと考えております。 後半のご意見につきまして受け止めさせていただき、今後の参考にいたします。
90	その他	-	1.区内に住所を有する方	質を求める、とのことですが現状の評価はどのようにされているのでしょうか。説明会に参加したのですが、千代田区型地区計画を用いた地域の転入・転出率や平均在住年数などの数値的な根拠がなかったため、気になりました。	地区計画の評価につきましては、千代田区で管理している新築建物に関する届出などを基にしております。 地区の皆様が個別に地区計画を検討していく際、千代田区は地区計画算定・変更の根拠となる数値を情報提供させていただきます。
91	その他	-	1.区内に住所を有する方	説明会に参加した時、10名弱いらっしゃった職員の方全員が男性でした。部署の中における多様性は担保されているのでしょうか。	景観・都市計画課の職員においても3割は女性職員ですが、従事した職員が男性職員の会もありました。

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
92	その他	-	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	<p>「みんなでつくるまちづくり」になっていますか？</p> <p>1) 誰を対象にするか 「地区計画の見直し方針説明会」に参加しました。これまでのように計画（案）をつくって、説明会をするというやり方ではなく、見直しが必要かどうかから意見集約をするということは、これまでの上意下達のやり方でも不信と分断が起こっていることへの反省ととらえ、大変良いことだと思います。しかし、地域ではなく、地区が強調され、意見集約は地権者が対象となっているのではないのでしょうか。地権者=住民ではありません。地権者は企業であったり、よそに住んでいる者が多いのです。むしろ住民と対立する場合が多いのではないですか。家族で住んでいる住宅でも、地権者は家族のだけか一人ですよね？ 地権者、地区に住民票を持つ人、地区に勤務する人、通学する人、そしてたとえば神保町なら、この特徴あるまちを愛する人、周囲の地域住民、在勤、在住者、そして区政という意味で、千代田区民ならだれでも、参加できる議論・協議の場をつくる必要があります。こういう議論の場をつくるのが区のもっとも重要な仕事ではないのでしょうか。また、景観・都市計画課の方には人が集まらないという不安があると思います。住民と、どうやって人を集めるかという話し合いをしたらどうですか？ いいアイデアが出ると思います。</p> <p>2) 「質の向上」の意図不明 住宅の「量」から「質の向上」というと、住宅政策では、1戸あたりの住宅の面積を増やすというのがすぐに連想されますが、説明会を聞いてみると、どうそうではないようですね。質というのが何を意味、意図しているのか、何かはぐらかされているような印象がありました。イラストの吹き出しに「はやりの店がほしい」「スーパーが足りない」とありますので、商業施設を誘導し、賑わい、活性化をイメージしているのかと思いました。また、区側から「広場」という発言がありましたが、商業誘導をして、総合設計制度の公開空地という「広場」をイメージしているのかなと思いました。公開空地はあくまでも私有地なので、自由な使い方は無理でしょう。地域でマネジメントしていく仕組みとありますが、タウンマネジメントをイメージしているのでしょうか。これが住民の思いと一致していない行政の出先機関になっているという問題も考えなければいけないと思います。</p> <p>3) コンサルタントの質の問題 まちづくりというと、必ずコンサルタントがつきますが、この質の問題があります。入札で安い業者が選ばれるということは、質を問わないということではないですか。プロフェッショナルとして、顔の見える関係を結べ、住民と対等に話ができる人が選ばれるのを希望します。たとえば公開空地の緑の劣化の問題があります。信頼のできる専門家が、たとえば住民の推薦で、議論の場に登場できることを望みます。</p>	<p>1)3)ご意見として受け止めさせていただき、今後の参考にいたします。</p> <p>2)地区計画の見直し方針では、住宅用途が増加し、生活利便施設等の不足が課題と考えている地区に対して、住宅ではなく生活利便施設等を誘導できるようにするため、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に加えて、新たな仕組みとして「高度利用型地区計画」を用意することで、地区の皆様が選択できる地区計画のメニューを充実させています。また、地区計画の策定・見直しを検討するかどうか、どの地区計画を選択するかについては、各地区の住民等の皆様で話し合っ決めて決めるものと考えています。</p>
93	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>今回の説明会の設定自体に違和感があります。住民にとって大切な地区計画と区が本気で考えてくれているのならば、説明会と意見募集について、住民に十分告知してください。</p>	<p>地区計画の見直し方針の策定にあたり、意見募集（パブリックコメント）、区内3か所です計6回の説明会を実施し、広くご意見を伺いながら策定を行うものです。ご理解の程お願いいたします。</p>
94	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>今回の説明会は具体性がなく理解しにくい内容でした。ただ、開発を推進する方向だろうということは分かりました。番町の再開発と言え、日テレ再開発問題です。先日日テレ案がやっと公表されましたが、日テレ計画案には納得できません。区が公けの役割として中立の立場に立ち、住民の声を正しく聞き日テレさんに現存の地区計画に基づいた開発をするようご指導いただきたいです。</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。日本テレビ跡地の開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。</p>
95	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>番町のまちに超高層ビルは似合いません。</p>	<p>地区計画の見直し方針は、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」の地区計画を対象としているため、その他の都市計画手法の活用については対象外としています。日本テレビ跡地の開発計画についてのご意見については、担当課にお伝えいたします。</p>
96	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>8月31日18時～の説明会に出席しました。出席者がたったの10人ほど。この人数で番町麴町地域の住民に説明した。ということにはしないで下さい。長期間に何回も説明会を開いて合計で全住民の3割～4割の出席に達したといった数値的目標を定めるべきではないでしょうか。10人ほど出席という人数は説明会を開催したという人数にはなりません。説明会開催を知人から知らされました。毎回訴えています周知の仕方にも問題があります。行政は地区計画の見直しについて住民に知らせたくない理由でもあるのでしょうか。毎回、疑問に思います。</p>	<p>ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。</p>
97	その他	-	1.区内に住所を有する方	<p>なぜ神田と麴町出張所でしか説明会が開催されなかったのか大変疑問に思っています。再度の説明会開催を要望します。</p>	<p>地区計画の見直し方針に関する説明会を万世橋出張所、麴町出張所、区役所1階区民ホールで計6回開催させて頂きました。開催会場につきましてはご意見として受け止め、今後の参考にいたします。</p>

NO	該当箇所	該当頁	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
98	その他	-	1.区内に住所を有する方	千代田区で70年以上生まれ育ち、同じ神田で商店を営んでおります。 今回の「地区計画の見直し方針」では、説明会に参加して内容をお聞きしましたが、説明が悪いのか自分の理解が足りないのか、良く内容を把握できませんでした。 本編の説明では無い「説明会用」の資料では何故に地区計画の見直しが必要かが明確に理解できません。	地区計画の見直し方針については、平成10年に策定した都市計画マスタープランで描いた将来像を実現するため、居住機能の確保と定住人口の回復によるまちづくりを展開してきました。地区計画においては、商業地域に対して用途別容積型と街並み誘導型を合わせた千代田区型地区計画で住宅床の増加を図ってきました。 これらの結果、定住人口は5万人回復を達成しましたが、千代田区のまちづくりの課題は変化してきています。また、社会情勢や人々の価値観の多様化に伴い、法律や条例等の制定・改廃が行われてきています。 このような背景の中で、改定された都市計画マスタープランが描く将来像「つながる都心」の実現を目指して、地区計画においても新たな地域課題に対応していけるよう、地域と連携しながら見直しを検討していく必要があることから策定に向けた検討を行っています。
99	その他	-	1.区内に住所を有する方	説明会では説明会用の資料を中心に説明がされましたが、本編を読むと「何故に今地区計画の見直し」が必要なのか？ 今までの「千代田方地区計画」の役割が達成されたから、「高度利用地区計画」を新しく検討がされているようですが、人口は確かに増えてますしかし各地区での要望には「緑が少ない」の要望も多く有ると思います。 地区の中では利便性を重視するよりも、住生活基本法にも書かれている様に「質」では無く「豊かさ」を目指すべきです、質ではそれぞれの違いが出ます、質とは物事の本質を指すので質では無く生活の豊かさが大事です。 質では無く豊かさを目指すのが良いです。 今回の「地区計画の見直し」には「質」では無く生活の「豊かさ」に変えるべき。 「住基本法」を重視して「生活の豊かさ」「緑の豊かさ」「安全な生活の豊かさ」「都市生活の豊かさ」を目指し、地球温暖化地策にもなる「地区計画」策定を目指す事を主題にすべきです。	地区計画の見直し方針については、平成10年に策定した都市計画マスタープランで描いた将来像を実現するため、居住機能の確保と定住人口の回復によるまちづくりを展開してきました。地区計画においては、商業地域に対して用途別容積型と街並み誘導型を合わせた千代田区型地区計画で住宅床の増加を図ってきました。 これらの結果、定住人口は5万人回復を達成しましたが、千代田区のまちづくりの課題は変化してきています。また、社会情勢や人々の価値観の多様化に伴い、法律や条例等の制定・改廃が行われてきています。 このような背景の中で、改定された都市計画マスタープランが描く将来像「つながる都心」の実現を目指して、地区計画においても新たな地域課題に対応していけるよう、地域と連携しながら見直しを検討していく必要があることから策定に向けた検討を行っています。 ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。
100	総括	-	1.区内に住所を有する方	総括でも「質」を重視されていますが、住民は生活の豊かさ、将来の子供孫に豊かな「千代田区」を残すような「都市計画・地区計画」望みます。	ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。
101	その他	-	1.区内に住所を有する方	三日間六回の説明会では、住民への周知が進んでおりませんが、広く公報を行い周知を行うべきです。	ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。 また、地区計画の見直し方針策定の検討にあたっては、区のホームページに検討部会の資料や議事要旨を掲載し、情報発信を行っております。
102	その他	-	1.区内に住所を有する方	参加者の意見では「硬い椅子に座られ、職員はテーブルが有るのに住民にはメモを取る机も無い」住民への参加への区職員の姿勢が問題だ」との意見も有りました、株主総会を見習うべき、主権者に説明を行う姿勢とは思えないとの意見をお伝えいたします。	ご意見として受け止め、施設管理を担当している部署にお伝えいたします。
103	その他	-	1.区内に住所を有する方	今までの地区計画の検証と書かれておりますが、本編の様に検証の結果を説明会資料にも載せるべきで、説明とは言えません。	ご意見として受け止め、今後の参考にいたします。

地区計画の見直し方針の説明会でのご意見の概要及び区の回答

①：昼の部（14時～）

②：夜の部（18時～）

※「意見の概要」、「区の回答」中に記載されているページ数は説明会当日の配布資料におけるページを示す

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
1	第1章	万世橋①	スライド2ページの図について、3種の地区計画のいずれにも属していない白塗りの地域はなぜ白塗りとなっているのか。また、白塗りの部分について今後の考え方を教えていただきたい。	白塗りの部分は地区計画の導入されていない地区である。導入されていない地区には、これまでに地区計画導入の検討が行われたが、策定には至らなかった地区や、地区計画導入の検討が行われていない地区もあると考えている。 今後について、区としては、地区計画を用いることで地域の方々が考えるまちづくりの展開が可能であれば、状況に応じて支援を行う体制を引き続きとらせていただければと考えている。
2	第1章	万世橋①	既に導入されている地区計画は、区が主体となり誘導したものが多く、それとも、地域住民等の要望をきっかけとして導入されたものが多くのか。	現在導入されている地区計画は、法定手続きを区が行っていることもあり、区が主体的になったケースが多い。しかし、検討に際し、勉強会の立ち上げから始めるなど、地区の皆様と区で一体となり進めてきたものと認識している。 一方で、行政がメインとなり導入した地区計画も一部存在している。例えば「文教地区」や「ワンルーム規制」等、地区計画全体についてではなく、計画内容の一部について区が提案した地区計画がある。
3	第1章	万世橋①	共同住宅の中にも、分譲や賃貸などの種類があるが、そのような分類で緩和対象を選択することはできないということか。	用途別容積型地区計画は共同住宅を緩和対象としている。ただし、千代田区では、基本的に住宅緩和を含む地区計画の中では、ワンルームマンションの規制を設けており、一定の床面積を設けたファミリー型の住宅を緩和の対象として想定している。
4	第1章	麴町②	2ページの「地区計画の見直し方針の概要（千代田区の地区計画）」では、千代田区型地区計画は、定住人口減少の課題を解決、及び商業地域への住宅床の確保を推進するために導入とあるが、定住人口5万人を達成するだけでなく、現在も人口が増え続けており、学校の教室不足や、麴町区民館の学校への改装など、行政サービスが行き届いていない状況が続いている。今後も人口が増え続けられれば、更なる学校の教室不足や、高層建築物による風害、交通渋滞などにつながるので、千代田区型地区計画を撤廃してはどうか。	麴町地区は一般型地区計画で、千代田区型地区計画ではないものの、麴町地区でも人口増加が起きている。千代田区型地区計画では、ご指摘の通り、住宅床の緩和により定住人口の回復を図ってきたが、区としても、今後も住宅床の緩和を続けていくことが良いのかと感じている。そのため、方針2では、「住宅の「量」だけでなく、地域の「質」向上を誘導」という方針を示させていただいた。一方で、人口が大幅に増えた地区と、そうではない地区があることから、そういったデータを地区に情報提供し、地区の皆様でご検討いただければと思う。例えば、神田地区では、千代田区型地区計画の見直しに向けた検討を進めていただくよう、区から投げかけたかと考えている。
5	第1章	麴町②	7ページの「地区計画の見直し方針の概要（方針の意義・位置づけ）」で説明したことは、「地区計画はハードのルールを定めるものであり、店舗の種類や、イベントの開催、賑わいの創出といった内容は織り込めないで、新しい仕組みを作りたい」ということか。	地区計画は、ハードとして店舗という「箱」を用意できるが、チェーン店かどうかなど、ソフトとして店舗の「中身」を決めることができない。そのため、他の制度やマネジメントの仕組みなど、地区の皆様が望むような店舗を誘導する取組が必要という意味である。
6	第1章	麴町②	スーパーマーケットやブティックなどの店舗の中身を地区計画で決めるようにするということか。	地区計画は、店舗を用意することができるが、その中身を決めることはできない。
7	第1章	麴町②	行政に店舗の中身を定められるような制度はないということか。	店舗の中身を誘導できるような制度はない。
8	第1章	区民ホール①	地区計画の範囲はどのようになっているのか。	現在の各地区計画の範囲はスライド2ページの通りである。この範囲についても皆様で変更・決定していただくことが可能である。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
9	第2章	区民ホール①	スライド9ページ「③効果検証の結果」の一般型地区計画の部分について、一部聞き取れなかったため、再度ご説明いただきたい。	スライド9ページについて、補足説明をさせていただく。成果検証の結果、一般型地区計画を導入している地区において、区としては、人口の増加に伴い、生活利便施設の不足等の課題が出てきたと認識しているが、実際に課題であると捉えるかの判断は、地区の皆様で検討していただきたい。また、千代田区型地区計画を導入している地区については、地区計画の変更を強制はしないが、人口が増加している現在でも継続が必要であるかを問いかけさせていただいた。
10	第2章	区民ホール①	地区計画の成果の検証結果について、どのように開示する予定であるか。	それぞれの地区について成果検証を行い、各地区へ開示予定である。また、WEB等を通じての開示も予定している。
11	第3章	万世橋①	区の本音としては、現在、千代田区型地区計画により住宅の量を誘導しているが、今後は質の追求へ転換したいという考えを持っており、それが見直し方針の主題となっているのか。	ご指摘いただいたように、区としても千代田区型地区計画については、導入当時の課題であった人口に一定の回復が見込まれている中で、今後も人口・住宅床を求める地区計画を継続する必要があるか、地区の皆様で考えていただき、継続・廃止をご検討いただきたいと考えている。このような区の考えは地区計画の見直し方針の方針2にも記載している。
12	第3章	万世橋①	地区計画の見直しの際には、老朽化したマンションの建替え促進のために容積率等の緩和を求める方は多いと思われる。地価の高い千代田区では容積率や高さ制限の緩和は所有者の財産に直結するため、緩和の実施により、建替えが進むことが予想されるが、それについて区はどのように考え、対応していくつもりであるか。	区としては、個人の財産である土地・建物に対して、何かしらの優遇を行うことは考えていない。一方で、人口回復という目的のために展開してきた千代田区型地区計画のように、地域課題の解決に協力していただく場合や緩和を行うことで地域全体が良くなる場合には、それに対する緩和策も考えられると認識している。地区計画の見直し方針の方針2に記載の通り、千代田区型地区計画のほかに、地区計画に新たな仕組みを選択肢として設けさせていただき、地区の中でぜひご検討いただきたいと考えている。
13	第3章	万世橋①	スライド20ページに、「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」に加えた新たな仕組みづくりが必要とあるが、区として、「新たな仕組み」のイメージはあるか。	従来の「一般型地区計画」、「千代田区型地区計画」に加えて、「高度利用型＋街並み誘導型地区計画」を考えている。具体的に「高度利用型＋街並み誘導型地区計画」を用いるためには、個々の地区で地域課題を設定する必要があると思うが、一例として、スーパー、銀行、理美容室等の生活利便施設等の不足があると考えている。生活利便施設の不足など、人口の回復・増加に伴い生じた地域課題に対して「新たな仕組み」を活用することで、従来の地区計画では対応できない地域課題に対応したまちづくりが可能になればと考え、新たな選択肢を設けさせていただいている。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
14	第3章	万世橋①	地区計画の見直しの中で、「量」から「質」というお話をいただいているが、具体的には、「質」の中身について、どのようなものの充実を考えているのか教えていただきたい。個人的に、千代田区にはリハビリテーション施設が少ないと考えている。例えば、地区計画の変更の中では、リハビリテーションの導入等も質の向上に含まれるのか。このようなことも含めて、「質」の具体的な内容について教えていただきたい。	「量」の誘導から「質」の向上を目指したまちづくりへの転換については、区としても地区の皆様とともに考えていきたい課題であると認識している。「量」は住宅床の量のことであるが、「質」については、地区の皆様と地区計画の見直しの中で考えていきたいと思う。地区計画は基本的に土地や建物へ制限をかける制度であり、地区の皆様が求める「質」に応じて、制限等の内容を地区ごとに設定することが可能である。区としても地区の皆様と一緒に考えていくことができれば、それぞれの地域にあった「質」を求めていくことができると考えている。例として、壁面後退により確保された空間は歩道状空間として十分か、当初設定した高さ制限が原因となり一定以上の階高の建物の建築が困難となっていないか、地区内で一定程度のまとまりある空気を連続して確保することは可能か、緑の量は十分か等の観点も挙げられる。明確な「質」の定義をご提示できず恐縮だが、区としても地区の皆様と一緒に考えていくとともに、支援をさせていただきたいと思う。
15	第3章	万世橋①	住環境の「質」は先ほど挙げられた老後施設等のことを示しているのか。具体的な施設を示していただけると理解しやすいと思う。	用途の制限は、地区の中で検討可能である。先ほどのリハビリテーション施設を用途の制限の中で、どのように誘導していくかを検討することは可能であると認識している。ただ、区から住宅の「質」の定義を示したり、誘導してしまうと地区の特性に合った地区計画ではなくなってしまう恐れがあると考え、区として、明確な回答を差し控えさせていただいた。また、地区の目指す将来像についても地区計画で定めていくことになる。例えば、川沿いの地域で川に顔を向けたまちづくりを行いたいという意向があれば、地区計画へ将来像として書き込むことが可能である。地区の求める「質」や制限、地区の目指す将来像の検討について、行政主導で行うことも考えられるが、地域主導と一緒に考えていくことを期待している。
16	第3章	万世橋①	住宅の量は、面積のイメージであるか。	床面積の量である。
17	第3章	万世橋②	スライド12ページには、現在の「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に対して、今後は新たな仕組みとして地区計画の選択肢を増やすということか。	ご指摘の通り、現在は「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」の2種類の地区計画のメニューから選択できるようになっており、今後は、地区計画のメニューを増やし、3種類の中から選択できるようにするものである。地区計画の策定や見直しにあたっては、どのような地区計画にしていくのかについて、地区の皆様でご議論いただければと思う。
18	第3章	万世橋②	新たな仕組みとして「高度利用型」と「街並み誘導型」を示しているが、中央区の銀座地区では、絶対高さや容積率の緩和が想定されている。これらの地区計画には、住民主導で導入されるものと、開発事業者主導で導入されるものがあり、画期的である一方で、まちの景観が大きく変わる可能性があると思う。例えば、絶対高さや容積率緩和の具体的な数値があれば、お示しいただきたい。	実際には、地区の住民の皆様が検討して決めていくものであるため、具体的な数値をお示しするのではなく、イメージとして説明させていただければと思う。例えば、「千代田区型地区計画」では、セットバックした距離に応じて、住宅床の緩和が与えられている。また、指定容積率が600%の地区では、+100%の緩和を認めている地区もある。「高度利用型地区計画」においても、地区の皆様のご議論によって、絶対高さや容積率の緩和の具体的な数値を検討していくことになると思う。また、地区計画は面的に掛けるものであり、開発事業者主導による地区計画が再開発による再開発等促進区を指しているのであれば、今回の地区計画の見直し方針の対象外となる。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
19	第3章	万世橋②	今回の地区計画の見直し方針の対象が、再開発のような点的に掛けるものではなく、面的に掛けていくものということであれば、銀座地区の地区計画のようなイメージで、住民の合意形成を図りながら地区計画の策定や見直しを検討していくということに理解した。	銀座地区では、容積率の緩和が宿泊施設に摘要されるようになっているが、千代田区では、人口が回復し、生活利便施設の不足が地域課題になっているのであれば、容積率の緩和を生活利便施設に摘要し、生活利便施設が充足しているのであれば、緩和を撤廃するなど、地区の皆様が選択できる制度になっているので、地域課題が何なのかを含め、検討していただければと思う。
20	第3章	万世橋②	スライド13ページの注釈について、「高度利用型地区計画は、土地利用性を高めることを目的としており、高い建物を建てることを目的とした制度ではありません」とあえて記載した理由をお聞きしたい。	「高度利用」は、専門用語であり、「土地を高度に利用する」という意味だが、「建物の高さを利用する」というイメージを与えやすいため、注意書きを記載させていただいた。
21	第3章	麴町①	資料の中で地域課題や課題という言葉が多用されている。区では課題解決のために地区計画の見直しが必要と考えているのだと認識している。行政では、番町・麴町地区における大きな課題として、どのようなものがあるという前提で議論・事業を進めているのか。	他地域の話になるが、区として、最も大きな課題として認識しているのは、人口増を目的として進めてきた千代田区型地区計画である。方針2に記載がある通り、これまでの量を求める地区計画だけでは問題があると考えて、地区計画の見直し方針を作成している側面が大きい。また、ご質問の麴町・番町地域の課題として、区では人口増加による生活利便施設の不足を認識しているが、皆様からの要望がない限り、今すぐ見直す必要はないと考えている。地区の課題として捉えるかを含め、生活利便施設・広場・緑等、様々な観点から、地区の皆様で議論していただき、地区計画について見直しや継続の判断をしていただきたいと思います。
22	第3章	麴町①	課題そのものをこれから議論し、共通認識を作っていく段階にあるということか。また、住環境の質とは、新しい資材を用いることや新しい建物をつくることではないと思うが、そのことを踏まえて、質と表現しているのかを確認したい。	区として、検証結果に基づいて生活利便施設が不足している可能性を示している。ただし、課題とするかは、皆様で議論・検討していただきたい。また、見直し方針は地区計画の見直しを直ちに行うことを目的として策定するものではない。質についても同様に、区として考える質が、皆様の考える質と結びつかない場合、それは不必要な住環境となるため、改めて区も一緒に参加・勉強させていただきながら、地区の皆様と共通認識を作っていく必要があると考えている。
23	第3章	麴町①	質の向上が前面に出ていることは非常に良いと思うが、大前提として、区は今後も人口を増やしたいと考えているのか。その場合、住環境が良く、最近大型のマンションの建設計画が続々と出てきており、デベロッパーも狙っている状況にある千代田区で容積率緩和を行えば、さらなるマンションの増加が予想される。一方、番町小学校の老朽化等、インフラは整っていない。このあたりの整合性についてはどのように考えるか。	人口について、区としては、これまで目標人口5万人を掲げ取り組んできたが、今後は目標人口を定めず、想定される人口に対応していく方向性である。しかしながら、千代田区における地区計画のメニューは人口誘導を目的とした千代田区型地区計画のみで、住宅床の緩和がある千代田区型地区計画がある以上、ご指摘の通り、機能更新は進んでいく。そのため、住宅床だけではなく、皆様で質を考えていただくため、新たな地区計画を検討している。しかし、エリアの話で恐縮だが、麴町・番町地域では千代田区型地区計画を適用していないため、住宅床の緩和等ではなく、決められた容積率の範囲の中で、機能更新を進めていくことになるので、一定程度土地の利用は進んでいると考えている。 人口の増加に併せてインフラ整備も必要になると認識している。区としても動いているが、追いついていない部分もあると思う。他のエリアの話になるが、人口誘導を目的とした制度を継続するとさらなるインフラ整備が必要となるため、見直しを通して、人口誘導ではない方向へ転換する段階である。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
24	第3章	麹町①	地区計画の見直し方針は今後、新規に地区計画を導入する場合にも適用されるのか。	新規に地区計画の導入を検討する地区も地区計画の見直し方針の対象とする。例えば、将来像の検討を方針1で、量だけでなく質を考えたまちづくりを方針2で、法定手続きに入る前段階から地区の皆様で検討してほしいということの方針3で働きかけている。新規地区も対象とし、地域の分断を招かないように議論していただきたい。
25	第3章	麹町②	容積率の緩和を続けることは、それが商業用途だとしても、「質」ではなく「量」の重視になると思う。また、麹町地区で人口が増え、教室が足りなくなり、区民館を学校に改装したこと、麹町地区が千代田区型地区計画ではなく一般型地区計画になっていることは、全く関係のないことだと思う。	千代田区型地区計画は、一般型地区計画と違い、地区計画で住宅の容積率を緩和している。千代田区型地区計画でなくても、総合設計制度などによって容積率を緩和しているケースもあるが、今回の地区計画の見直し方針は、地区計画を対象としたものである。そのため、千代田区型地区計画によって住宅の容積率を緩和していることや、人口が増加したことを踏まえ、こうした地区計画の見直しを検討していくというものである。
26	第3章	麹町②	13ページに「高度利用型地区計画は、高い建物を建てることを目的とした制度ではありません」とある一方で、「生活の利便性のために容積率や床面積を緩和します」とある。目的ではないが、結果として高い建物を建てられるということか。	ご指摘のとおり、結果として「高い建物」になることが考えられる。地区の皆様が、地域の課題を解決するために、高度利用型地区計画を利用するのか、しないのかという判断が重要になる。
27	第3章	麹町②	20ページの総括では、「地区計画の見直しのため、新たな仕組みづくりが必要」とある。この仕組みづくりとは、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に「高度利用型地区計画」を加えて、3つの地区計画の型を作るということか。	千代田区では、現在、地区計画を検討するにあたり、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」の大きく2種類しか選択できない。そのため、地区計画の選択肢として、「高度利用型地区計画」を増やすということである。「高度利用型地区計画」はもともとある地区計画のメニューで、これまで千代田区では選択できなかったことから、住宅用途の誘導から生活利便施設の誘導を行えるようにするため、選択肢に加えたということである。
28	第3章	麹町②	11ページの方針1では、「地区計画を柔軟に運用していくための重要な方針」と記載されているが、説明では、「柔軟に変更」という表現を用いていた。「運用」と「変更」のどちらが正しいのか。	「柔軟に変更」がより正しい表現のため、ご意見を踏まえ、「運用」を「変更」に修正することを検討したい。
29	第3章	麹町②	柔軟に変更とは、手続きを省略するという意味か。	地区計画は、行政ではなく地区の皆様が作る制度となっていることから、行政から「地区計画を変更するな」と押しつけるものではなく、地区の皆様が検討した結果、「地区計画を変更することができる」ということを示している。
30	第3章	麹町②	地区計画は条例であり、その条例を柔軟に変更するというのは、適切でないと思う。法律に基づいて変更する必要があることから、「柔軟に考えて変更する」といった表現の方が適切ではないか。	趣旨としては、「柔軟に考える」ということを伝えたいため、ご意見を踏まえ、表現方法について検討したいと思う。
31	第3章	麹町②	行政としては、店舗の中身を誘導までやりたいということか。	地区計画では、生活利便施設などの用途を誘導することはできるので、そのために、新たな仕組みとして、「高度利用型地区計画」を選択できるようにしたいと考えている。中央区では、「高度利用型地区計画」で宿泊施設の誘導を図るといった事例もある。千代田区では、人口が増加したことにより、「高度利用型地区計画」で生活利便施設の誘導を図ることが想定されると考えられる。
32	第3章	麹町②	生活利便施設を誘導するため、容積率の緩和を認めるという趣旨か。	その通りである。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
33	第3章	区民ホール①	質という表現は抽象的でわからないが、人それぞれ異なると思う。	質についてはご指摘の通り様々な種類があると思う。行政としては生活の質を高めるためには、環境面、防災面もあると考えている。求める質の具体的な内容については、地区の皆様でご検討いただきたい。皆様が許容できる制限の中で地区が一体となり進めていただきたい。
34	第3章	区民ホール①	量から質への転換は大切だと考えるが、質は人それぞれで、例えば、緑の創出・低層な街並みの維持・防災面の強化など様々考えられるため、質という表現は抽象的だと思う。	質の内容について、抽象的とのことだが、区で特定の制限を強制すべきではないと考えており、地区の中で求める質や許容できる制限等をご検討いただきたい。
35	第3章	区民ホール②	区民は、急激な変化を求めている人ばかりではない。千代田区に住んでいると、高層ビルや高層マンションによって空が見えない。自然を残すことが、地域の「質」だと考えている。	「千代田区型地区計画」は、住宅床を誘導する地区計画になっていたため、今後も人を呼び込むまちづくりを続けるのかどうかについて投げかけたいと考えている。「一般型地区計画」については、基本的に規制を行っているため、地区の皆様を検討・検証していただいて、このままで良いということになれば、維持していくことになる。 11ページでは、「守ってきたいまちの特性」や「個性と地区のまちづくりを取り巻く環境」に対して変化の有無を、「地区計画の進捗確認と効果検証」で課題の有無を確認していただき、課題がなければ、今後も地区計画を維持・運用し、課題があれば、地区計画の見直しの検討を投げかけることとなっている。地区の皆様で議論し、共通認識を持ちながら意見集約することが前提である。
36	第3章	区民ホール②	新たなしくみとして「高度利用型地区計画」が示されているが、どのようなものなのか。	「高度利用型地区計画」はもともとある制度で、これまで千代田区では「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」しか選択できなかったことから、地区によっては「高度利用型地区計画」と「街並み誘導型地区計画」を組み合わせたものを使えるよう、選択肢として加えたということである。 例えば、「千代田区型地区計画」で住宅を誘導した結果、人口が回復し、地区の皆様が生活利便施設の不足を課題として考えているのであれば、「高度利用型地区計画」を選択し、生活利便施設を誘導していくことも考えられる。一方で、生活利便施設も足りているということであれば、「一般型地区計画」を検討することも考えられる。
37	第4章	万世橋①	賃貸や分譲などを選択可能なルールを作ることは可能であるか。千代田区では人口は増加しているものの、流動人口の割合が多く、定住人口は増えていないように感じている。共同住宅には、賃貸と分譲が含まれており、分譲マンションの中では、再投資分譲マンションが非常に増えている実態がある。中身も見えていかないと、なかなか用途誘導は具体的にできないと考えている。	地区計画でできること、できないことがある。スライド17ページにも記載があるが、地区計画でハード面の準備はできるが、ソフト面については課題が残ると考えている。ソフト面の課題について、行政が対応可能であるのか、それとも地区の皆様のマネジメントにより対応していくのかについて、一緒に考えていただく必要があると考えている。お話しいただいた住宅に関する問題に限らず、店舗誘導を行った場合であっても、皆様が望むような店舗が入ってくるとは限らない。地区計画では、箱としての準備や、文教地区のような大まかな規制は可能であるが、1つ1つの求めるものに対する準備は困難であるということを共通理解とさせていただきたい。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
38	第4章	万世橋①	地区計画の見直しの5ステップやその先について、どのようなタイムラインで何年後を目標に進めていくのか等が見えなかったため、お聞きしたい。	この先の進め方について、区では地区計画の見直し方針を11月末策定予定として進めているが、その後、いつまでに何地区で地区計画を策定する等については、まだ発信していない。この後、現状地区計画の導入されている地区に対して、それぞれ検討していただきたいと投げかけているが、実際に皆様が検証するのに必要な時間は、個人個人で差があると思う。急ぎ過ぎて、皆様の中で共通認識を築くことが難しい地区では、一定程度時間を要しながら見直していく必要があると考えている。一方で、地区の中に相当大きな課題があり、地区の皆様が一丸となって、早く見直しを考えていこうという地区では、一定程度スピード感をもって進めていくことができると考えている。地区計画という制度はある意味地区の皆様が持ち合わせている手段であるため、ぜひ皆様には、地区計画の見直し方針をきっかけとして、どのようなスパンで進めていくかということも、区で期限を設定するのではなく、一緒にご検討させていただきたい。
39	第4章	万世橋①	スライド15ページの検討フロー図にある住民・地権者・事業者等とあるが、中心となる協議会等が作られて検討されていくのか、それとも様々な人が流動的に入り検討していくのか、もし決まっていれば教えていただきたい。	住民・地権者・事業者等の記載についてであるが、こちらも地区ごとに異なると思っている。「千代田区型地区計画」や「一般型地区計画」を導入している地区は36地区程あるが、規模も地区ごとに異なっている。範囲の大小がある中でどのように進めていくのか、勉強会等の小さいスタイルが良いのか、それとももう少し大きな会議体が良いのか、あるいは、先ほど協議会を挙げさせていただいたが、地域全体の構想を考える中で手段として地区計画の活用を考えるのが良いのか、それはやはり地区ごとに異なると考えている。ここでは住民・地権者・事業者等と記載しているが、地区の皆様が一参画しやすい手法で実施していくことができればと考えている。
40	第4章	万世橋②	実現の進め方にあるステップ1からステップ5について、今回の説明会はステップ5に該当するののか。	ステップ1からステップ5は、地区計画の見直し方針が策定された後のもので、各地区で地区計画の策定や見直しを進めるにあたっての検討フローとしてお示ししている。
41	第4章	万世橋②	地区計画の策定や見直しを進めるにあたっての検討フローとして、ステップ1からステップ5を示しているということで理解した。	法定手続きの前の段階で、地区の皆様にご議論を深めていただくため、今回の地区計画の見直し方針に明記した。
42	第4章	麴町①	地区計画がハードを中心に設定しているものだと理解したが、それ以外のものはどのように対応することを想定しているのかを教えてください。スライド17ページにハード面とソフト面を総合的にマネジメントしていく仕組みが必要と記載があるが、地区計画とそれ以外のものとの繋がり等を検討していく必要があるということか。	おっしゃるとおりである。例えば、ハードとソフトを考えたときに、地区計画では箱を用意することは可能である。番町・麴町地域よりも神田地域のイメージになるが、連続的な賑わいを創出するために店舗を設けたいということが想定されると思う。店舗誘導を目的とした地区計画自体は制度設計可能であるが、地区計画で具体的な店を指定することは不可能である。皆様が望む店舗が一般的なチェーン店であれば、入りやすくなると思うが、希少なものであれば呼び込むための手法が必要となる。地区計画でできることは限られるため、皆様が望むまちの実現には、まちの将来像の共有と併せて、必要なものを呼び込むための取組・検討も必要となるため、ハードとソフト両方を考えていく必要があることを記載させていただいた。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
43	第4章	麴町①	5ステップが今後の地区計画の検討・更新するプロセスの中で発生してくるということか。	これまでも、地区計画を定める際は法定手続きに入る前段階から勉強会等を通じた検討が行われていると認識しているが、そのことを明記したものがなかった。今後は、より良いまちづくりのために、5ステップに従い、法定手続きに入った後で皆様が知る・議論が深度化するといったことが起きないように、法定手続きに入る前の段階で、地区の皆様で十分議論していただき、手順を踏んだうえで法定手続きに入っていたらいいと思う。また、区としても支援させていただきたいと考えている。
44	第4章	麴町①	法定手続きは、年間に可能な回数等の決まりはあるか。	地区計画の法定手続きは、一定程度案が固まった段階で法定手続きに入り、都市計画法の16条の2、17条の通り進んでいくことを想定している。手続き上、公告・縦覧や意見募集等の期間を規定の日数設ける必要はあるが、回数上限や手続き完了までの期限等はない。
45	第4章	麴町①	例えば、ステップ1の段階で議論が盛り上がり、意見や課題が明確化すれば、それに応じて法定手続きが行われるということか。	おっしゃるとおりである。スピード感をもって進んでいく地区がある一方で、地区計画は規制をかける制度であることもあり、地区内の折り合いがつかず、議論に一定期間を要し、法定手続きに入れない地区も出てくると考えている。
46	第4章	麴町①	共通認識や、区の支援について、具体的には、どのように住民と一緒に進めてくれるのか。	共通認識の図り方に課題があるというご意見として受け止めさせていただく。また、共通認識の図り方については、ご意見をいただきたいと思います。
47	第4章	区民ホール①	地区計画は地区の中だけで決めていくものなのか。地区には含まれないが迷惑を受けている。地区とは何なのか。また、地区外の方は検証に参加できないのか。	地区計画の範囲は、定められた境界の範囲内である。見直し等の検討は、権利者の方々に対して制限がかかる制度のため、基本的には地区の皆様で行うものだと考えている。地区計画決定の手続きとして、法定手続きを行う必要があるが、この法定手続きの中で、強制ではないが、区域外の意見を聞く場として、公聴会を行うことは可能である。
48	第4章	区民ホール①	公聴会の開催を強制にすればよいと思う。	公聴会は地区の中で開催希望があれば、行政としても協力させていただく。
49	第4章	区民ホール①	地区計画について理解ができない。住宅が少ない時代には住宅の誘導を行い、今は店舗が不足しているため誘導を図っていると認識している。千代田区は固定資産税等が高いこともあり、不動産の所有者には様々な苦労があると思うが、住民と地権者・事業主の間で対立が起こると思う。地域で争いが起こることも考えられるが、住民参加について、誰が音頭をとり、どのように進めていくのか。	個人の財産である土地や建物に対して直接緩和を行うことは考えていない。地区の皆様に求められている場合・地区の皆様が資する場合に緩和を許容するという考えである。地区計画は、区の基本構想や東京都の構想等の上位計画に基づく都市計画マスタープランに則した中で、住民の皆様が主体で定めるものであり、行政側から何かを強制する制度ではないが、争いになる場合には、区としても協力させていただく。
50	第4章	区民ホール①	スライド20ページの総括の中に地区の皆様幅広い意見や多様な要望を集約とあるが、住民全員の意見の集約について、従来の方法では課題があると思うが、意見集約の具体的な手段について教えていただきたい。	意見集約の方法について、ご指摘の通り、意見が多様であるほど、取りまとめが困難になると認識している。区として特定の手法に限定することは考えていないが、想定される手法について、本編51ページに例示させていただいている。
51	第4章	区民ホール①	例えば、ワークショップを地権者主体で実施された場合には、地権者の方の要望が強くなりすぎて地域住民の意見が反映されないという問題が現在も起きている。	行政として、支援可能な部分は協力させていただく。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
52	第4章	区民ホール①	合意形成は大切であると思う。また、地区と地域の使い分けが大切であると思う。緩和型の地区計画は地区外にも影響が及ぶため、合意形成に地域も関われるようにしてほしい。 都市計画法の16条の1は地域も含むもので、16条の2は地区内であると認識している。地区計画でも16条の1を適用し、地区内の地権者だけでなく、地域の人に対しても、説明だけでなく、公聴会を行うべきではないか。	(都市計画法16条第2項を読み上げ) 都市計画については第16条第1項に公聴会の記載がある。第16条第2項の中にはその記載はないといったところをご案内させていただいている。 また、第16条第2項では、基本的に地区内の地権者等に対して意見を求める必要があり、続いて第17条では、地区外の方に対してもご意見を求める制度となっている。
53	第4章	区民ホール①	法定手続きが何を示しているのか教えていただきたい。 スライドの15ページに千代田区は法定手続き前に地区の意見を集約とあるが、法的手段が何を示しているのか教えていただきたい。	地区計画では地区の皆様による議論が重要である。また、地区の皆様が知らない間に法定手続きへ進むことを防ぐため、方針3を定めている。 区では、地区内の方々が知らないうちに法定手続きに進むことがないように、これまでも取り組んできたつもりであるが、このことを今回の見直し方針に明記させていただいた。また、地区計画以外の手法によるものについては、今回の説明会の対象外とさせていただきたい。
54	第4章	区民ホール②	15ページの実現の進め方にある5ステップについて、現在ほどの段階にあるのか。	今後、各地区で地区計画の策定や見直しを検討するにあたって、5ステップの検討フローを参考に進めてはどうかというもので、法定手続きに入る前のステップを可視化したものである。
55	その他	万世橋①	地域から要望があれば、区で地区計画の案を考えてくださるのか。	区としては、専門家の派遣や勉強会の立ち上げ支援等、協力可能な部分は協力させていただく考えである。一方で、行政が深入りし過ぎることで地域の議論の妨げとならないように進め方等を検討しながら取り組みたいと考えている。
56	その他	万世橋①	スライド12ページに「用途別容積型（住宅）」とあり、スライド20ページには、「「質」の向上に必要な用途誘導の検討」とある。この「用途」は何を示しているのか。	スライド12ページの「用途別容積型地区計画」は、住宅床に限り誘導可能な制度であり、千代田区では、「千代田区型地区計画」という呼称で、人口回復を目的とした地区計画として準備させていただいていた。 一方、高度利用型地区計画については、誘導の対象を地区の皆様と検討していく必要があると考えている。先ほどは、生活利便施設が不足している地域で、生活利便施設に対して容積率の緩和が可能であるという説明をさせていただいた。他にも、千代田区にはなじまないと考えているが、中央区では、ホテルを容積率の緩和対象としている。人口が増えたことによる課題に対して、特定の用途を誘導可能な制度を選択肢としてご用意させていただいた。誘導する用途については地区の皆様と考えていただきたい。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
57	その他	万世橋①	マスタープランを急いで作られるのは良いと思うが大きい話であるため、区民集会のテーマとすることなどをご検討いただいた方が良いのではないかと。	<p>今後の進め方については、方針1では、これまで千代田区では、区が地区計画の運営をしてきており、地区計画に関連するデータは区にあるため、それを皆様方にきちんと公開していき、皆様方に地区計画現状どうなっているかを知っていただきたいということを記載させていただいている。</p> <p>方針2におきましては、千代田区型をメインとさせていただいているが、人口増加を目的とした地区計画を今後も継続するかを含めて検討いただきたいということを記載させていただいている。</p> <p>方針3については、法定手続き前から、しっかりと地区の中で議論していきましょうということの明記をさせていただいている。</p> <p>あくまで、地区計画の見直し方針策定後、見直し等がすぐ進むというよりは、地区計画の見直し方針を作ることで、地区の皆様による議論のスタートがしやすくなるように考えている。見直し方針が策定されたあとのことだが、先ほどご提案いただいた区民集會も良い案だと思う。地区計画の見直し方針を、地区の中でどのような形で地区計画について考えていくかの一つのきっかけとしていただければと思う。</p>
58	その他	万世橋②	地区計画の見直し方針の概要版は、重要なことがコンパクトにまとめられており、一般的な区民が見てわかるようになっていると思う。本編は、概要版よりも詳細でページ数が多いものになっているのか。	本編は、60ページ強あり、効果検証等の部分をより詳細にお示ししている。現在、ホームページでも公開されており、本日も後方に準備してあるので、差し支えなければ、お帰りの際にも閲覧していただければと思う。
59	その他	万世橋②	今後のスケジュールでは、パブリックコメントや都市計画審議会等を経て、11月末に地区計画の見直し方針が策定されるという予定になっている。スライド7ページは、見直し方針の策定に合わせて、各地区の住民が自発的に地区計画の見直しが必要かどうかの検討・検証を行うということか。あるいは、全地区で検討・検証を行うということか。	2つのパターンがあると思う。今回の効果検証では、地区計画が導入されている2地区の検証を行った。これと同様に、その他の地区計画が導入されている地区でも効果検証を行い、各地区に情報提供していきたい。その結果をもとに、各地区で自発的に検討・検証を行う場合もあれば、千代田区型の地区計画が導入されている地区等に対して、千代田区からはたらきかける場合もあると思う。
60	その他	万世橋②	<p>今後のスケジュールをホームページ等で確認することは可能か。</p> <p>検討部会の議事録等で確認できるという理解でよろしいか。</p>	<p>スケジュールについては、議会や都市計画審議会の資料として公開している。ただし、資料が掲載されているページまで行って確認する必要があり、見やすさという観点で配慮が足りない面もあると思う。</p> <p>検討部会や都市計画審議会の議事録等でもスケジュールを確認できるようになっている。</p>
61	その他	万世橋②	説明会等において、これまでに地区計画の見直し方針を活用したいという地区はあったのか。また、想定されている地区はあるのか。	<p>景観・都市計画課は、区全体の制度環境に携わっている課のため、具体的な地区の話については把握できていない。今後、地区の皆様が課題を感じているということであれば、地区計画の見直し方針を活用して、地区計画の見直しの検討を進めていくということもあると思う。</p> <p>一方で、神田地区では、議会などにおいて、地区計画を掛けたことによる弊害が起きているという意見もある。今後、地区の皆様が地区計画を見直すきっかけとして活用していただければと思う。</p>

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
62	その他	麴町①	5ステップに関心がある。5ステップと今後のスケジュールに関連して、11月末に地区計画の見直し方針が策定される予定だが、それをベースに今後住民を主体とした議論を想定しているのか。見直し方針策定までの期間がかなり短いと感じる。	地区計画の見直し方針の策定は、お示した今後のスケジュールの通り進めていく。見直し方針策定後には、地区計画を導入している各地区で、見直しを含めた検討をしていただきたい。これまで地区計画の運営は区が行ってきたが、地区計画の成果はデータとして明確に公表されていないと考えている。地区計画の見直し方針の第2章でも検証を行っているが、今後、他地区も含め可能な限り検証を行い、検証結果を地区の皆様提供していきたいと考えている。それらをもとに、地区計画が目指す将来像に対応しているか、このままで良いかを共通で認識していただき、必要に応じて見直しをしていただきたい。地区計画の見直し方針が策定された後のスケジュール自体は、皆様の取組や地区により異なると認識している。
63	その他	麴町①	日本テレビの再開発を身近な問題として捉えているが、日本テレビの再開発の計画案と、地区計画の見直し方針は符合するのか。	地区計画の見直し方針では、再開発等促進区を定める地区計画は対象外としているため、符合しない。地区計画は、区の都市計画マスタープランに掲げた内容を実現するために、街区単位で進めている。一方で、再開発等促進区を定める地区計画については、都市基盤整備等、個々のプロジェクトごとの課題に併せた取組みであり、特定の地区に対して面的に設定する地区計画とは異なるため、見直し方針の対象外とした。
64	その他	麴町①	非常に重大な課題が多々あり、相当な議論が必要な地区では地区に分断が起こらないようにする必要があると思うが、地区計画見直し方針の策定スケジュールが短すぎて、十分な議論を行えないのではないか。	スケジュールは、昨年からの検討させていただいている中で、お示しのスケジュール感で進めさせていただいている。ただ、地区計画の見直し方針の策定により各地区の地区計画が大きく変わるわけではなく、見直しの検討やこれまでの取組について検証を働きかけるもので、何かを強制するものではない。
65	その他	麴町①	二番町と四番町は日本テレビの再開発に関わると思うが、これらの地域は、一般型地区計画の地域となっている。先ほどの説明では、日本テレビの再開発は見直し方針の対象外とのことだったが、少し理解できないので説明いただきたい。	ご指摘の通り、二番町、四番町は一般型地区計画の地域である。そのため、街区全体については地区計画の見直し方針が適用されるため、街区全体の将来像等についてはご検討いただきたい。一方で日本テレビの再開発のようなプロジェクト型のものについては、再開発等促進区を定めるかの議論もなされると思っている。再開発等促進区が定められた場合には、プロジェクトに併せた手続きが進められることになり、その部分については、街区単位の話ではなくなるため、プロジェクトごとの検討については対象外とさせていただく。
66	その他	麴町①	日本テレビの再開発に関するオープンハウスで回答したアンケート結果の公表予定について教えていただきたい。	開催日程は未定であるが、次回の日本テレビ沿道まちづくり協議会でアンケート結果を公表予定である。また、協議会終了後には、すべての意見を掲載できるとは限らないが、区ホームページでの掲載を考えている。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
67	その他	麴町①	<p>千代田区にとって一番大きな問題は、今後、長期にわたり継続的な増加が見込まれる人口を吸収するためのキャパシティ不足である。区としてどのように考えているのか。基本構想や見直し方針には、目標人口である5万人を回復したことを声高に書かれているが、今は人口回復を目指す時期ではなく、抑制していく必要があるのではないかと。どのような地域においても適正な人口規模はキャパシティとしてあり、社会インフラを充足させるためには一定の時間がかかるので、このような観点も見直し方針や基本構想に取り入れていただきたかったと思う。</p>	<p>人口については、ご指摘の通り増加が予想されている。人口5万人という目標のもと、人口誘導を目的とした千代田区型地区計画を導入してきたため、本来であれば、今後は見直しの方角へ動いていくと思う。そのきっかけとして、今回の地区計画の見直し方針を打ち出させていただき、人口誘導以外の提案をさせていただきたい。具体的には、一般型地区計画のように、規制により街並みを誘導していく方法や、人口増加により不足したキャパシティに対応するため、生活利便施設を誘導していく方法などが挙げられると思う。しかし、行政として、許容する人口を指定することは難しいというところで、目標人口を定めていないのだと思う。想定人口に対応するという方針の中で、どこまで、行政として、求められるインフラへ対応していくのかという課題は残るが、各所と連携を図りながら進めていきたいと考えている。目標人口を示すことができていない中で恐縮ではあるが、区の方針としては、想定される人口に対し、インフラ等を整備させていただくというところで準備させていただいている。</p>
68	その他	麴町①	<p>地区計画は最上位計画である基本構想に完全に即する必要はないのか。ルールを作る際には、区として最上位の基本構想から末端まで一貫した考え方の基で進めていくべきだと思う。時間を要するため、簡単でないことは承知しているが、基本構想では人口増加を許容する一方、地区計画では人口増加を課題としており、考え方に一貫性がなく、住民へ丸投げしているように感じる。</p>	<p>都市計画マスタープランは基本構想に従うものであり、人口の方針が基本構想にて明確に打ち出された際には、都市計画マスタープランの変更を検討する。地区計画は上位計画に則した上で地区の皆様の思いも併せていく制度であるため、上位計画に背くことはできない。また、東京都の都市計画にも従う必要がある。先ほどの説明を補足させていただくと、千代田区では千代田区型地区計画のない地域でも人口が増加しており、そのような中で総人口が20年後には8万人を超えると予想されている。千代田区型地区計画の推進は、予想されている人口に加えて人口誘導していくことだと考えている。つまり、積極的な人口誘導は行わないが、それでも人口増加が見込まれている。</p>
69	その他	麴町①	<p>日本テレビの再開発が心配である。プロジェクト型は別という説明があったが、再開発は日本テレビの敷地だけの問題ではなく、影響は広範囲に及び、超高層のビルが建った場合には番町地域の環境は激変すると思う。日本テレビの再開発のオープンハウスの際に「日本テレビの再開発を区が住民へ説明するのはなぜか」という質問に対し、区から「地区計画の変更を前提としている」との回答があったため、日本テレビの再開発が別物で地区計画の見直し方針の対象外であるという説明について納得ができない。</p>	<p>地区計画の見直し方針が日本テレビの再開発に関連しているように思われていると感じた。今回の見直しはあくまで都市計画マスタープランの改定を受けて行うものであり、日本テレビの再開発計画があるから作るのではないということをご理解いただきたい。一方で、この地区計画の見直し方針がなくとも、日本テレビの再開発については検討が必要なため、協議会を設定し、議論しているところである。未確定であるが、再開発等促進区を定める地区計画を導入することになれば、二番町の地区計画に重なるため、そこは手続きを進めていく必要がある。日本テレビの再開発については協議会を近々に開いて、議論いただき、検討していくことを区としては考えている。</p>

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
70	その他	麴町①	日本テレビの再開発でも、課題という言葉が用いられ、課題解決のためということ再開発の計画が進行している。このような状況であるため、地区計画の進捗確認や成果検証の結果、課題なしという結論には進んでいかなないように思う。また、地区計画の見直し方針については、まもなくパブリックコメントが終了し、パブリックコメントで出た課題への対応期間は1ヵ月しかないが、本当に、提示されたスケジュールで進行していくのか。	繰り返すことになるが、地区計画の見直し方針の策定後、すぐに全地区の地区計画の内容を見直すことは想定していない。まず情報提供をさせていただき、地区の皆様で認識していただきたいと思っている。地区計画の見直し方針にも一部地域の検証結果を示しているため、ぜひご覧いただきたい。検証の結果、千代田区型地区計画を導入している岩本町東神田地区では、特に人口が増加しており、今後も増加が見込まれるということや、地区計画の導入されていない神保町でも、都心回帰は進行しており、人口や住宅床が増加していることが確認された。地区計画の成果とともに、社会的な状況についても、皆様と一緒に検証していく必要があると考えている。区としては、地区計画の見直し方針を定め、皆様にまちづくりのデータを提供することで、今後についての議論のきっかけにさせていただきたいと考えている。
71	その他	麴町①	「千代田区都市計画マスタープラン改定案に対するご意見の概要と区の考え方」の中にある「特殊解」についても説明いただきたい。	都市計画マスタープランは上位計画として位置するが、それ以外を一切遮断するものではない。例えば、地区の皆様が将来像の実現につながる・地域に資すると考えるのであれば、行政が遮断するのではなく、地域理解も含め、共通認識を持った上でより良いまちづくりをしていきたいと考え「特殊解」を準備させていただいた。
72	その他	麴町②	地区ごとには、人口が増えている地区と増えていない地区があったとしても、区全体では、定住人口5万人を達成し、子どもの数が増え、学校の教室が足りなくなっていることから、緩和型のまちづくりを考え直す必要があると考えている。	ご意見として受け止めさせていただければと思う。
73	その他	麴町②	15ページの「実現への進め方」では、ステップ1からステップ5の段階が示されているが、日本テレビ通り沿道まちづくり協議会はどの段階になるのか。	再開発等促進区を定める地区計画は、個別の地区の開発や基盤整備に関する提案型の地区計画であり、住民等の皆様と地区計画の内容を検討するものでないことから、今回の地区計画の見直し方針では取り扱っていない。
74	その他	麴町②	日本テレビ通り沿道まちづくり協議会によるオープンハウスが開催されたが、既に地区計画の提案を受けたということか。 提案を受けていないのであれば、5ステップの段階にあるのではないか。	まだ提案を受けていない。 住民等の皆様がゼロベースで検討する地区計画ではなく、開発に伴う地区計画であり、性格が異なるため、今回の「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」に関する地区計画の見直し方針の対象外となる。
75	その他	麴町②	二番町地区は5ステップの検討フローと関係がないということか。	地区計画の見直し方針は、地区全体の地区計画について、住民等の皆様で成果を検証し、策定・見直しを検討するものである。二番町地区については、地区全体ではなく、地区の一部における再開発等促進区を定める地区計画に関する検討であるため、5ステップの検討フローには該当しない。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
76	その他	麴町②	日本テレビ跡地開発は、隣接する四番町地区でも関心が高い。住民としては、地区計画で高さ制限があるにも関わらず、水面下で区と事業者が調整し、高さ制限を無視した計画を立て、追認していくのではないかという印象を抱いている。区と事業者で協議をしているのであれば、住民に対して透明性を確保しながら進めてほしい。法律等に基づいて手続きを進めていたとしても、住民に情報公開するのが遅れるほど、意見を言う機会を失ってしまう。正式な手続きを進める前であっても、早めに、タイムリーに情報公開してほしい。	ご意見として受け止めさせていただくとともに、担当所管にしっかりと申し伝えておきたい。区としても、中立の立場として、どうすれば住民の皆様へ情報を届けることができるのかを考えていきたい。
77	その他	麴町②	六番町地区では、数年前に「地区計画を作ってほしい」という話があり、区の主催で意見交換会が行われたが、現在の進捗状況等についてお聞きしたい。	六番町の偶数番地については、住民の有志案として地区計画（案）を作成し、区に提案があった。区では、既存の建物を踏まえ、高さ制限の数値等を緩和した修正案を提案したところ、それでも住民から「高さの規制が厳しい」との意見があったことから、区で調整を進めているところである。区議会からも「早く集約するように」との指示が出ていることから、今年度中にまとめたいと考えている。住民には、賛成や反対を含めて様々な意見があることから、どのようにまとめるかが課題となっている。
78	その他	麴町②	地区計画を「柔軟に変更」とあるが、区としては、何年後に変更することを考えているのか。	都市計画マスタープランは20年後の将来像を見据え、5年ごとに見直すこととなっている。その将来像を実現するための手段として、地区計画がある。ただし、地区計画を何年後に見直すのかは、区が決めることではなく、地区の皆様で点検し、維持・変更を検討するなど、地区の皆様が何年後に見直すのかを決めていくことになると思う。
79	その他	麴町②	「質の向上」とあるが、区では、番町地区でどのような「質の向上」を想定されているのか。	番町・麴町地区は、「一般型地区計画」であり、「千代田区型地区計画」による住宅の容積率の緩和は行っていないことから、直接的には関係がないと考えている。一方で、人口が増えていることから、緑地、広場、壁面後退等について地区の皆様で確認していただき、質として問題がないということになれば維持していくことになると思う。ただし、区ではなく、地区の皆様が質について検討していくことが大切である。
80	その他	麴町②	わかりにくいので、もっとはっきりと書いてほしい。また、高さや容積率は、ハードに分類されるのか。	その通りである。「千代田区型地区計画」は、住宅用途に対して容積率を緩和しているが、人口が増えたことによる課題を解決するために「高度利用型地区計画」に変更することも、現状を維持するために「一般型地区計画」に変更することも、さらに人口を増やすために「千代田区型地区計画」を維持することも選択できるようにしたということである。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
81	その他	麴町②	麴町地区地区計画は、都市計画マスタープラン上、「高度利用型地区計画」に変更する地区に該当するのか。	地区の皆様が「高度利用型地区計画」を望むのであれば、そういった可能性もあると思われるが、皆様の話を聞く限りは、「一般型地区計画」を維持する地区だと考えられる。ただし、皆様が検討して判断されることだと思う。まずは、神田地区の「千代田区型地区計画」で見直しの検討を進めていただきたいと考えている。 これを機会に地区計画の検証結果を皆様に情報提供し、地区計画の成果や地域の課題を確認していただきたい。ただし、麴町・番町地区で地区計画を見直すことは想定しておらず、住宅用途に対して容積率を緩和している神田地区で地区計画の見直しを検討されることを想定している。
82	その他	区民ホール①	スライド19ページの今後は「量」の誘導から「質」の向上を目指したまちづくりへの転換については、賛成である。今回の説明会は、個別の地区計画のことではなく、地区計画全体についての千代田区の見直し方針についてのものであるか。スライド15ページの検討フロー図にある5ステップや専門家の支援等は現在も行っているように思う。また、地区計画の見直し方針について、従来と比較して変化した部分がわからないので教えていただきたい。	今回の地区計画の見直し方針は、地区計画全体についてのものであり、個々の地区計画に対して何かを強制するものではない。皆様に地区計画の見直しについて考えていただきたいという意味合いで作成している。具体的には、方針1で将来像の検討、方針2で人口誘導について今後は不要ではないかということに記載しており、方針3では、これまでも実施している法定手続きに入る前段階からの支援について明記しており、皆様が議論しやすい体制づくりを行政は支援していくということに記載している。
83	その他	区民ホール①	地区の状況等の変化による地区計画の見直しはこれまでもできたと思うが、なぜ今になって方針を作ることになったのか。	ご指摘の通り、現在も各地区で地区計画の見直し検討は可能であるが、現状は多くの地区で見直しの検討が行われていないと認識している。上位計画である都市計画マスタープランは、改定によって量から質への転換が示されたため、行政から地区計画について、改めて考えて欲しいということ投げかけている。また、これまで区で運営を行ってきた地区計画について、地区の皆様へ情報提供を行い、見直し検討の素材としていただきたいと考えている。
84	その他	区民ホール①	神田警察通りの既存の街路樹を保護したいと考えているが、地区計画で解決することは可能か。	街路樹の件については、地区計画と直接関係していない。 街路樹の件については、重要な問題であると認識しているが、今回の説明会は、街路樹について議論をするための場ではないことはご理解していただきたい。
85	その他	区民ホール①	「都市計画」や「地区計画」と言われても住民には、適用範囲等がわからない。街路樹の件は何で確認すればよいのか。	街路樹の件は地区計画とは別件なので、今回の説明会で議論を行うことは控えさせていただきたい。人口が回復した現在も、千代田区型地区計画を今後も推進していくが、今回の大きなポイントである。量の誘導から質の向上への転換が都市計画マスタープランでも明確にしたため、現在暮らしている方々の生活の向上のために地区計画で何かできないかということをお聞きしているのが、今回の地区計画の見直し方針である。
86	その他	区民ホール①	地区計画を導入させていない地区はどうなっているのか。	地区の方が必要と考えるのであれば、導入に向けて区でも協力させていただく。高度利用型地区計画という制度について、これまで千代田区では活用されていないが、住宅ではなく店舗等の誘導等に活用可能だということを紹介させていただいた。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
87	その他	区民ホール①	地区計画の見直し方針を策定することで、特定の事業等を優遇しているのではないかという不信感がある。	そのような意図はない。
88	その他	区民ホール①	都市計画ではひたすら緩和を行っているが、丸投げは問題なのではないか。	地区計画による緩和は千代田区では千代田区型地区計画による住宅への緩和に限られている。ご指摘の件は地区計画とは直接関わっていない再開発事業等に対してであると考えられる。都市計画マスタープランにもあるように、千代田区では、人口が回復してきているため、一般型の地区計画や千代田区型地区計画の変更について、皆様で考える機会ではないかということをご提案させていただき、変更に向けて進むようであれば、区としても協力させていただくことを考えているが、その中でも住宅を誘導する千代田区型地区計画については、区からも変更の検討を呼び掛けていきたい。
89	その他	区民ホール①	回答期日直前の情報発信等ではなく、しっかりとした情報発信を行ってほしいと思う。	地区計画については、区から期限を示して進める制度ではない。
90	その他	区民ホール①	地区計画は住民主体と聞いているが、六番町の新たに地区計画の導入を検討している地区に対して、行政から意見が出されたと聞いている。ぜひ、住民主体の方向で進めていただきたい。	六番町地域における新規の地区計画について、有志の方々よりいただいた案は非常に厳しい制限を課すものであったため、制限を緩め区として提案したが、それでも制限の厳しさから反対者が多く、現在調整中である。区としては年度内の取りまとめを目標に現在進めている。
91	その他	区民ホール①	地域の方が地区計画の案ができる前に意見を出す場が必要なのではないか。	地区計画で定めることが可能な内容が、地区外へ影響を及ぼすことはあまり考えられない。周辺地域への影響を危惧されているものは、地区計画とは別の市街地再開発事業等によるものだと考えられる。これらの個々のプロジェクトについては、それぞれに対応していく必要があると考えているが、ご意見として受け止めさせていただく。
92	その他	区民ホール①	神田淡路町のワテラスには地区計画は導入させているか。	地区計画は導入されているが、それ以外の再開発事業や都市再生特別地区等別の都市計画手法が用いられている。個別のプロジェクトについては、案件単位で説明等を行っていく必要があると思う。
93	その他	区民ホール①	千代田区では、ディベロッパーや事業者により大規模な建物が建設されることで、ごみや緑等の地域課題が出てきていると思うが地域環境に対する区の考えを示していただきたい。現在作成中の基本構想では、将来人口8万人としているが、8万人について、適切な人口規模と認識しているのか、それとも8万人を達成することを目標と考えているのか。住民参加を基本としていただくことでこのような問題は多少の改善がみられると思うが、事業者等と住民とで考えが異なるなかでの舵取りが行政に求められていると思う。	人口について基本構想を確認しながらまちづくりを進めていく必要があると認識しているが、現在区としては、目標人口を定めておらず、想定される人口に対応していく方向である。その中で、千代田区型地区計画はさらなる人口増加を助長するものと考えている。
94	その他	区民ホール①	インターネットを用いない方法での広報等についてもしっかりしてほしい。	情報発信については、区としても日々研究しているが、より良い方法についてご提案いただければ幸いである。
95	その他	区民ホール①	基本構想の内容が抽象的で読み手により認識に差が出ると思うので、考えを具体的に示してほしい。また、広報にて発信した情報については、区の職員は認識している必要があると思う。	ご意見として、基本構想の関係所管課へ伝える。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
96	その他	区民ホール①	人口増加へ対応していくとの事であるが、面積は限られているため、過密化が進み、緑や広場の創出は難しいのではないか。また、公有地を含めた再開発が検討させていると聞いているが区としての考えを教えてください。	人口増加について、地区計画の中では、人口誘導について、今後は不要ではないかという問いかけのために、今回の見直し方針を作成している。また、再開発に関しては本説明会の対象ではないため、ご意見は受け止めさせていただくが、回答は差し控させていただきます。
97	その他	区民ホール①	今後のスケジュールについて説明があったが、説明会の回数が少ないのではないか。また、策定までの期間が短すぎるのではないか。地区の方の意見を吸い上げることができるのか。	スケジュールについては、議会からも同様の指摘を受け、期間を延長して進めているところであり、説明会についても6月に地区計画の制度そのものに関する説明会を行い、今回は見直し方針についての説明会を行っているほか、日々ホームページで情報発信を行っている。スケジュールについては、急とは考えておらず、ご理解いただきたい。
98	その他	区民ホール①	ホームページでの確認や、QRコードを用いた意見募集は、高齢者には活用が難しいため、広報で丁寧に情報発信してほしいと思う。	ご指摘の通りである。広報等を活用しながら周知活動に取り組んでいきたいと思う。
99	その他	区民ホール①	神田警察通りについて、地区外の方の声が大きく、地区外の方の意見が通っていることを不思議に思う。	地区の中でどのように議論を行うかについては、地区の方々による議論が重要である一方、地区周辺の方々の意見についても募集する機会があるとよいと思う。明確な方法等については、区が指定すべきではないと認識している。意見集約について、より丁寧に行ってほしいというご意見は受け止めさせていただく。
100	その他	区民ホール①	神田警察通りについて、地区内の意見を集約し主体として反映すべきではないか。	神田警察通りの件は、地区計画の見直し方針や、既存地区計画の内容とは無関係である。
101	その他	区民ホール①	説明会の時間をもう少し長く設定するとともに、地区計画の制度そのものについても説明があるとよかった。	地区計画制度についての説明会については6月に開催したが、方法については反省も含めて今後検討していきたいと思う。
102	その他	区民ホール②	わかりやすい説明をありがとうございます。普段から何気なく生活してしまいがちだが、千代田区は約6万7千人の方が住み、85万人の方が訪れるまちである。そのため、区民の1人として、自分が住んでいるまち、より多くの方を迎え入れるまちという自覚を持って、関係者と協力しながら、より良い方向に持っていければ良いと感じた。より多くの区民に参加していただけるよう、後から「全く聞いていない」という区民が出ないよう、行政には積極的に意見を聞く場を設けていただいていると感じているので、自分も積極的に参加し、意見を届けたいと思う。	行政としても、まちづくりに関心を持ってもらうことが重要だと考えており、今後も、ご意見を聞く場や、周知活動等について、工夫と研究に努めていきたい。
103	その他	区民ホール②	千代田区には様々な条例や制度があるが、古い建物などの機能更新を図れるよう、地区計画の見直し方針を作成する必要があるのだと思う。	広く都市計画を考えると、行政としては、都市生活と都市経済の調和を図っていくことに取り組んでいる。一方で、今回は、地区計画の見直し方針ということで、住民等の皆様がよりきめ細かなまちづくりについて議論していただくことを投げかけている。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
104	その他	区民ホール②	住民に対する周知が不十分で、同じことを繰り返していると思う。今回の説明会は、全部で何名が参加されたのか。	本日の第1回目については20名程度、その他の万世橋、麴町については各回10名程度の方が参加された。正確な人数については、後ほど、ホームページ等で公開させていただきたい。
105	その他	区民ホール②	千代田区の人口6万人に対して参加者が50名という結果だが、行政としては何名の参加を想定していたのか。また、周知方法の検証を行っているのか。自分は人から聞いて参加したが、6月のオープンハウスを含め、お金と労力を掛けている割には参加者が少なく、アンケート結果も公表されていないので、努力が足りないと思う。もう少し住民の意見を汲み取る工夫をしていただければと思う。 パブリックコメントに意見を提出したくても、地区計画について何もわからず、意見を書きようがない。行政としては、意見を書かないということは、賛成したと捉えるのか。 地区計画の見直し方針で行政が何をしたいのかわからず、区民に共有されていないと感じるので、今後のスケジュールを見直すとともに、説明会の意見も公表すべきだと思う。	まずは、ご意見としてしっかりと受け止めさせていただければと思う。 周知方法については、広報、掲示板、ホームページ、SNSを通じて情報発信させていただいた。どのような周知方法が良いかを研究しているが、もし、より良い方法を知っているということであれば、皆様からもご意見をいただければと思う。区としても、今後もより良い方法がないか研究していきたい。 地区計画の見直し方針は、地区計画がかかっている地区に対して、このままで良いかを投げかけるもので、ただちに地区計画を見直すというものではない。10ページの「地区計画の見直しの方針（基本的な考え方について）」にあるように、方針1は、「地区計画の進捗と将来像と照らし合わせ、変わっていないかを改めて確認していただく」というもの、方針2は、「住宅床・人口を増やす取り組みにより人口が回復傾向にあることから、量から質に転換してはどうか」というもの、方針3は、「意見集約の方法を可視化し、しっかりと地区の皆様で議論していただく」というものである。 地区計画の見直し方針の対象は、「一般型地区計画」と「千代田区型地区計画」であり、「再開発等促進区を定める地区計画」は対象外としている。
106	その他	区民ホール②	再開発等を定める地区計画が5地区あるが、具体的にどの地区のことか。	再開発等を定める地区計画の5地区については、終了後に資料をお渡ししたい。
107	その他	区民ホール②	行政は民間と比べるとスムーズに進まないところがあると思うが、各家庭に広報を配布するようになったり、新たにSNSやFacebookによる情報発信を取り入れたりなど、努力していると思う。発信したら終わりというわけではないが、それぞれの立場で一生懸命取り組んでいることは評価すべきである。 日本テレビ跡地の再開発でも、高い建物に対して賛成、反対などの話し合いが進められているが、地区計画の見直し方針は、誰かが一方的に決めるのではなく、地区計画の見直しが必要な地区については、このような方法で検討を進めてはどうかという提案である。 意見が良い、悪いではなく、こういったやり取りを繰り返すことで、問題点を共有していくことが大切である。今回の説明会は6万人のうち50人しか参加していないが、それは区民の責任でもあると思う。気が付いた人が周りに広めて、関心を持ってもらうことも大切である。行政も努力しているので、行政だけの責任にするのではなく、区民の一人ひとりが責任を自覚し、次のステップに進んでいくことが大切である。	参加していただける、関心をもっといただけることに感謝を申し上げたい。一人ひとりの思いや意見をどのように吸い上げていくのか、そのためにどのような準備が必要なのかを考えながら、こういった機会を繰り返していきたいと思う。今回の説明会の結果についても検証し、次につなげていきたい。
108	その他	区民ホール②	再開発等促進区を定める地区計画に対しては意見を言わなくても良いのか。	再開発等促進区を定める地区計画は、プロジェクト型の地区計画であり、それぞれのプロジェクトの目的に特化した街区単位の地区計画となることから、地区計画の見直し方針の対象外としている。

NO	該当箇所	会場	意見の概要	区の回答
109	その他	区民ホール②	この場で地区計画の見直し方針に対する賛成か反対かを言えば良いのか。その場合、策定までの期間が短いと思う。	地区計画の見直し方針は、いつまでに各地区の地区計画の見直しを検討していただくということではなく、各地区でどのような地区計画にしていくかを考えるきっかけにいただければと考えている。 本日の14時からの説明会では、地区計画ではなく、再開発や神田警察署の街路樹に関する意見が多かったが、地区計画の見直し方針を検討するきっかけとなったのは、千代田区の人口が回復したことで、住宅用途の容積率を緩和する「千代田区型地区計画」を継続するのか、見直すのかを各地区に投げかける必要が出たことである。そのため、行政が積極的に各地区の地区計画を見直していくというわけではなく、各地区で話し合い、地区計画を維持するのか、見直すのかを検討していただくことになる。
110	その他	区民ホール②	パブリックコメントが終わってから急激に環境が変わることがあるため、その点を心配している。一人の意見で変わることがないことは理解できるが、形式的なパブリックコメントが多いという印象を受ける。 区全体の地区計画の見直し方針が決まれば、各地区の地区計画の見直しが決まるということか。	地区計画の見直し方針が策定されると各地区の地区計画が見直されるというわけではなく、今後、地区計画の見直しを検討するかについて各地区に投げかけ、見直しを検討することになれば、5ステップの検討フローを参考に進めてはどうかということである。ただし、再開発等促進区を定める地区計画は対象外のため、5ステップの手順を踏まないことはご承知いただきたい。
111	その他	区民ホール②	再開発に関する意見は言っても仕方がないということか。	景観・都市計画課として回答はできないが、ご意見として承りたいと思う。

用途地域の一括変更等について

環境まちづくり部 資料3
令和4年10月13日

1 経緯

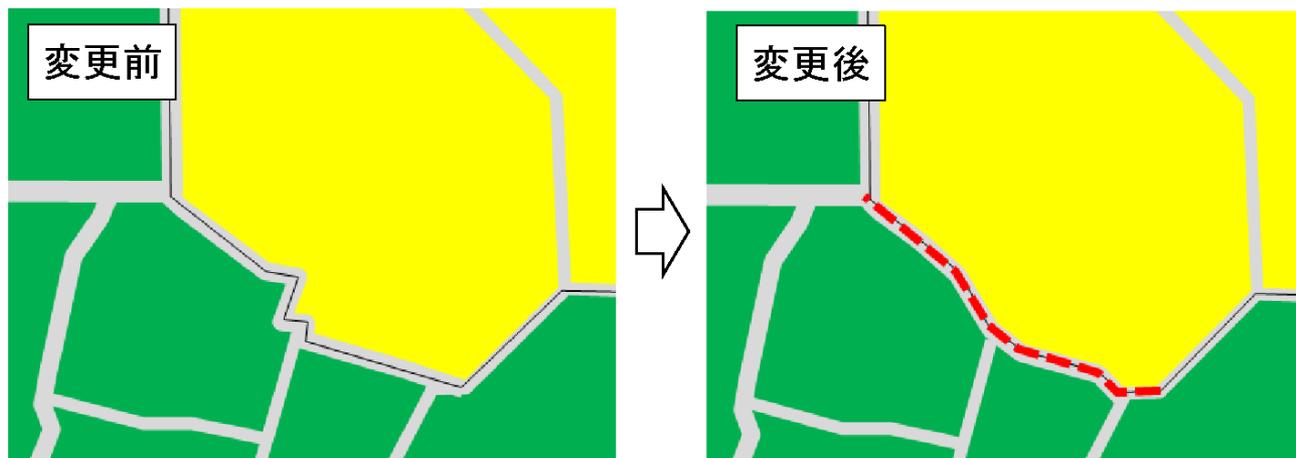
東京都は、概ね8年ごとに用途地域の一斉見直しを実施してきましたが、平成16年以降は、地域の特性に応じた目指すべき市街地像を実現するため、これに代えて原則地区計画を定めることとし、適時用途地域の変更を行っています。

一方、前回の一斉見直しから約16年が経過し、道路の整備による地形地物※の変更等が生じ、用途地域等の指定状況と現況との不整合がみられることから、東京都はこれに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとし、令和2年1月24日付けで都市計画原案の作成依頼をしました。これを受け、区では変更の対象を抽出し、原案を東京都へ提出しました。

※地形地物…道路、鉄道その他の施設、河川、がけ等土地の範囲を明示するのに適当なもの

■変更対象

用途地域の境界の基準としていた地形地物に変更した地区など



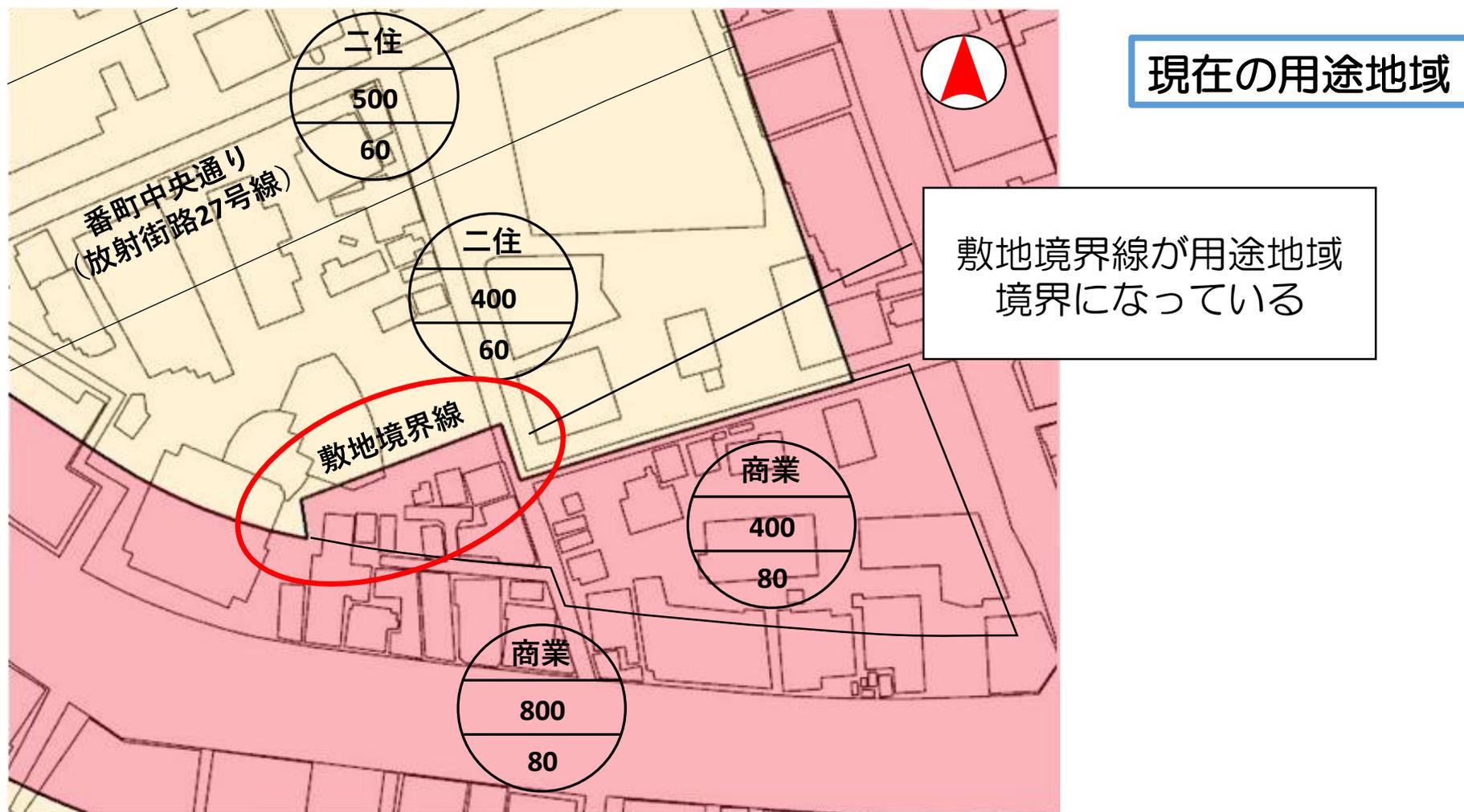
2 今回の変更箇所



二番町、麹町四丁目及び麹町五丁目各地内

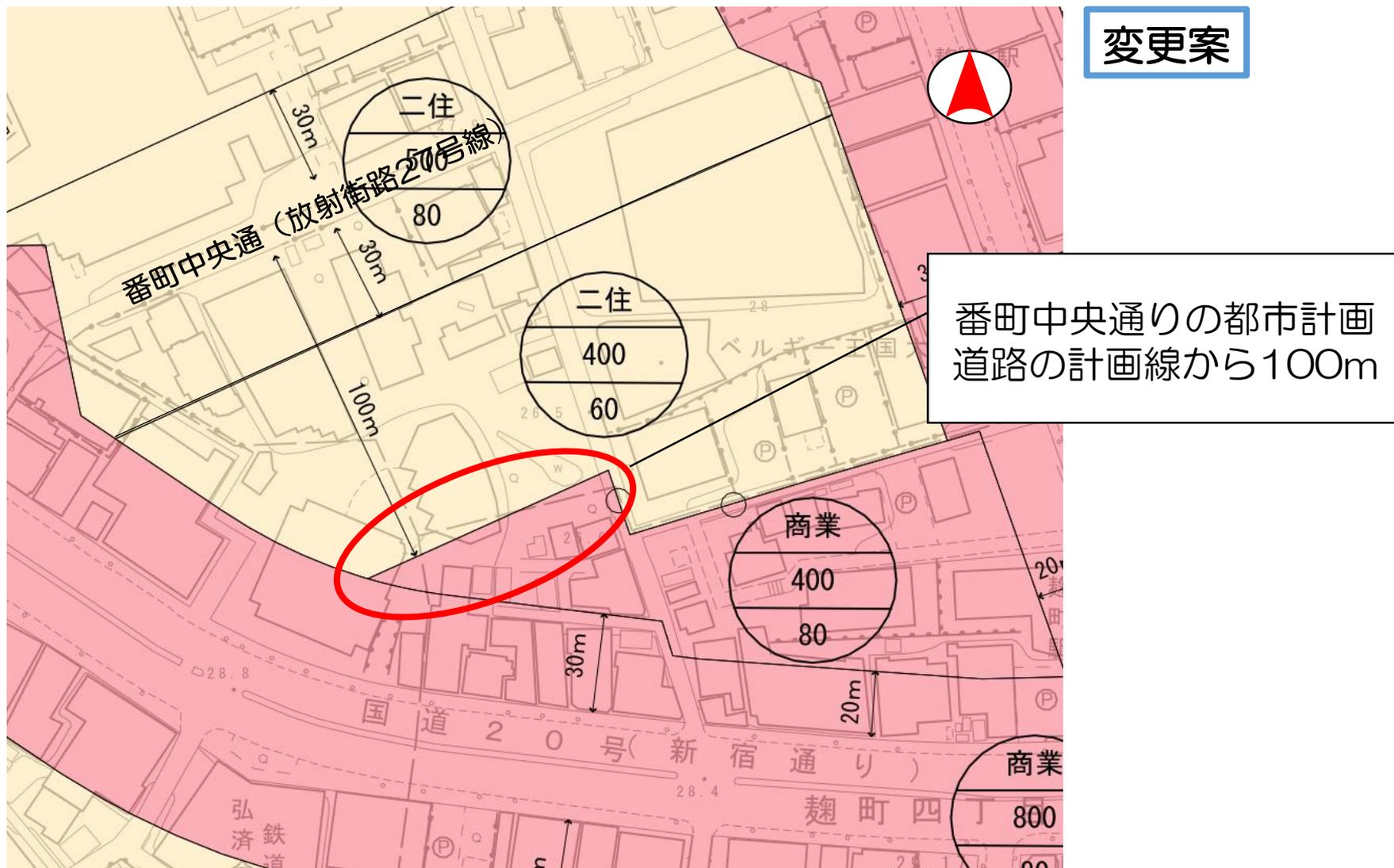
3 現在の用途地域

従前の敷地境界線で用途地域境界が指定されており、現在の敷地境界と一致していない。（用途地域境界が不明確）



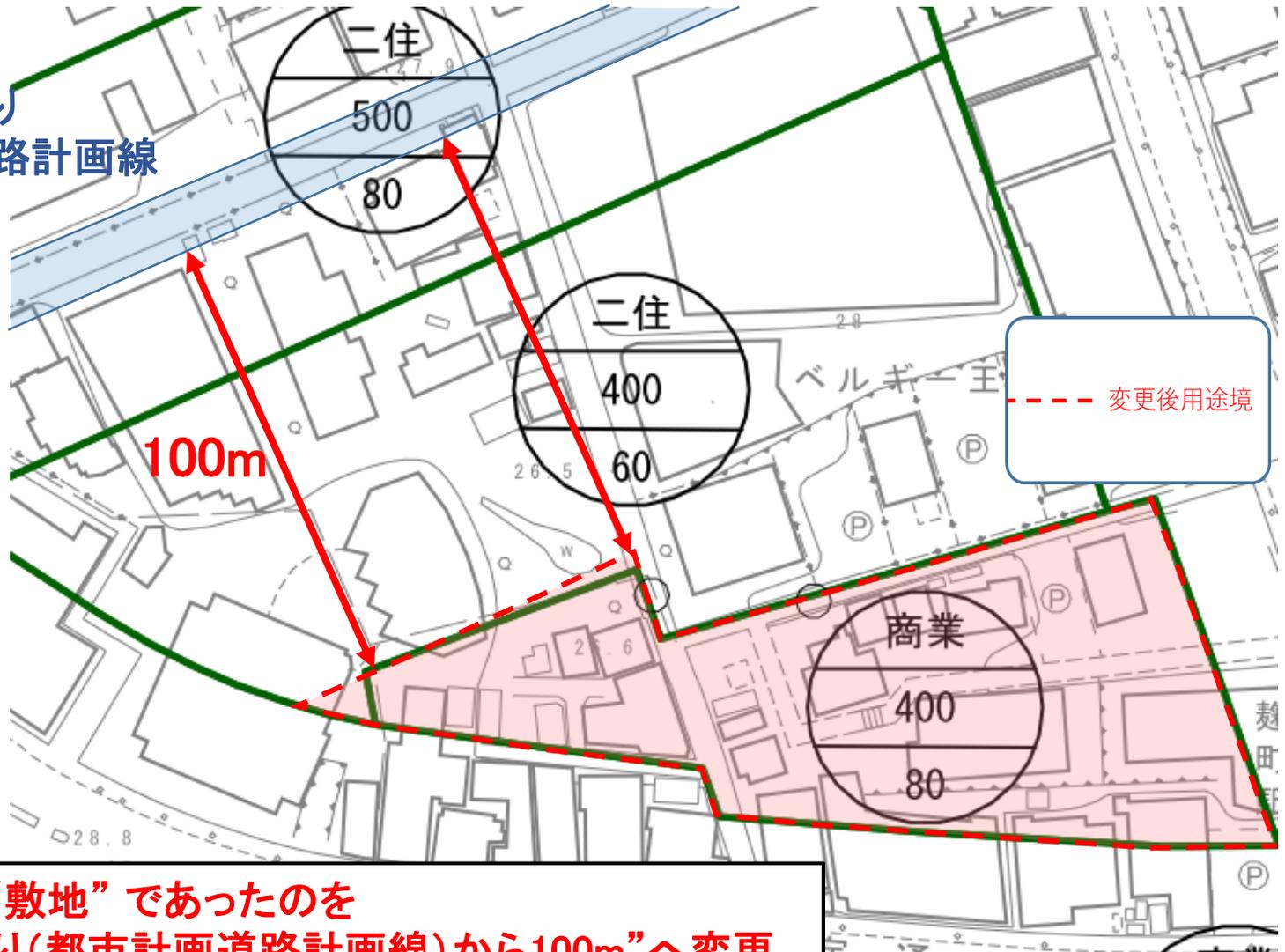
4 用途地域 変更案

地形地物を起点として、用途地域の境界線を変更する。



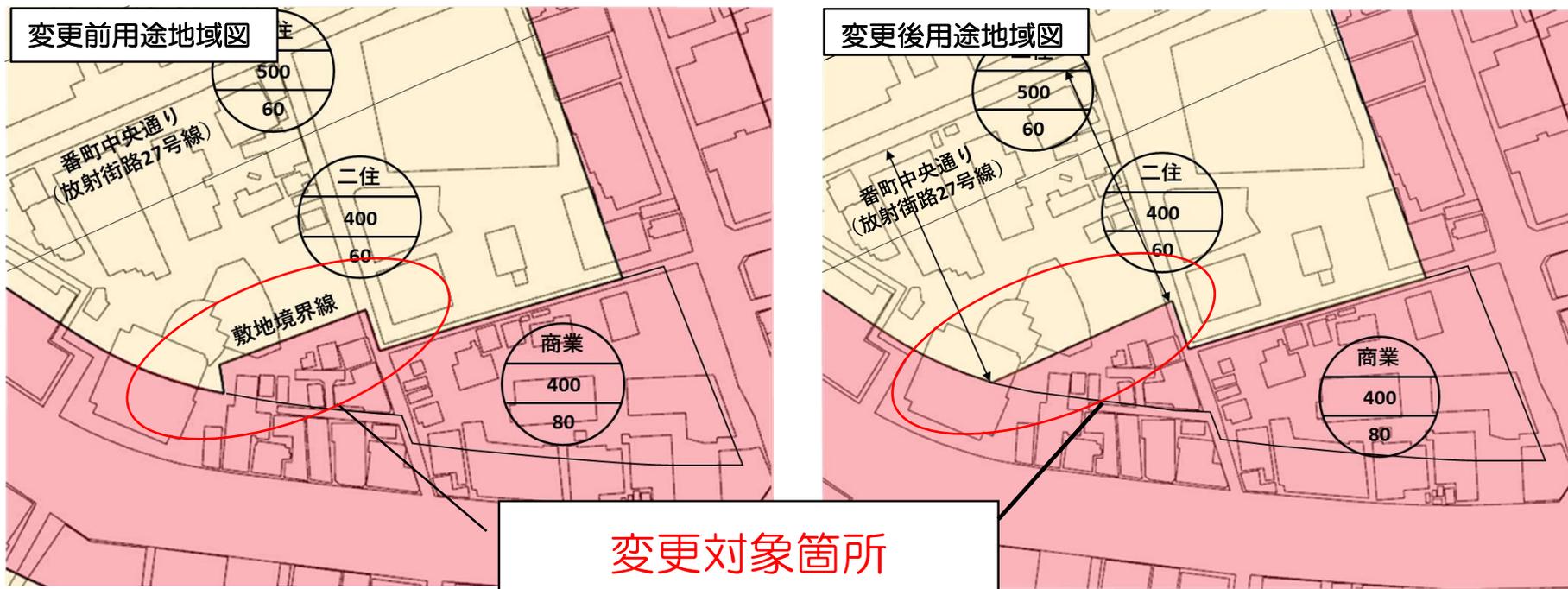
5 用途地域変更対象

番町中央通り
都市計画道路計画線



用途の境が“敷地”であったのを
“番町中央通り(都市計画道路計画線)から100m”へ変更

6 用途地域変更対象 新旧対照図



	第二種住居地域	商業地域
変更前面積	約81.6ha	約694.9ha
変更後面積	約81.6ha	約694.9ha
変更面積増減	約-160m ²	約160m ²

7 特別用途地区

- 用途地域を補完する制度で、地域の特性に応じて建築物の用途制限を強化又は緩和するものです。千代田区では、文教地区・中高層階住居専用地区の2種類が定められています。

文教地区

学校その他の教育文化施設が立地する地域又は住宅地において、文教的環境の維持環境の維持を図る目的で指定しています。

第一種文教地区は、住居系の用途地域又は学校等の教育文化施設の周辺に指定しています。風俗営業関連の施設、宿泊施設、劇場・映画館などの娯楽施設、遊戯施設、マーケット、場外馬券売り場当、一部の工場の用途などが制限されます。

第二種文教地区は、商業系の用途地域や通学路等の区域に指定しています。第一種文教地区にかかる制限のうち、映画館、マーケット、遊戯施設、一部の工場の用途は、制限の対象外（＝建築可）となります。

8 文教地区 変更案

用途地域の変更と合わせて変更する。

変更前用途地域図

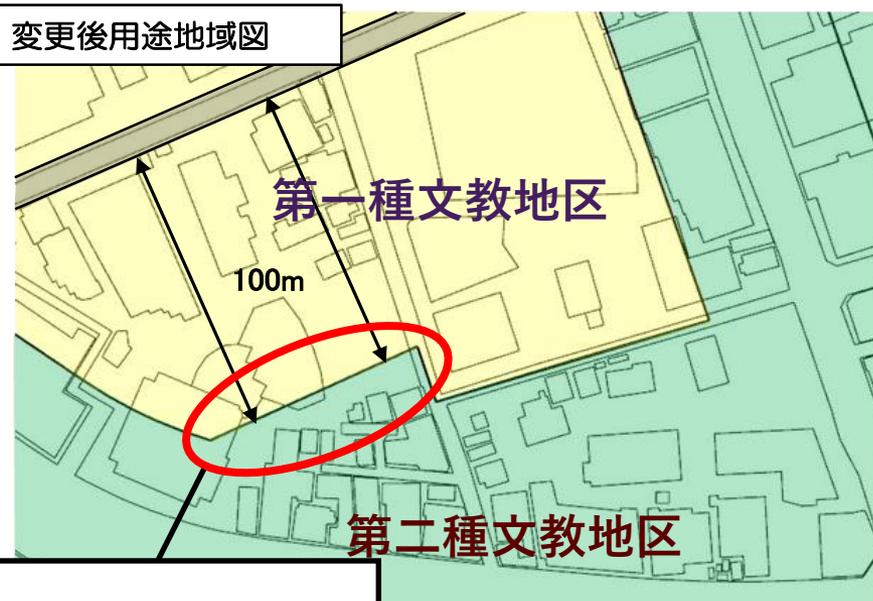


敷地境界線

凡例

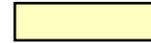
	第一種文教地区
	第二種文教地区

変更後用途地域図



番町中央通りの都市
計画道路計画線から
100m

凡例

	第一種文教地区
	第二種文教地区

	第一種文教地区	第二種文教地区
変更前面積	約144.6ha	約108.9ha
変更後面積	約144.6ha	約108.9ha
変更面積増減	約-160m ²	約160m ²

9 防火地域・準防火地域

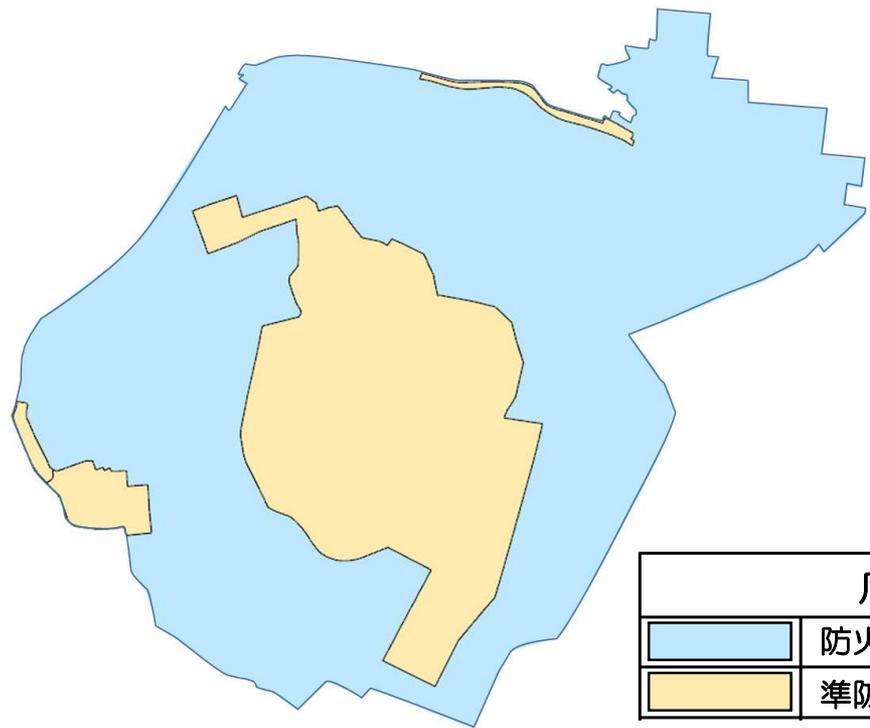
- 防火・準防火地域（建築基準法第61条）
- 火災などの災害に対して安全な街を作るために、建築物の構造を制限するものです。建築物の階数や延べ面積等に応じて、屋根や外壁などに求められる防火性能が異なります。

	防火地域		準防火地域	
	階数	延べ面積（地階にかかわらず）	階数	延べ面積（地階にかかわらず）
①耐火建築物等としなければならぬもの 〔例：鉄筋コンクリート造〕	3階以上	100㎡以上	4階以上 （地階を除く）	1500㎡超
②準耐火建築物等（又は耐火建築物等）としなければならぬもの〔鉄骨造〕	2階以下、かつ延べ面積100㎡以下		3階※	500㎡超～1,500㎡以下
③防火構造としなければならぬもの〔例：モルタル塗〕	—		木造建築物等の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	

※防火上必要な技術的基準に適合する建築物は除く

10 防火・準防火地域 変更案

面積をGISデータを基にした面積に変更する。

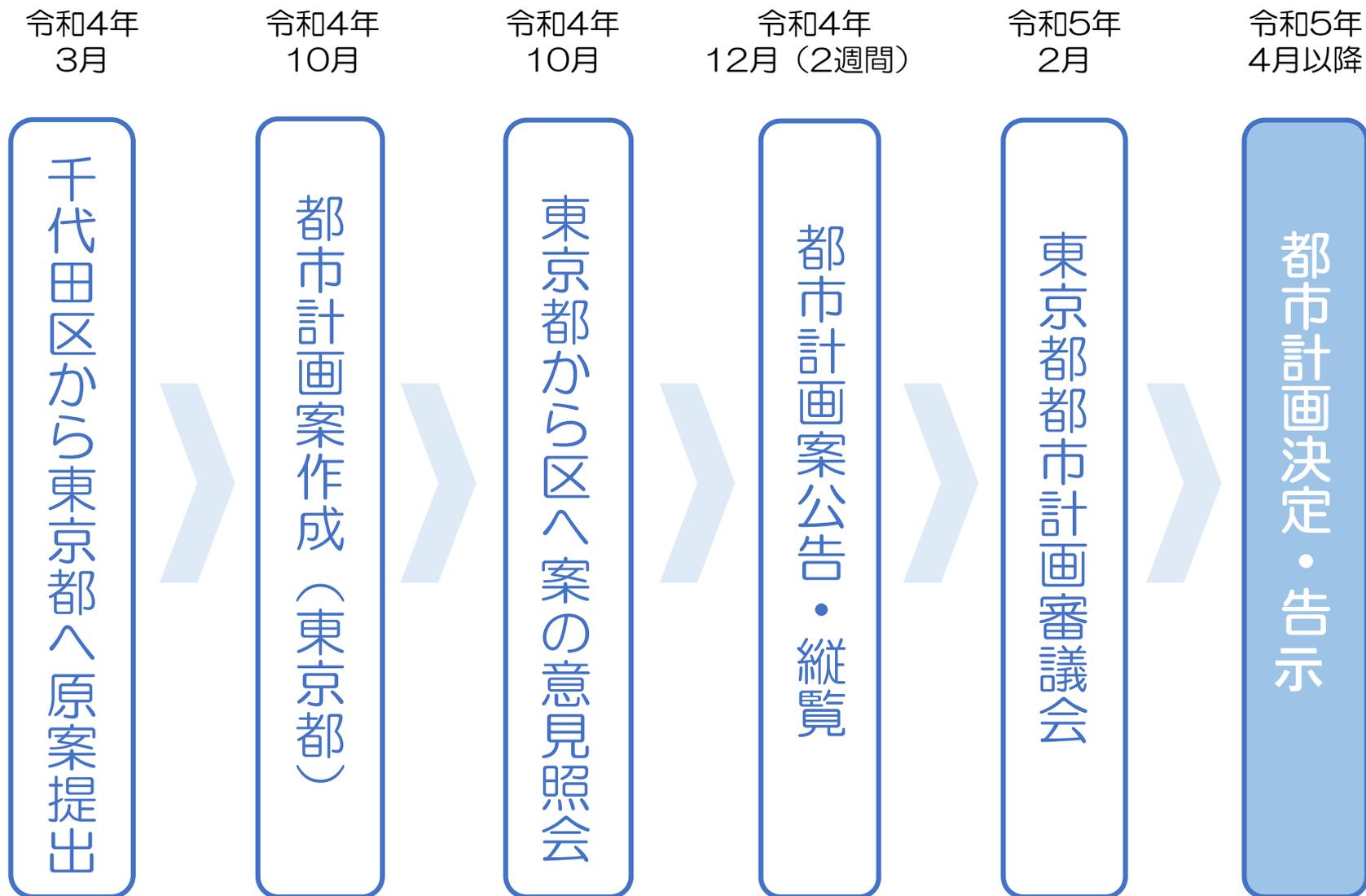


千代田区では、容積率300%
（第一種住居地域・第二種住居地域）の地域に準防火地域を指定しています。
その他は防火地域です。

※範囲は変更ありません。

	防火地域	準防火地域
変更前面積	約855.2ha	約308.8ha
変更後面積	約834.7ha	約301.3ha
変更面積増減	約-20.5ha	約-7.5ha

11 用途地域スケジュール（案）（都決定）



※上記スケジュールについては、
東京都において調整中

12 防火・準防火、文教地区スケジュール（案） （区決定）

令和4年
10月

都市計画案作成（千代田区）



令和4年
10月

区から東京都へ案の意見照会



令和4年
12月（2週間）

都市計画案公告・縦覧



令和5年
3月

千代田区都市計画審議会



令和5年
4月以降

都市計画決定・告示

千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの検討について

1 千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会の設置

千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月31日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現を図るウオーカブルなまちづくりの推進に向け、様々な主体による力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにするため、千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの策定に関する検討を行う。

2 所掌事項

千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの策定に向け、その内容その他必要な事項について検討する。

3 検討委員

有識者3名、地域関係者2名、公募区民2名、民間事業者2名、区職員2名（計11名）

4 第1回検討会

(1) 開催日 令和4年8月23日（火）

(2) 議題

- ・千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの目的について
- ・千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインの構成について
- ・千代田区エリアマネジメント推進ガイドラインに掲載する各種制度について

(3) 主な意見

- ア 住んでいる人たちだけでなく、千代田区に関わりのある人たちについて広く考えて進めなくてはいけないと感じた。
- イ 活動の主体を多様に設定していることがポイントだと考える。それらを一つのガイドラインでどうやってまとめていくかが大事である。本ガイドラインが「自分に関係ない」とならないようにまとめる必要がある。
- ウ 運営にあたっては「遊ぶ」ことがよいと考えている。大変だけど計画する方も楽しくないと、来る方も楽しめない。
- エ 千代田区の場合、地域と一緒にやらないといけない場所が多いので、地域等と対話して一緒にやっていく場所が明確になると活動がしやすくなると思う。
- オ 町会の意見と住人の意見が異なる場合もある。地域のまちづくりが、住人が知らないまま進むことがないよう、誰の利益でということではなく、まちとしてどうしていきたいかを中立的に話し合いができる場が必要である。
- カ すでにあるエリアマネジメント活動の事例や、官民で話し合う機会やテーブル・仕組みといったものを共通理解として示せると、今後の議論の手掛かりになる。
- キ 各種制度は、誰が使うかによって使える方法が異なることもある。道路使用許可だと、区市町村に認められた団体だと一括で使用許可がもらえる場合もある。そのようなテクニク的な部分も分かりやすく示してもらえるとよい。

5 今後のスケジュール

令和4年10月下旬頃：第2回検討会

12月下旬頃：第3回検討会

令和5年2月頃：パブリックコメント

3月頃：第4回検討会

3月末：ガイドライン策定予定

千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの検討について

1 千代田区川沿いのまちづくりガイドライン検討会の設置

千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月31日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、川沿いのウォーカブルなまちづくりを推進するための指針となる千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの策定に向けた検討を行う。

2 所掌事項

千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの策定に向け、その内容その他必要な事項について検討する。

3 検討委員

有識者3名、町会2名、公募区民2名、関係団体4名、区職員2名（計13名）

4 第1回検討会

(1) 開催日 令和4年9月1日（金）

(2) 議題

- ・千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの目的について
- ・千代田区川沿いのまちづくりガイドラインの構成について
- ・川沿い整備に係わる取組事例について

(3) 主な意見

ア 再開発により遊歩道を作っても、連続性がないと散歩すら難しい。連続性を持たせるようにしてほしい。

イ 水面の利用を考えたときに現状だと水面に降りる場所がなく、一般区民が遊ぶという観点は持ち合わせていない。亀島川のほうでは水辺に降りる空間が整備されたが誰も遊んでいない。川が身近になく、排水を通すものだという意識に変わっている。現状のままでは川に興味を持たないのは当然である。

ウ 水辺に求められるものとして「にぎわい」と「静けさ」の2つの観点があると思う。水辺への価値観の違いがあり、価値観を崩さないように注意が必要である。

エ 川沿いを建築する民間企業目線で考えると、区が川に顔を向けることを強く求める姿勢がみえないと事業性がなく、民間企業は実施しない選択をすることが考えられるため、ガイドラインで考えを明確にすることは重要な点といえる。

オ 水辺や川沿いでは、遊歩道やオープンスペースがあればよいとなりがちだが、それだけではなく、川に向かっていく道や川沿いにつながる連続した空間を作っていくことや、川が見える場所を作る等、様々な水の活かし方があると思う。そのような観点がたくさんあるということを示してほしい。

カ 現場を見ることは大事である。他自治体の取組みや話題のスポットなどの資料を見て興味が湧いた。皆さんと共有もしたいので、現地の視察を実施してほしい。

5 今後のスケジュール

令和4年10月下旬：第2回検討会

12月下旬：第3回検討会

令和5年2月頃：パブリックコメント

3月頃：第4回検討会

3月末：ガイドライン策定予定

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について

1 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会の設置

千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月31日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるようにするため、多様な意見を交換して地域の共通認識を築くまちづくりの合意形成のあり方及びその実現に向けた仕組みとしてのまちづくりプラットフォームについて検討を行う。

2 所掌事項

千代田区におけるまちづくりの合意形成のあり方及びまちづくりプラットフォーム、その他必要な事項について検討する。

3 検討委員

有識者5名、地域関係者2名、商工観光事業関係者1名、子育て事業関係者1名、福祉・障害者事業関係者2名、公募区民2名、民間事業者2名、区職員2名（計17名）

4 第1回検討会

(1) 開催日 令和4年9月29日（木）

(2) 議題

- ・まちづくりの合意形成の仕組み（まちづくりプラットフォーム）について
- ・まちづくりの合意形成のあり方について
- ・まちづくりの合意形成の手法について

(3) 主な意見

- ア この検討会としての合意形成とは何なのか。政治学的には、各人に拒否権が認められている中で、全員一致を目指すことは常識的に非現実的である、というのが前提である。
- イ プラットフォームは、やはり言葉だが、千代田区ならではの定義をした方が良い。
- ウ 賛成か反対かという二項対立的な構造では多様な意見を整理し難いと言える。また、選挙時の政党の主張のように、ある部分は賛成だがある部分は反対といったこともある。パッケージとしてとらえるのではなく、因数分解し解きほぐして、組み合わせでソリューションに持っていくことがプラットフォームなのかもしれない。
- エ 会議等に、町会長だけでなく、もっといろいろな人に抽選等でも出してもらう仕組みがあってよいと感じている。
- オ マンションが増える中、情報を伝えるために町会の瓦版をつくり、全戸に個別で配布することで、まちの情報をわかち合ってもらえるようになった。
- カ 千代田区は外国人の方も多く居住している。外国人の方にも多言語で発信していく方法を確立していく必要があると感じている。
- キ 千代田区は昼間人口や流入・入人口など特殊なところがあり、誰のためにまちづくりを進めているかが見えづらい。
- ク プラットフォームを作るにあたっては、仕組み・機能だけでなく、どういった方々が間に入って説明するかが重要である。
- ケ 100%に近い合意形成をした事例においては、地元の人などが中心となって丁寧に説明をした例が多かった。
- コ 手法を考える際には、現地に行く手間を惜しむ人でも参画できる手法と、インターネット等が苦手な方向けのハイブリッド的な形を意識して考えられるとよい。

- サ リアル空間のプラットフォームは、区民参加の「参加」にバリエーションがあると考え。ただ意見を表明するだけのものから、住民が企画運営するようなものもある。区民自身が運営するとリテラシーが高まって不安がなくなる面もあると考える。
- シ 誰がコーディネーターをするのか、住民と区の役割がどうあるのかは、まちづくりのレベルによって異なるので、仕組みを考える必要があると考える。
- ス 会議体があっても横のつながりがないと情報共有ができない。しっかり情報共有ができて、問題を共有して解決できるようにしたほうがよい。
- セ 合意形成については、全員一致というのは無理筋なため、多様性を認めることが重要である。
- ソ どの範囲で誰を対象にするのかということが大事だと考える。それを明らかにしないと「聞いていなかった」ということが外なのか内なのか分からなくなる。
- タ ネットも含めて賛成・反対をいただくときに危惧するところは、匿名性によって自由過ぎる意見を出せることになってしまうことである。
- チ まちづくりに関して、地元から見た時の意見を周知いただくことで橋渡し役となってもらえると、意思疎通の時間が短縮されると考える。
- ツ 多様なステークホルダーが集まって対話ができる状態をどう作るかが、プラットフォームのイメージになると考える。
- テ 自分のイメージと異なるけど、この手続を踏んでこうなったら仕方ないと「納得」するところを探っていく対話をどう作るかということが目指すべきものだと考える。
- ト 納得するための手続的公正という考え方があり、いくつかの条件があるとアウトプットは気に入らないけど仕方ないということになる。聞いている側もどうして反対していることに気づけると対話をつくれる。
- ナ 人と人がつながっていないと話にならないため、基礎的コミュニティの再建が、これを動かすときに大事になってくると考える。
- ニ 議論ができるリテラシー、情報を理解するリテラシーを高めていくためにはどうしたらよいかも考えられるとよい。情報提供のあり方についても、必要な情報を山のように積むことも大事だが、見る気にならない。デザイン等、情報発信の仕方一つとっても工夫していくことができると考える。
- ヌ 少なくとも行政で行うことは互いにある程度寛容性をベースにすれば「納得はしていないけどどうぞ」ということがありうる。なぜそこにたどりつかないかは、役所の文書が間違いのないようにつくられた、指摘等に応えられるための言葉や文脈だからである。例えば質疑応答集で、答える側に第三者を入れたり、区役所の責任を持たない立場の人が答えたりするといったことができれば、コミュニケーションがつくれるのではないかと考える。
- ネ 今まで千代田区がガイドラインを持っていたが、前提としているのが、行政が全部こたえなければいけないということである。そこに第3者が介することが、新しいタイプのプラットフォームかもしれない。今までは行政対住民だったが、隣に座る方に別の方をいれるだけで理解度が変わってくると考える。

5 今後のスケジュール

令和4年度

令和4年12月22日：第2回検討会

令和5年3月15日：第3回検討会

令和5年度

令和5年6月頃：第4回検討会

10月頃：公共空間等を活用したまちづくりプラットフォームの実証実験

12月頃：第5回検討会

令和6年1月頃：パブリックコメント

3月頃：第6回検討会

3月末：千代田区まちづくりプラットフォームのあり方策定

ウォーカブルなまちづくりの取組みについて (プレイスメイキング等の実証実験について)

千代田区都市計画マスタープランが示す将来像「つながる都心」の実現に向け、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定した。

今回、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインが示す考え方のもと、道路等のパブリック空間を、地域課題等に応じた居心地のよい場所へとする実証実験により、地域の人たちにどのような影響があるか、車や人の流れにどのような変化が起きるか等を確認する。

実証実験の実施にあたっては、地域に住んでいる人や地域に関わりのある人自らが創出する活動を募集することで、パブリック空間等を活用した皆さんの「やりたいこと」を実現しながら、地域の居心地をよくなり、地域に住み、働き、学び、訪れる人たちの生活の質（QOL）が向上するまちへと変えていくためのきっかけとする。

1 公募期間

令和4年6月20日（月）～令和4年8月22日（月）

2 活動の採択数（応募総数 11 件）

3 件（モデル活動 A：1 件、モデル活動 B：2 件）

3 活動に対する支援内容

- (1) 実施場所確保に関する関係者との調整・相談・コーディネート協力（当日運営や準備は除く）
 - (2) 活動費用の支援（上限額 50 万円（税込））
 - (3) 区広報紙や HP、SNS での情報発信
 - (4) 活動の効果測定等の支援
 - (5) 実証実験の結果報告作成の支援
- ※（4）・（5）は、モデル活動 A のみ。

4 採択が決定した活動

区分	取組名称	実施時期	取組内容
A	神田駅の東西を繋ぐ 上白壁橋通りと 神田駅東口大通りの ウォーカブルプロジ ェクト	12 月（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ● 上白壁橋通りでは、オープンカフェ・ワークスペースの設置、緑の創出、文化情報発信等により東西連携や日常的な賑わいを創出。 ● 神田駅東口通りでは、路上駐車帯での Parking Day、車両の通行止めによる防災を意識した道路空間の日常空間化、沿道の空き家を活用した交流拠点（カフェの出店等）の設置により、歩きやすく居心地が良い空間を創出。
B	縁結びの街 東京大神宮通り -交流の輪が重なる 街-	11 月から随時	<ul style="list-style-type: none"> ● フラッグ・提灯による人流誘致サインにより、来街者を西口通り側から参道の入り口（目白通り側）まで歩きたくなるようにする（回遊性の向上）。 ● 「東京大神宮通り」の工事完了のイベントに併せて、ベンチ・テーブル等を設置し、多様な人がつながる滞留空間を創出。
B	ストリートライフ お茶の水（Street Life Ochanomizu）	10 月 8・9 日 （調査のみ） 10 月 15・16・ 22・23 日 （実験・調査）	<ul style="list-style-type: none"> ● 茗溪通りの歩行者天国の実施に併せて、多様な来街者に対応できるように、場所ごとに短時間の滞在から長時間の滞在まで対応し、アートやお茶の木の文化の発信をする要素を取り込んだ滞留空間を創出。 ● 茗溪通りの歩行者天国の実施時において①イベント開催（他の企画）②滞留空間の創出（上記取組み）③歩行者天国のみ、の3つの状況における効果検証を実施。

個人情報の保護に関する法律の改正について

1 法改正の概要

- 令和3年に「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、令和5年4月以降、地方公共団体の個人情報保護については、法による全国的な共通ルールが適用されることとなった。（別紙1のとおり）

2 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）の概要

（1）ガイドラインの目的等

- 行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、個人情報保護委員会が法に基づき具体的な指針として定めるもの。
- ガイドラインに記述された一部の事項については、従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。
- 適用範囲は、地方公共団体の議会を除く。

（2）個人情報等の取扱い

- ① 保有に関する制限
 - 行政サービスの提供等のために個人情報を保有する必要がある一方で、不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。そのため、行政機関等が個人情報を保有することができる場合について定めるとともに、個人情報を保有するときは利用目的をできる限り特定すること等を求めている。
- ② 取得及び利用の際の遵守事項
 - 行政機関等は、個人情報を適正に取得し、その利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。他方で、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることに留意して、行政機関等が個人情報を取得及び利用の際の遵守事項について定めている。
- ③ 安全管理措置等
 - 個人情報の管理が十分になされておらず、又は個人情報を取り扱う者がその内容をみだりに他人に知らせるなどした場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このような事態を防止するため、行政機関等が講ずべき措置及び従事者の義務について定めている。
- ④ 漏えい等の報告
 - 保有する個人情報が漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失わ

れることとなりかねない。そこで、行政機関の長等に対し、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じた場合には、個人情報保護委員会へ報告するとともに、本人に対して通知することを求めている。

⑤ 利用及び提供の制限

- 保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用され、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。そこで、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について定めている。

(3) 開示請求等

- 個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認及び確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求、利用停止請求の仕組みを定めている。
- 開示請求に対する決定は、原則として30日以内に行うこととしている。
- 開示請求をする者は、条例の定めによる手数料を納めなければならない。

(4) その他

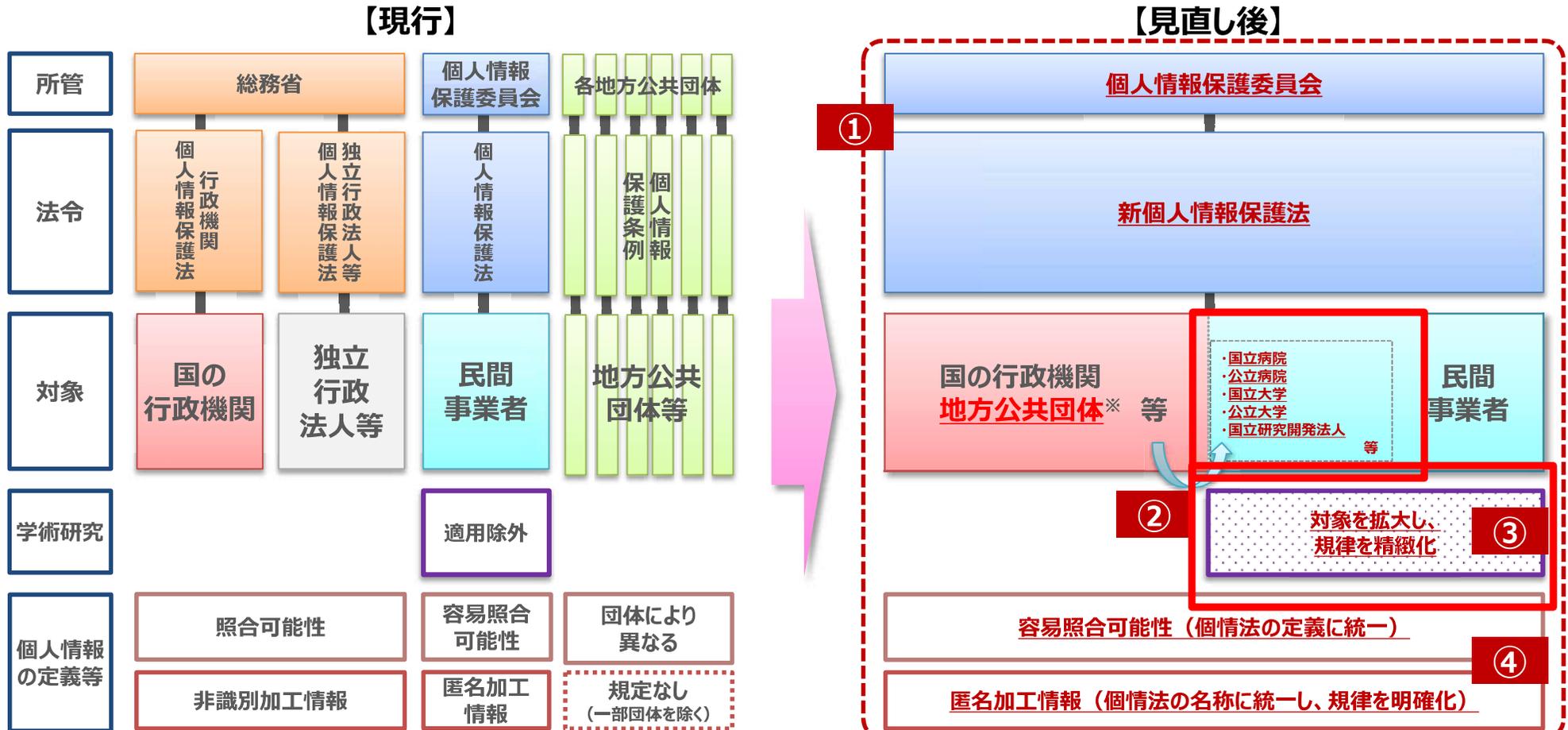
- 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、身体・知的・精神障害等、健康診断等の結果等、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、要配慮個人情報を定めている。また、地域の特性等に応じて、条例で条例要配慮個人情報を定めることができることとしている。
- 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる。
- 一方で、個別の事案について 審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するため、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について審議会等への諮問を要件とする条例を定めることはできない。
- 保有個人情報の透明性の向上及び適正管理を図るため、取り扱う個人情報等を記載した個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられる。
- 法と千代田区個人情報保護条例の主な規定の比較は、別紙2のとおり。

3 法改正への対応

- 法で委任された事項を条例で定めるとともに、現行の個人情報保護条例の廃止等を行う必要がある。(別紙3のとおり)

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

**令和3年改正後の個人情報の保護に関する法律と
千代田区個人情報保護条例の主な規定の比較**

1 適用の範囲、定義

令和3年改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」）	千代田区個人情報保護条例（以下「条例」）
<p><適用の範囲></p> <p>○ 地方公共団体の機関（議会を除く）（2条11項2号）</p>	<p>○ 実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員）（2条7号）</p>
<p><個人情報の定義></p> <p>○ 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日等の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、識別できるものを含む）（2条1項1号） ・ 個人識別符号が含まれるもの（同項2号） 	<p>○ 個人に関する情報であって、氏名、生年月日等の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、識別できるものを含む）（2条1号）</p>
<p>○ 要配慮個人情報（2条3項）</p> <p>○ 条例要配慮個人情報（60条5項）</p>	<p>（規定なし）</p>

- 適用の範囲について、区議会は、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいため除かれている。
- 個人情報の定義は、法の施行により、公的部門（国、地方）、民間部門を通じた共通のものとなる。
- 法における個人情報は、生存する個人に関する情報に限られる。
- 法では、他の行政機関に照会等することなく「容易に」照合することができ識別できるもの及び運転免許証の番号や国民健康保険の被保険者証の記号・番号など政令で定める「個人識別符号」が含まれるものは個人情報となる。
- 法では、取扱いに特に配慮を要するものとして、「要配慮個人情報」等が定義されている。

2 個人情報の取扱い

法	条例
<取得> ○ 適正な取得（64条） ○ 保有の制限等（61条） ○ 利用目的の明示（62条）	○ 適正な収集（6条、13条） ○ 収集の制限（7条） ○ 収集禁止事項（8条）
<管理> ○ 正確性の確保（65条） ○ 安全管理措置（66条1項） ○ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（75条）	○ 適正な管理（10条）
<利用、提供> ○ 不適正な利用の禁止（63条） ○ 利用及び提供の制限（69条） ○ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（70条）	○ 適正な利用（14条） ○ 目的外利用の制限（15条） ○ 外部提供の制限（16条）
<コンピュータ処理、結合> （規定なし） ※ ただし、安全管理措置義務（再掲）（66条1項）あり	○ コンピュータ処理、結合の制限（17条、18条）
<委託等> ○ 安全管理措置義務の受託者等への準用（66条第2項） ○ 従事者の義務（67条）	○ 受託者等への準用、措置（34条、34条の2）

- 個人情報の取得、管理、利用、提供については、法においても規定されており、個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールとして国と同じ規律が適用される。
- 法は、社会全体のデジタル化に対応するため、コンピュータ処理、結合に係る制限は規定されていないが、安全管理措置の義務は規定されている。

3 開示、訂正、利用停止

法	条例
○ 開示（76条から89条まで）	○ 開示（19条、19条の2）
○ 訂正（90条から97条まで）	○ 訂正（20条）
○ 利用停止（98条から103条まで）	○ 利用停止等（21条）
○ 審査請求（104条から107条まで）	○ 審査請求（29条から30条まで）

- 開示、訂正、利用停止等については、法においても規定されている。

4 制度運営その他

法	条例
<審議会等> ○ 地方公共団体に置く審議会等への諮問（129条）	○ 個人情報保護審議会（31条）
<個人情報保護委員会（国）の関与> ○ 漏えい等の報告（68条） ○ 必要な情報提供の求め（166条） ○ 条例を定めたときの届出（167条） ○ 資料の提出の要求及び実地調査（156条） ○ 施行状況の報告、公表（165条）	（規定なし）
○ 行政機関等匿名加工情報（60条3項、109条から123条まで）	（規定なし）
○ 罰則（176条から185条まで）	○ 罰則（39条から42条まで）

- 法では、制度の運用や在り方について個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができることとされている。
- 一方で、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について審議会等への諮問を要件とすることは禁止されている。
- 法では、漏えい等の報告、条例の届出、施行状況の報告など個人情報保護委員会（国）の関与がある。

個人情報の保護に関する法律の改正への対応について

1 概要

- 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが法律で規定されることとなった。
- 令和5年4月からの改正法の施行に対応するため、法のガイドラインを踏まえ、本年度中に法で委任された事項を定める条例（以下「法施行条例」という。）を新たに制定するとともに、現行の 個人情報保護条例を廃止 し、関連する条例について所要の改正を行う必要がある。
- 新たに制定する法施行条例の規定については、区民からの信頼に基づき、多岐にわたる重要な個人情報を預かり事務事業を行っている区の立場を十分認識して、区民の安心を確保することに留意し、法に基づきこれまでのサービス水準の確保を図るものとする。

2 法で委任された個別事項

（1）条例で定めることとされている事項

項番	事項	留意点
①	開示請求に係る手数料 （法第 89 条第 2 項）	<ul style="list-style-type: none">○ 政令で定める額は、行政文書 1 件あたり 300 円とされている。○ 現行条例に基づく手続では、手数料は無料とし、写しの交付における費用（コピー代、送料等）のみを徴収している。
②	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料 （法第 119 条第 3 項及び第 4 項）	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、当分の間、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意とされている。

(2) 必要に応じて条例で定めることが許容されている事項

項番	事項	留意点
①	条例要配慮個人情報の内容 (法第 60 条第 5 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法では、全国的な共通ルールとして、人種、信条、社会的身分等の要配慮個人情報が規定されている。 ○ 条例要配慮個人情報は、地域の特性その他の事情に応じて定めるものとされている。
②	個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表に関する事項 (法第 75 条第 5 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法では、全国的な共通ルールとして、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられている。
③	開示等請求における不開示情報の範囲 (法第 78 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千代田区情報公開条例の非公開情報は、実質的に法第 78 条第 1 項各号の不開示情報に含まれている。
④	開示請求等の手続 (法第 107 条第 2 項、第 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法では、開示決定等の期限は、原則 30 日以内とされている。 ○ 現行条例では、開示決定の期限は、原則 15 日以内とされ、訂正決定又は利用停止決定の期限は、原則 20 日以内とされている。
⑤	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問 (法第 129 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護審議会は、現行条例第 31 条により設置されている。 ○ 法に規定する「特に必要」な場合とは、制度の運用や在り方について、専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要とされる場合とされている。 ○ 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会の諮問を要件とする条例を定めることはできないこととされている。

千代田区基本構想懇談会 第3回全体会
次 第

令和4年10月6日(木)
18時00分～

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

・第2回部会の振り返り

- (1) 教育と文化
- (2) 福祉と保健
- (3) くらしとまちづくり

4 協 議

・提言書たたき台について

- (1) 提言書の構成
- (2) 基本構想についての提言
- (3) その他区の実践に対する意見

5 今後の予定

6 閉 会

(配付資料)

- ・資料1 : 第2回部会の振り返り・協議事項について
- ・資料2 : (仮称) 第4次基本構想(たたき台)
- ・資料3 : 提言書たたき台
- ・資料4 : 意見記入用紙
- ・参考資料1 : 団体関係者ヒアリングの結果(追加分)

第2回部会の振り返り ・ 協議事項

千代田区基本構想懇談会 第3回全体会 資料

令和4年10月6日

目次

1. 報告

- ・第2回部会の振り返り P2
 - (1)教育と文化 P3
 - (2)福祉と保健 P5
 - (3)くらしとまちづくり P7

2. 協議

- ・提言書たたき台について P9
 - (1)提言書の構成 P10
 - (2)基本構想についての提言 P11
 - (3)その他区の実践に対する意見 P31

1. 報告

第2回部会の振り返り

(1) 教育と文化

(2) 福祉と保健

(3) 暮らしとまちづくり

(1) 教育と文化部会

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

○多様なライフスタイルに応じて安心して子育てができています。

- 「多様なライフスタイル」と「子育て」が結びついていない。
- 「ライフスタイル」ではなく「ライフステージ」、「安心」ではなく「充実」に変更して、「ライフステージに応じて充実した子育て」に変更すべきではないか。
- 共働きやシングルの方もいるので、それを踏まえた表現が良いと思う。「ライフスタイル」は残し、「ライフスタイル・ライフステージ」に変更するのはどうか。

○すべての子どもたちの個性や意思が尊重され、すくすくと成長しています。

- 「意思」とは具体的に何を指すのかわからない。個性や意思は勝手に育つわけではないため、個性や意思を「育む・育てる」や「考える力を伸ばす」という表現に変えた方が良いと考える。
- 教育機関が多い地域性を活かして住民の学び直しを促進することは千代田区ならではの取組みであり、「人とのつながり」にも関係する。
- 「平等」という言葉が大事なポイントになる。一人ひとりの子どもに合った個性や意思を尊重できる機会を与えられることが必要である。

○生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。

- 千代田区の公民館は施設、部屋の数が少なく、コンスタントに予約を取りにくいそうなので、その点が充実すれば、他区のように、在住在勤に限らず交流が深まる。音楽、書道、美術やスポーツ等、長く活動を続けられるようになると良いと思う。
- 国際的な面も強いことや地域に大学が点在していることも特徴だと思う。
- 国際的な学びの場や文化的な施設といった地域性を活かした内容が盛り込まれると良いかもしれない。

※赤字は修正の方向性など、「分野別の将来像」や「めざすべき姿」への直接的な意見

(1) 教育と文化部会

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

○文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

- (神田祭の伝統継承について) 時代とともに形を変えている(現在は神輿だが、本来は山車等)ため、そういった伝統の継承をしていく必要あるのではないか。
- 区民自身が区内に文化財があることを理解して大事にしていく姿勢を行政に育んでももらえれば、文化財を保護する1つの要因になると思う。文化財を保護し、いかに伝えていくかということの基本構想の中に活かしてほしい。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。そこで生まれた人とのつながりを大切に、支え合うことができるまちをめざします。また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを楽しむことができるまちをめざします。

○人とのつながりが感じられ、支え合うことができます

- 特に抽象的な表現な印象を受ける。人とのつながりが何を指すのかわかるように具体的に表現した方が良い。

～その他～

- 千代田区は、職住近接で保育園や幼稚園も近いことは、都市の集中化のおかげだが、まちが都市化して人口密度が高くなるとスラム化が同時に進む可能性があり、都市化は功罪両面がある。
- 子どもがなぜ「平等ではない」と考えたのかを把握する必要がある。貧富の差と学歴の差が影響していると考えるが、千代田区のスローガンに貧富の差が全然出てこないことに違和感を覚える。
- 「貧富」よりは「経済的基盤の強弱に関わらず」の表現にした方がよい。経済的弱者に寄り添う内容にする必要がある。
- 住民と行政とのつながりを示す構想にしてほしい。
- 短いスパンで振り返りの場を設けるのは良いと思う。

(2)福祉と保健部会

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

○多様なライフスタイルに応じて安心して子育てができています。

- 構想で記載されている「多様なライフスタイル」とは、親に関する多様性なのか、子どもに関する多様性なのかが分かりにくいいため、表現をもう少し工夫した方が良いと思う。

○誰一人取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。

～「誰一人取り残されることがなく」の表現について～

- 支え合うといったイメージもあるため、「誰が誰から取り残されることがなく、支え合っていく」のか、もう少し具体的に書くと良いと思う。
- 孤独を感じている人はおり、そのような人たちにとっては、この表現は、響く
- 物理的に孤独感を感じるケースと、時間軸の中で孤独感を感じるケースがあると思う。普段困っていないような人であっても、取り残されたように感じる瞬間はある。そのような場合に、公的サービスだけではなく、相談できる相手があり、支え合えるような状況があることは、理想である。
- マイノリティの立場にない人にとっては、「取り残される」という意味が伝わりにくく、「めざすべき姿」がイメージしにくいと思う。構想の中で、取り残されている人たちを明示することで、取り残されているマイノリティが社会にいることを気付かせることが大事だと思う。最終的に平等な社会を目指すためには、まずはマイノリティの「特別扱い」をするような段階を踏む必要があると思う。
- 同じ社会にいる全員に平等な機会を公正に提供するには、それぞれの立場に応じた配慮が必要である
- SDGsから引用された言葉なのではないか。「誰一人取り残されることがなく」という言葉を、千代田区として噛み砕いて使用し、障がい者に対する意識が高まっていけば、ありがたい。
- ヤングケアラーについては、自分がヤングケアラーであるという自覚がないケースもあり、この表現においては、自分が取り残されているという自覚がある人、無い人どちらも内包すると捉えると良いのではないか。
- 「誰一人取り残されることがなく」で対象となる人でも、後半の「自分らしく、自立した生活を送ることができています」では対象とならない人もいると思うので、前半と後半の対象者を一致させると良いのではないか。

～その他～

- 「支え合う」に関しては、千代田区として最低限の公的保障・サービスを整える必要があると思う。

(2)福祉と保健部会

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

○衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています

- 「衛生的」という言葉は少し学問的な印象があるので、例えば「清潔で快適」という表現のほうが分かりやすい。
- 高齢化が進んだ社会では、自分で衛生的な環境を維持できない方も増えるだろう。そういった方への支援という視点も重要である。
- 歩いているだけで健康になるようなまちづくり(ウォーカブルシティ)という考え方がある。運動に興味のない人でも自然と歩きたく、動きたくなるようなまちづくりも大切だろう。健康づくりは、まちづくりと連動しながら検討することが必要になるだろう。
- 「いきいきと健康に暮らせるまちづくりをする」というような表現にすると良い。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。そこで育まれた人とのつながりを大切に、支え合うことができるまちをめざします。また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

○人とのつながりが感じられ、支え合うことができます

- お祭りに参加したいと思っている方が多いように感じた。自分から「支えにいく」といったニュアンスも表現できて良いのではないかと
- アンケート結果では、「区民が支え合うまち」や「行政が身近なまち」といった千代田区のイメージは低い。だからこそ、「人とのつながりが感じられ」という表現は非常に重要だろう。それは、「誰一人取り残されない」というめざすべき姿の実現にもつながると思う。また、この文章に、行政がより関与していくような表現が入ると、「行政が身近なまち」という千代田区のイメージをもっと上げることができるのではないかと
- 学校などの既存コミュニティを活用して、そのコミュニティに属していない人も楽しめるようなイベントがあると良いのではないかと
- アフターコロナの社会でこそ、人々が集える場所を作ることが重要であり、賑わいを取り戻す必要があると思う。
- 「まちづくり」や「人が集う」ことは、「健康」との結びつきがある。
- 新住民も気軽にお祭りなどに参加ができるようなプラットフォームが必要だと考える。また、ボランティアなど出会いのきっかけを行政が積極的に周知し、少しずつ人との繋がりを形成できると良い。また、それは、単発的な取組みではなく、継続的に取り組めると良い。
- 子ども、子育て以外に地域と繋がれるようなルートがあったら良い。

(3)くらしとまちづくり部会

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

良好な環境は、「人」の暮らしを豊かにし、災害に強い安全なまちは、「人」の安心につながります。また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。皇居を中心とした自然と近代的なまち並みを活かしながら、誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、心地よい都心生活をおくっています。
- 強靱な都市基盤や災害に備えた体制が構築され、安心して暮らすことができます。

- リード文と比べて、めざすべき姿がより具体的になっているわけでもなく、位置づけが分かりにくい。
- 子どもに対するアンケートにおいて、「環境に優しいまち」の水準が低かった。これは、子どもがよく利用する公園などの自然環境が豊かではないということの示唆ではないか。良好な環境を次世代に継承する前に、まずは更なる緑化に努める必要があるのではないか。
- 「良好な環境が次世代に継承され」の部分がリード文で読み取れないので、この枠組みで考えるのであればそれを加えるべきだと思う。
- めざすべき姿の主語は「私たち(区民)」だと思うが、「強靱な都市基盤や災害に備えた体制が構築され、」の部分の主語は「私たち(区民)」ではなく「行政」ではないか。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。そこで育まれた人とのつながりを大切に、支え合うことができるまちをめざします。また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。

- 千代田区は小規模な商店や企業への支援があまりないので、自治体を支える小さな商店・起業に対して支援を行う必要があると思う。

(3)くらしとまちづくり部会

～その他～

- 次の基本構想は期間を設定していないため、文章中に時間的な有限・無限が混在している。
- 行政分野別ではなく部署別にめざすべき姿を定める方が分かりやすいと思う。
- めざすべき姿を削除してリード文を充実させる方法や、リード文の抽象度を上げて、めざすべき姿との分けを明確にする方法もあるのではないか。
- 「伝統と歴史あるまち」がアンケートでも上位であり、ニーズがあると思うので、もっと重視をし、具体的に基本構想の中に表現しても良いのではないか。
- 教育について、高校や大学は充実している一方で、生涯学習ができるような環境づくりにも努めてほしい。
- 第4次基本構想は無期限を前提に作っているが、中身は20年期限だった第3次基本構想とほぼ変わっていない。アンケートでは10年の後の姿について聞いており、今回の基本構想も10年を期限とするなど、対応が必要ではないか。
- 恒久的な構想として考えるのであれば、時勢の変化に対応できるような内容にするべきである。
- 自治体のトップランナーとして現状に満足するのもいいが、トップランナーを維持するには努力が必要だと思う。10年後、20年後もトップランナーを維持するための取組みなどを議論し、表現するべきではないか。
- トップランナーという言葉は、とても良い言葉であり、反映されていないのは良くない。トップランナーとして千代田区がどうあるべきかをアピールしても良いと思う。教育分野などにおいては、現在も特色のある取組みをしているが、全国ナンバーワンとして挑戦的・実験的・先端的な取組みを更に進めてもいいのではないか。

2. 協議

提言書たたき台について

(1) 提言書の構成

提言書の構成

提言書では、大きく基本構想に対する修正意見と、区の今後の取組みに対する意見の2点について提言をしています。
 なお、提言書の構成は以下のとおりです。

大分類	中分類	小分類
1. はじめに	—	—
2. 懇談会の概要	(1)開催目的	—
	(2)懇談会構成員	
	(3)開催日時・各回の主なテーマ	—
3. 提言内容	(1)基本構想についての提言	①はじめに・区と基本構想の役割
		②めざすべき将来像
		③分野別の将来像
		④基本構想の実現に向けて
		⑤全体に関わる意見
	(2)その他区の取組みに対する意見	①教育関連
		②文化関連
		③福祉関連
		④保健関連
		⑤くらし関連
		⑥まちづくり関連
		⑦全般・その他
参考		懇談会議事要旨
		団体関係者ヒアリング意見 等



基本構想に対する修正意見
 →基本構想の構成要素ごとに提言



区の今後の取組みに対する意見
 →7つの分野ごとに提言

2. 協議

提言書たたき台について

(2) 基本構想についての提言

「はじめに」・「区と基本構想の役割」に対する提言

提言内容

「はじめに」の部分については、本基本構想を手にとってくれた人の関心を引き付ける重要な部分である。文量を工夫するなど、できる限り、読み手にとって読みやすく理解しやすい内容となるようにされたい。

また、新型コロナウイルス感染症拡大について触れているが、それ以外にも、多様性の尊重やジェンダー平等、国際化の進展、社会全体のデジタル化の推進などの社会情勢の変化に触れたうえで、区民を始めとする千代田区に関わるすべての人のための基本構想であることを明確にされたい。

「区と基本構想の役割」の部分については、行政機関と区民の距離が近いことは1つの長所であると考えます。今後、千代田区は人口の増加が見込まれているが、引き続き区役所が、区民を始めとする千代田区に関わるすべて人にとって、身近で頼れる存在であり続けていただきたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
「はじめに」が長すぎる。「私たちは～」以降の2段落だけでよいのではないか。	全体会②

意見の内容	発言回
「子ども、女性、高齢者、障害者など」とあるが、ジェンダーマイノリティや外国人についても触れてほしい。	全体会②
20年前と現在の大きな違いは、「多様性」、「国際化」、「IT化」であり、その3点が内包されていると良いのではないか。	全体会②
「はじめに」の「区民の命や健康を守る」については、区民ではなくとも区内で活動する人も含まれるようにすべきである。	全体会②
ジェンダーの観点が抜けているように感じる。団体関係者ヒアリングでの意見でも、「ジェンダーという言葉が出てこないことにも違和感を覚える」とある。	全体会②

意見の内容	発言回
行政がより関与していくような表現が入ると、「行政が身近なまち」という千代田区のイメージをもっと上げることができるのではないか。	福祉と保健②
住民と行政とのつながりを示す構想にしてほしい。	教育と文化②

めざすべき将来像

伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち ～彩りあふれる、希望の都心～

千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。私たちが受け継いできた伝統は、長い歴史の中で、それぞれの時代における人びとが新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきたものであり、千代田区の魅力を高めてきました。

社会の変化が激しい時代にあっても、私たちは、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進していきます。そして、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとが輝き、彩りあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。

「めざすべき将来像」に対する提言(1/3)

提言内容

千代田区の現状認識としては、日本をリードし発展し続けている区民が誇れるまちであるため、今も躍進し続けていることが伝わるようにされたい。また、千代田区らしさを表現するなど千代田区の将来像であることをより明確にされたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
説明文がなければ「千代田」だと分らない。	くらしまちづくり①
千代田区は大企業が集積し、歴史もあるなど理想的な都市である。「日本を牽引していく」「日本のモデルケースをめざす」「NO1、模範的である」という思いを描いてはどうか。	くらしまちづくり①
千代田区は既に躍進しているので「躍進し続ける」とした方が、希望があって良い。	くらしまちづくり①
写真や絵で千代田区らしさを表現すると良いのではないかと。町会の様子を写真で紹介すると、「こうしたら地域を活性化できる」というイメージにつながるのではないかと。	全体会②
自治体のトップランナーとして現状に満足するのでもいいが、トップランナーを維持するには努力が必要だと思う。10年後、20年後もトップランナーを維持するための取り組みなどを議論し、表現するべきではないかと。	くらしまちづくり②
トップランナーという言葉は、とても良い言葉であり、反映されていないのは良くない。トップランナーとして千代田区がどうあるべきかをアピールしても良いと思う。教育分野などにおいては、現在も特色のある取組みをしているが、全国ナンバーワンとして挑戦的・実験的・先端的な取組みを更に進めてもいいのではないかと。	くらしまちづくり②
他の市町村と比べ、ある意味ゴールに近いのは千代田区であり、「もう少しでそのゴールに手が届く、理想ではなく実現できる。」ということ表現したい。	くらしまちづくり①
モデルケースになれるような区を目指すという視点を区には持ってほしく、そのような内容を「はじめに」の中に入れても良いのではないかと。	全体会②

「めざすべき将来像」に対する提言(2/3)

提言内容

主な参考意見

「伝統とモダン」という表現について、区の説明では、新しい文化や新しく住まう人、近未来の景色などの思いが込められているとのことであった。その思い自体は理解するものであるが、特に「モダン」という表現はわかりにくく、その意図が正しく読み取りにくい。別の表現に改めることも含め、再検討いただきたい。

意見の内容	発言回
人によって「守るべき伝統」で思い浮かぶものが異なるので、認識をすり合わせて具体化することで、その先の将来の姿もよりイメージしやすくなると思う。	教育と文化①
具体的なイメージが湧かない。	教育と文化①
モダンという表現はわかりにくい。	全体会②
「モダン」は「現代」という意味で使用していると思われるが、歴史の区分としては、現代は、「ポストモダン」と呼ばれることもあるため、分かりづらく、別の表現に変えた方が良いと思う。	全体会②
なぜ「モダン」だけ、日本語ではなく外来語を使用しているのか。日本語で言い換えられると良い。また、「未来」のニュアンスを入れられると良い。また、溶け合うのではなく、それぞれの良いところを取り入れるイメージの方が良いのではないか。	全体会②
「伝統とモダンがとけ合う」という表現は気に入っている。「伝統とモダンが調和する」という表現にするのも良い。	くらしまちづくり①
「伝統とビジネス」という表現を使うと差別化でき、千代田区らしい表現になると思う。	くらしまちづくり①
一方で、ビジネスというよりは、条例にもあるとおり、文化や教育についての印象も強い。	くらしまちづくり①

「めざすべき将来像」に対する提言(3/3)

提言内容

また、千代田区の特徴や課題を考慮し以下の4点について留意して「めざすべき将来像」について検討されたい。

1つ目は、伝統や歴史、文化についてである。これまで守ってきたものを引き続き大切にしていくとともに、新しい文化や価値観との調和や融合が図られたまちを目指していただきたい。

2つ目は、多様性についてである。千代田区は、人々の個性、まちの個性であふれた特徴的なまちである。めざすべき将来像にはこうした個性の多様性が尊重され、まちの発展や魅力につなげていくことを示していただきたい。

3つ目は、「つながり」についてである。千代田区は地域のつながりを大事にしてきたという特徴があるが、今後は地域だけでなく、区で働き、学び、集う人、あるいは企業などとのつながりを築くことで、より発展していけるものとする。めざすべき将来像には、このような「つながり」の重要性を想起させることばを取り入れていただきたい。

4つ目は、「定住」についてである。懇談会の議論を経て、様々な千代田区の良いところや魅力を再認識した。この魅力的な千代田区に住みたい人が住み続けられるまち、持続可能なまちになることをめざすべき将来像の中に取り入れていただきたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
皇居の存在で江戸時代の伝統のイメージはあるが、上野エリアと比較すると弱い。もっと歴史や伝統を強調してほしい。	くらしとまちづくり①
江戸時代から蓄積してきた文化などは、千代田区特有の魅力である。そういった魅力は明確に強みとして記載した方が良い。	福祉と保健①
常に新しいものが生み出され、それが伝統として受け継がれてきた場所という認識があっても良い。	福祉と保健①
伝統という保守的なイメージが強い。伝統に加えてこれからの世代と何かを作り上げていく旨の記載がほしい。	福祉と保健①
京都を見習って歴史と現代感の融合をめざす。	教育と文化①

意見の内容	発言回
「働き、学び、集う」とあるが、千代田区は国籍・性別・障害など多様性にあふれていると思う。もっと具体的に記載したほうが良いのではないか。	くらしとまちづくり①
質の高い様々なまちの要素が既に備わっている。将来に向けての魅力を既にある魅力からもっと引き出せると良い。	福祉と保健①

意見の内容	発言回
地域のつながりや人間味があることを守りながら、発展して行ってほしい。	教育と文化①
学生や新社会人と交流など世代間交流ができる場所があると良い。	福祉と保健①

意見の内容	発言回
昼間人口と夜間人口の人口差が大きいため、そのつながりがあると良い。	福祉と保健①
安全安心に生活できるなど、長期的に住み続けられるという持続可能性についても触れた方が良いのではないか。	くらしとまちづくり①

分野別の将来像(1)

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。
それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。
その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、
自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。
また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

- 多様なライフスタイルに応じて安心して子育てができています。
- すべての子どもたちの個性や意思が尊重され、すくすくと成長しています。
- 誰一人取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。
- 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- 文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

「分野別の将来像」に対する提言（自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち）（1/3）

提言内容

主な参考意見

子育てについては、ライフスタイルのみならずライフステージにも考慮した将来像を掲げていただきたい。生み育てたいと願う人が増え、充実した子育てが実現できるような将来像を掲げていただきたい。そして、子どもの成長には、個性を育み、意思を尊重していくことも重要であると考え、その要素を取り入れていただきたい。

意見の内容	発言回
「ライフスタイル」ではなく「ライフステージ」、「安心」ではなく「充実」に変更して、「ライフステージに応じて充実した子育て」に変更すべきではないか。	教育と文化②
共働きやシングルの方もいるので、それを踏まえた表現が良いと思う。「ライフスタイル」は残し、「ライフスタイル・ライフステージ」に変更するのはどうか。	教育と文化②
構想で記載されている「多様なライフスタイル」とは、親に関する多様性なのか、子どもに関する多様性なのか分かりにくいので、表現をもう少し工夫した方が良いと思う。	福祉と保健②
「生み育つ」、「生まれ育つ」といった要素がこの構想では見受けられない。今後、千代田区として、転入で人口を増やしていくのか、それとも、千代田区で産まれる子どもを増やし、人口を増やしていくのか、区のスタンスを示した方が良いのではないか。	全体会②
「意思」とは具体的に何を指すのか分からない。個性や意思は勝手に育つわけではないため、個性や意思を「育む・育てる」や「考える力を伸ばす」という表現に変えた方が良いと考える。	教育と文化②
「平等」という言葉が大事なポイントになる。一人ひとりの子どもに合った個性や意思を尊重できる機会を与えられることが必要である。	教育と文化②

「分野別の将来像」に対する提言（自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち）（2/3）

提言内容

主な参考意見

また、こちらの分野別の将来像には社会包摂の考えをより反映するべきと考える。年齢だけではなく、性別、障害の有無、国籍など誰一人取り残されることなく、安心でき希望をもてる将来像を掲げていただきたい。

意見の内容	発言回
「こどもからお年寄りまで」という表現があるが、年齢だけでなく、人種や性別などの観点からも多様性を表現できると良い。	全体会②
「子どもからお年寄り」という表現は限定的で多様性を感じない。ダイバーシティ&インクルージョンの考え方に沿い、多様な存在を認めるというニュアンスを追加できると良い。	全体会②
将来像を掲げるにあたっては、「自分らしく」という言葉はキーワードになっていると思う。	福祉と保健①
支え合うといったイメージもあるため、「誰が誰から取り残されることなく、支え合っていく」のか、もう少し具体的に書くと良いと思う。	福祉と保健②
物理的に孤独感を感じるケースと、時間軸の中で孤独感を感じるケースがあると思う。普段困っていないような人であっても、取り残されたように感じる瞬間はある。そのような場合に、公的サービスだけではなく、相談できる相手があり、支え合えるような状況があることは、理想である	福祉と保健②
マイノリティの立場にない人にとっては、「取り残される」という意味が伝わりにくく、「めざすべき姿」がイメージしにくいと思う。構想の中で、取り残されている人々を明示することで、取り残されているマイノリティが社会にいることを気付かせることが大事だと思う。最終的に平等な社会を目指すためには、まずはマイノリティの「特別扱い」をするような段階を踏む必要があると思う。	福祉と保健②
同じ社会にいる全員に平等な機会を公正に提供するには、それぞれの立場に応じた配慮が必要である	福祉と保健②
孤独を感じている人はおり、そのような人々にとっては、「誰一人取り残されることがなく」という表現は、響く	福祉と保健②
SDGsから引用された言葉なのではないか。「誰一人取り残されることがなく」という言葉を、千代田区として噛み砕いて使用し、障がい者に対する意識が高まっていけば、ありがたい。	福祉と保健②
誰一人取り残されることがなく」においては、自分が取り残されているという自覚がある人、無い人どちらも内包すると捉えると良いのではないかと。	福祉と保健②
「誰一人取り残されることがなく」で対象となる人でも、後半の「自分らしく、自立した生活を送ることができています」では対象とならない人もいると思うので、前半と後半の対象者を一致させると良いのではないかと。	福祉と保健②

「分野別の将来像」に対する提言（自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち）（3/3）

提言内容

健康面については、様々な観点から考える必要がある。昨今メンタルヘルスが注目を浴びている社会的背景を考慮し、体だけの健康だけでなく精神面の健康についても向上されることが分かるような将来像としていただきたい。

最後に、千代田区は伝統や歴史があるまちなので、それらを守り、後世に受け継いでいていただきたい。区に関わる人達が区の伝統や歴史を学び知ること、皆が心豊かに成長することを期待する。

主な参考意見

意見の内容	発言回
健康とあるが、身体的な健康だけでなく「精神」の健康の要素も盛り込んでほしい。	福祉と保健①
「衛生的」という言葉は少し学問的な印象があるので、例えば「清潔で快適」という表現のほうが分かりやすい。	福祉と保健②
歩いているだけで健康になるようなまちづくり(ウォークアブルシティ)という考え方がある。運動に興味のない人でも自然と歩きたく、動きたくなるようなまちづくりも大切だろう。健康づくりは、まちづくりと連動しながら検討することが必要になるだろう。	福祉と保健②
「いきいきと健康に暮らせるまちづくりをする」というような表現にすると良い。	福祉と保健②

意見の内容	発言回
国際的な学びの場や文化的な施設といった地域性を活かした内容が盛り込まれると良いかもしれない。	教育と文化②
「伝統と歴史あるまち」がアンケートでも上位であり、ニーズがあると思うので、もっと重視をし、具体的に基本構想の中に表現しても良いのではないか。	くらしとまちづくり②
区民自身が区内に文化財があることを理解して大事にしていく姿勢を行政に育んでもらえれば、文化財を保護する1つの要因になると思う。文化財を保護し、いかに伝えていくかということの基本構想の中に活かしてほしい。	教育と文化②

分野別の将来像(2)

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。
活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。
そこで育まれた人とのつながりを大切にし、支え合うことができるまちをめざします。
また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。
- 人とのつながりが感じられ、支え合うことができます。

「分野別の将来像」に対する提言（集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち）

提言内容

千代田区で生まれ育った人だけでなく、新たに千代田区に転入してきた人についても、古くから住んでいる住民とのつながりなど地域との関係を築くことが重要であると考えます。特に、単身世帯や子どもを持たない世帯は地域とのつながりを築ききっかけが少ない。千代田区に関わるすべての人が、互いにつながるきっかけを得られるようにすることで、支え合うことができるまちを将来像として掲げていただきたい。

千代田区は大企業が集積し、日本の経済をけん引してきた。また、多くの大学や学校があり、若く活気にあふれている。千代田区を支え、賑わいを創出している様々な企業や商店、働く人や通学する学生を大切に、千代田区の地域特性を活かした将来像を取り入れていただきたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
子どもがいることでパパ友やママ友とのつながりがあるが、交流するきっかけがない単身者や子どもがいない夫婦とは付き合いがほとんどない。	教育と文化①
子ども、子育て以外に地域と繋がれるようなルートがあったら良い。	福祉と保健②
区がフォーマルな交流の場を提供するのではなく、自然体で、興味関心を通じてつながるコミュニケーションの場を増やして欲しい。	教育と文化①
新住民も気軽にお祭りなどに参加ができるようなプラットフォームが必要だと考える。また、ボランティアなど出合いのきっかけを行政が積極的に周知し、少しずつ人との繋がりを形成できると良い。また、それは、単発的な取組みではなく、継続的に取り組めると良い。	福祉と保健②
特に抽象的な表現な印象を受ける。人とのつながりが何を指すのかわかるように具体的に表現した方が良い。	教育と文化②
お祭りに参加したいと思っている方が多いように感じた。自分から「支えにくい」といったニュアンスも表現できて良いのではないかと。	福祉と保健②

意見の内容	発言回
分野別将来像に千代田区らしさを出すためには、ビジネスの要素を打ち出しても良いのではないかと。歴史と文化のあるまちは沢山ある一方で、ビジネスが集積しているのは千代田区が圧倒できる点である。「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」にビジネスの要素を追加しても良いと思う。	全体会②
アフターコロナの社会でこそ、人々が集える場所を作ることが重要であり、賑わいを取り戻す必要があると思う。	福祉と保健②
国際的な面も強いことや地域に大学が点在していることも特徴だと思う。大学との連携を構想に入れ込めれば千代田区らしさが出てくると思う。	教育と文化②
千代田区は小規模な商店や企業への支援があまりないので、自治体を支える小さな商店・起業に対して支援を行う必要があると思う。	くらしとまちづくり②

分野別の将来像(3)

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

良好な環境は、「人」の暮らしを豊かにし、
災害に強い安全なまちは、「人」の安心につながります。
また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。
皇居を中心とした自然と近代的なまち並みを活かしながら、
誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、心地よい都心生活をおくっています。
- 強靱な都市基盤や災害に備えた体制が構築され、安心して暮らすことができます。

「分野別の将来像」に対する提言（やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち）（1/2）

提言内容

千代田区は皇居を中心に自然にあふれているが、地域によっては緑が少なく区民が自然に触れ合う機会が少なくなっている。自然は人々にやすらぎを与える重要な要素であり、自然があることで住民も千代田区に対し愛着や誇りを感じるものである。都心でありながらも、公園の整備などを通じて身近に自然と触れ合うことができるまちづくりを推進する意思を将来像に込めたい。

また、これからのまちづくりにあたっては、人々から愛されるまち並みを大切にするとともに、千代田区に関わる人々の生活を便利していくという思いを将来像に取り入れていきたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
「やすらぎ」にはいろいろな意味が含まれているようだが、例えば「自然環境」のように、もっとストレートに伝わるような表現にしてはどうか。	くらしまちづくり①
千代田区には皇居があるため緑が多いという印象を抱くが、神田地区や秋葉原など自然があふれているとは言えない。	くらしまちづくり①
身近な緑は必要だと思う。	くらしまちづくり①
バランスよく公園を設置してほしい。	くらしまちづくり①
再開発したエリアは緑が多く配置されていて良い。	くらしまちづくり①
千代田区の人材は、再開発よりもまち並みを変えずに残していきたい人が多いと想像していた。	教育と文化①
まちづくりについて、現在の区の方向性は高層化に一本化されており、例えば街路樹に対して区としてのスタンスがないのではないか。	全体会②
子どもに対するアンケートにおいて、「環境に優しいまち」の水準が低かった。これは、子どもがよく利用する公園などの自然環境が豊かではないということの示唆ではないか。良好な環境を次世代に継承する前に、まずは更なる緑化に努める必要があるのではないか。	くらしまちづくり②
「良好な環境が次世代に継承され」の部分がリード文で読み取れない。	くらしまちづくり②
意見の内容	発言回
コミュニティバスやレンタサイクルなど、交通に関しても触れてほしい。	くらしまちづくり①
移動とバリアフリーなど区民が移動に困らないようにするニュアンスがほしい。	くらしまちづくり①

「分野別の将来像」に対する提言（やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち）（2/2）

提言内容

主な参考意見

最後に、災害については、近年台風や集中豪雨といった激甚化する自然災害や今後懸念される大規模地震など注目を集めているところである。昼間人口やビルの多さといった千代田区の個別事情に留意しながら、ハード面の整備や持続可能な社会を実現していくことを期待する。

意見の内容	発言回
神田や秋葉原は古いビルが多く、ビル間が狭いため、火災が起こった際に被害が甚大になる可能性がある。	くらしとまちづくり①
帰宅困難者の問題では、区内には広い校庭など大きな避難所がない気がする。	くらしとまちづくり①
自然災害が多発している中で、千代田区は水害に対処できるのか疑問である。そのため、「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」の中に、これからの自然災害に対処すると同時に持続可能な社会を作ることを要素として加えられると良いのではないか。	全体会②
めざすべき姿の主語は「私たち(区民)」だと思うが、「強靱な都市基盤や災害に備えた体制が構築され、」の部分の主語は「私たち(区民)」ではなく「行政」ではないか。	くらしとまちづくり②

～資料構成の都合により白紙～

基本構想の実現に向けて

(1) 変化の激しい時代への柔軟な対応

私たちは、変化が激しく将来の予測が難しい時代を迎えています。このような中で将来像を実現していくためには、機動的な区政運営が不可欠です。このため、効果的、効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながら、様々な課題に柔軟に対応していきます。

(2) 多様性を尊重し認め合う社会づくり

将来像を実現し、豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認め合うことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。

また、国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、人権や平和を守る取組みを進めていきます。

(3) 参画・協働の推進

区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していきます。

また、区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進し、地域課題の解決や新たな活力の創出につなげていきます。

「基本構想の実現に向けて」に対する提言

提言内容

ここでは、区民参画について触れられているが、区民の多種多様な意見を調和・調整する機能が区には求められている。その点を踏まえながら区政を運営いただきたい。

また、人権や平和を守る取組みについては、「はじめに」でも述べられている「国際平和都市千代田区宣言」を十分に踏まえた上で進めていかれたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
自治は区民参画が前提であり、区民の賛成意見・反対意見をうまく調和させることで成り立つものであると考えている。	全体会②

意見の内容	発言回
千代田区の理念は、「教育と文化のまち千代田区宣言」と「国際平和都市千代田区宣言」を基本に千代田区の自治を検討すれば良いのではないか。	全体会②
物理的にも身体的にも平和を保てるような内容にしてほしい。	福祉と保健①

基本構想全体に関わる意見(1/2)

提言内容

本基本構想の特徴として期限が設定されていないことが挙げられる。めまぐるしく社会情勢が変わる現代において、あえて期限を設定しないことで、社会に大きな変化が生じた際に柔軟に取組みの見直しを図ることができるということであった。一方で、期限がないことで将来像がどの程度未来を見据えているのかが分かりにくく、また、永久に変わらないということに不安感もある。このように期限の設定については一長一短あるため、もう一度その必要性について慎重に検討されたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
基本構想をどれくらいの期間使うのかが気がかりである。今後長期的に使うものとして、一つ一つの言葉遣いを慎重に検討する必要がある。	全体会②
基本構想に期限はあった方がよく、その期限によって記載内容もかわってくるのではないかと。	くらしまちづくり①
次の基本構想は期間を設定していないため、文章中に時間的な有限・無限が混在している。	くらしまちづくり②
第4次基本構想は無期限を前提に作っているが、中身は20年期限だった第3次基本構想とほぼ変わっていない。アンケートでは10年の後の姿について聞いており、今回の基本構想も10年を期限とするなど、対応が必要ではないか。	くらしまちづくり②
恒久的な構想として考えるのであれば、時勢の変化に対応できるような内容にするべきである。	くらしまちづくり②
短いスパンで振り返りの場を設けるのは良いと思う。	教育と文化②

基本構想全体に関わる意見(2/2)

提言内容

最後に、本基本構想が千代田区に関わるすべての人と共有するものだということを鑑み、正確な記述に努め、多くの人から理解されやすい用語を使用するよう留意されたい。また、読み手に理解しやすいよう構成や文面、デザインなどを工夫し、みんなから親しまれる基本構想としていただきたい。

主な参考意見

意見の内容	発言回
「千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。」とあるが、千代田区自体は400年前から存在していたわけではないので現実に則した記載にした方がよい。	全体会②
3つの分野別の将来像の粒度感が異なっている。「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」は具体的だが、「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」・「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」は抽象的であるため、3つの分野別将来像の粒度を揃えた方がよいと思う。	全体会②
構想の内容が抽象的で、なにをしていくのかわからない。	くらしとまちづくり①
注視すべき内容、将来こうしたいという内容をはっきりさせた方がよい。	福祉と保健①
「健やか」・「健康」という言葉は、WHOで「身体・精神・社会的にバランスが取れている状態」と定義されている。行政の計画として、そのような言葉の定義とも連動しながら検討を進めた方がよい。	福祉と保健①
「普遍的な幸せ」とあるが、人によって普遍的な幸せは異なるため、記載内容を変更した方がよい。	福祉と保健①
めざすべき姿を削除してリード文を充実させる方法や、リード文の抽象度を上げて、めざすべき姿との分けを明確にする方法もあるのではないか。	くらしとまちづくり②
分野別の将来像「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」について、リード文と比べて、めざすべき姿がより具体的になっているわけでもなく、位置づけが分かりにくい。	くらしとまちづくり②
めざすべき将来像にある「伝統」に関する表現が、分野別の将来像においては抜け落ちている。	くらしとまちづくり①
分野別の将来像の3つの区分が分かりにくい。重なり合っている部分も多いように感じる。	くらしとまちづくり①

2. 協議

提言書たたき台について

(3) その他区の実施に対する意見

その他区の実組みに対する意見(教育関連、文化関連) (1/2)

提言内容

① 教育関連

■子育てについて

近年、共働き世帯の増加や近隣住民との関わりへの減少など、昔と比べて環境が変化している。こうした社会の変化に対応した施策を展開し、親が安心して子育てすることができ、子もすくすくと成長できる環境づくりを推進していただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 子育てについて、継続的に安心して暮らせるメソッドなどがあればいいと思う。【くらしとまちづくり①】
- 給付金・児童手当など話題性のある施策を打ち出している。【くらしとまちづくり①】
- 親が共働きで子どもが放置され、ゲームに夢中になりすぎている家庭がある。【教育と文化①】
- 高校授業料無償化や児童手当などについては、千代田区民は所得制限で対象外となる人が多いと思う。対象外となってしまう人に対しても、都や国の施策とは別に、区の支援があるとありがたい。【全体会②】

■教育について

千代田区の人口増加を考慮しながら、教育環境の充実を図りたい。また、企業や教育機関が集積しているという千代田区の特徴を活かしながら、子どもの個性を伸ばし、意思を尊重した、国際化社会にも対応した教育を実践されたい。

懇談会構成員からの意見

- 一人ひとりの子どもに合った個性や意思を尊重できる機会を与えられることが必要である。【教育と文化②】
- 子ども達の教育や運動施設等が充実している。【福祉と保健①】
- 海外の小中学校とのつながりなど、国際的なつながりを築く機会を与えるべきではないかと考える。【教育と文化①】
- 千代田区は企業が多いため、千代田区の企業人、霞が関、教育の場との連携を強化すると良いのではないかと考える。【教育と文化①】
- 人口の増加に伴い、公立学校のキャパシティを憂慮している。【教育と文化①】
- 安い会費で剣道、サッカー、囲碁などのクラブ活動に参加できるが、クラブの先生方へのサポートが不十分だと感じている。【教育と文化①】
- クラブ活動の先生方への謝礼を検討してほしい。【教育と文化①】
- 比較的公立の小中学校の質が高い。【くらしとまちづくり①】

その他区の実組みに対する意見(教育関連、文化関連) (2/2)

提言内容

② 文化関連

■文化・芸術について

千代田区は古くからの歴史、文化や芸術にあふれたまちである。こうした伝統や芸術をいかに次世代に引き継いでいくかを考える必要がある。そのためには、新たに千代田に転入してきた住民や子ども達が伝統や芸術に触れることができるようにすることが重要であると考えられる。

懇談会構成員からの意見

- 美術館やイベントが充実している。【福祉と保健①】
- 出版、印刷や古書の文化が強みである。それらを行政としてどのように支えていくかが大事である。【教育と文化①】
- 文化財を保護し、いかに伝えていくかということを考えてほしい。【教育と文化②】
- 千代田区にある大名屋敷、邸宅跡等の名所を広めると良い。【教育と文化①】
- 日比谷図書文化館には「風ぐるま」が巡行していない。歴史的な収蔵物がある場所には100円バス等で行けるようにしてほしい。【教育と文化②】
- 竹橋の東京国立近代美術館は、常設展示は素晴らしいが、企画展は渋い内容が多いので、区が協賛して上野や六本木のように魅力的な展覧会を開催してほしい。【教育と文化②】
- 神田明神ではアニソン盆踊りを実施しており、日本の伝統と現代文化の融合であるように感じ、そこが千代田区の良さであると感じた。【全体会②】

■生涯学習について

生涯学習は、人々の暮らしを豊かにするとともに、人と人とのつながりを築くきっかけとなる重要なものだと考える。千代田区の教育機関との連携や、生涯学習の機会の充実を図るなど生涯学習の実組みを推進していただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 図書館の図書(ビジネス書等)が充実している。【福祉と保健①】
- 「千代田区らしさ＝大学がある」ことだと思う。千代田区の教育機関を活かして住民の学び直しを促進することは千代田区ならではの取組みであり、「人とのつながり」にも関係する。【教育と文化②】
- 千代田区は大使館も多くある環境で、外国語学校だけでなく気軽に語学を学べるサークルのようなものがあると良い。【教育と文化②】
- 教育について、高校や大学は充実している一方で、生涯学習が出来るような環境づくりに努めてほしい。【くらしとまちづくり②】

その他区の実践に対する意見(福祉関連、保健関連) (1/2)

提言内容

③ 福祉関連

■福祉について

福祉に関わる課題は高齢者、障害、貧困など様々だが、複雑かつ多様化する家庭環境に起因してヤングケアラーなど家庭内の介護等の担い手といった新たな課題への関心が高まっている。当事者本人だけでなく、その家族などすべての人が健やかで自分らしく生活できるよう、相談体制の充実など必要な支援を、他自治体と連携を図りながら取り組んでいただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 風ぐるまの運行本数を増やすことや無料化することで、誰でも風ぐるまを利用できるようにし、区内に一体感がでるようなまちづくりが進められると良い。【福祉と保健①】
- 区指定の健康診断実施機関はアクセスが悪いため、比較的通いやすい台東区にかかりつけ医がいるが、千代田区と台東区で連携ができていない。他区では区の医師会同士で連携が取れているので、千代田区でも他区との連携をしてほしい。【福祉と保健①】
- 無料で定期健診等を受けられるなどサービスが手厚い。【くらしとまちづくり①】
- 訪問看護の際に、特定の訪問看護しか選択できないという制約があるが、医者との相性等もあるので、自由に選択できる仕組みづくりをしてほしい。【福祉と保健①】
- 身元保証人が確保できなくても安心して医療と介護が受けられるような仕組みづくりがあると良い。足立区では社会福祉協議会が身元保証人を代行するサービスがあると聞いている。千代田区でも、サービスの利用条件等を緩やかにしながら、同様の制度を検討してほしい。身元保証人制度に関して日本は他の先進国に比べ遅れている。【福祉と保健①】
- マイナンバーと保険証の紐づけをすることで、カバーできる場所(入院・治療に関する合意書等)もあるので、その検討も行う必要がある。【福祉と保健①】
- ヤングケアラーについては、自分がヤングケアラーである自覚がない場合や、親の介護をしたくないとも思っていない場合もあるが、自分の時間を確保できないことに悩みを抱えている調査結果が出ている。相談ができる相手がいることが重要だろう。【福祉と保健②】
- 港区では、マンションの空きスペースを活用して、看護ステーションを誘致した民間の事例がある。そのような取組を行政が民間に紹介をすることや、助成金を支出するなどの支援をしてほしい。そのような取組は、官民連携や助成金を支出するなどの方策が取れるだろう。人々の暮らしの中に看護ステーションなどを取り込むことで、気軽に相談ができるようになるだろう。【福祉と保健②】

その他区の実組みに対する意見(福祉関連、保健関連) (2/2)

提言内容

④ 保健関連

■ 健康について

心身の健康がともに増進されるような環境づくりに取り組んでいただきたい。まちの衛生環境に配慮し、みんなが清潔で快適に過ごせるように努めるとともに気軽に健康増進を図れるような場所についても留意いただきたい。

懇談会構成員からの意見

- ゴキブリやネズミなどの問題は、区民の不快感につながするため、清潔で快適に暮らせることが重要である。【福祉と保健②】
- 公衆トイレが清潔で衛生的であることは重要であり、それは区民の安全・安心につながる【福祉と保健②】
- 区民が「いきいきと健康」となるために、区のスポーツセンターをより利用しやすいようにすると良いと思う。スポーツセンターは利用しにくいイメージがある。【福祉と保健②】

その他区の取組みに対する意見(くらし関連、まちづくり関連) (1/3)

提言内容

⑤ くらし関連

■コミュニティについて

千代田区は転入者が多く新たに住み始めた住民が多いが、それ故に人と人とのつながりを築くことが困難になっている。特に、単身者や夫婦のみの世帯などは交流のきっかけが少なく、地域との関係が希薄になりやすい。また、昼間区民と在住区民の差が大きい千代田区にとっては、これらのつながりを築くことも地域の発展のための1つの手段になると考える。千代田区の特徴を活かした交流の場を設けるなどつながりを築くための取組みを行うことで、地域への愛着や支え合いの精神を育んでいただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 地方に比べて千代田区は排他的な風土があると感じる。これは伝統とモダンの融合の観点からも、昔から住んでいる人々と新しく移住してきた人々がうまく交流できるようになるとよい。【くらしとまちづくり①】
- 地域住民と大学との連携をより推進することで、学び集う機会や学生との交流にもつながる。【福祉と保健①】
- 学校などの既存コミュニティを活用して、そのコミュニティに属していない人も楽しめるようなイベントがあると良いのではないかと考える。【福祉と保健②】
- 子どもや高齢者は行政サービスのニーズが高く、比較的行政の目も行き届きやすいと思うが、単身世帯のニーズもあると思われる。単身世帯の人々が地域の活動に関わることで、結果的に子どもや高齢者に良い影響を及ぼすことができるのではないかと考える。【教育と文化①】
- 昼間の人口と夜間の人口差が大きいので、その繋がりがあると良いと考える。【福祉と保健①】
- 国際的な交流ができる場があるとよい。【教育と文化②】

その他区の取組みに対する意見(くらし関連、まちづくり関連) (2/3)

提言内容

⑥ くらし関連

■生活環境について

地域の治安が良好であることがまちの魅力を高めることにつながるものとする。路上喫煙対策や客引き行為の防止等に取り組んでいただき、誰もが安心して、暮らし続けたいと思えるような生活環境づくりに努めていただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 暴走族の取り締まりを強化してほしい。【教育と文化①】
- 小学生の登下校中のパトロールが良い。住宅街など比較的安全なところもパトロールしてほしい。【教育と文化①】
- 神田地区や秋葉原地区では治安など、あまり改善されていないように思う。むしろ、秋葉原地区は酷くなっている。【くらしとまちづくり①】
- 東京駅付近など分煙や客引き対策が完成されているところがあるが、一方で、秋葉原駅付近は15年前と比べて危険なまちになっている印象がある。お巡りさんに隠れて路上喫煙しているところを多くみており、そういう人をアプリで通報するなどし、重点的にパトロールするような取組みをしてほしい。【くらしとまちづくり①】
- 神田地区は、秋葉原地区と同じような状態であり、まだ改善されていない印象である。神田地区の印象が悪くなるようなSNSの発言もあった。【くらしとまちづくり①】
- 千代田区役所付近でも路上喫煙している人をたまに見かける。マンション前など私道で路上喫煙している人はなんとかならないのか。【くらしとまちづくり①】
- 秋葉原地区では先日も風俗が摘発されていた。インターネット上では「秋葉原は新しい風俗街」などと言われており、住んでいる身としては悲しい気持ちになる。【くらしとまちづくり①】

その他区の実組みに対する意見(くらし関連、まちづくり関連) (3/3)

提言内容

⑥ まちづくり関連

■まちづくりについて

まちの利便性は都心である千代田区の魅力の1つである。快適に過ごすことができることは、まちの活性化の基盤ともなり、今後もバリアフリー化を進める等利便性の向上に取り組んでいただき、誇れるまちであるよう努めていただきたい。

懇談会構成員からの意見

- ・ 特に古くからある銀座線など、地下鉄駅にエレベーターをつけてほしい。【くらしとまちづくり①】
- ・ 利便性が高い。行きたいところに簡単にアクセスできて便利。【くらしとまちづくり①】

■災害対策について

有事に備えて、国や東京都等との連携も図りつつ、千代田区の特性を踏まえた災害対策を講じ、区民等に積極的に周知していただきたい。

懇談会構成員からの意見

- ・ 隅田川の氾濫が起きた場合など、地域がどのようなになるのか、あまり周知されていないように思う。【くらしとまちづくり①】
- ・ 有事の際に、国や東京都との連携が強い区になると良いのではないかと。【全体会②】
- ・ 東日本大震災の際に、子どもの迎えに行けず、子どもたちは自分で帰宅した。災害が起きた際の体制や、どのように子どもたちを守っていくのかをマニュアル化し、周知していくべきではないかと考える。【教育と文化①】

その他区の実組みに対する意見(全般・その他)

提言内容

⑦ 全般・その他

■ デジタル技術の活用について

様々な行政分野においてIT化を推進し、千代田区に関わる人が様々な情報を得やすく、便利な生活をおくることができるよう取り組んでいただきたい。

懇談会構成員からの意見

- ITを使える人とそうでない人の情報格差だけでなく、地元によくから根差していない人が地元の情報を取得できないという情報格差が起きているため、地域情報の格差を無くしていくような要素があると良いのではないかと。【全体会②】
- 神田祭などの伝統を地域に広げるためにITのような現代的なツールを使うことが、伝統とモダンの融合の良い具体となるのではないかと考えている。【全体会②】

■ その他

懇談会構成員からの意見

- 共生については、隣の区との連携が大切であると感じている。特徴の似ている他区との連携を強化しても良いのではないかと。【全体会②】
- 構想の見直しの際にも、区民から意見をもらえる仕組みを構築できると良い。【全体会②】

(仮称)第4次基本構想(たたき台)

はじめに

千代田区は、約 400 年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻み、発展してきました。

しかし、昭和 30 年代の日本の高度成長期から平成初頭のバブル経済の崩壊にかけて業務地化が進み定住人口が減少した結果、地域の活力低下や自治体の存続そのものが危ぶまれる状況に至りました。

こうした社会的背景のもと、昭和 53 年 6 月に区として初めて策定した基本構想と、平成 4 年 6 月に策定した新基本構想では、都市の魅力を高め、人口回復に向けた政策を展開してきました。平成 12 年の国勢調査では、45 年ぶりに定住人口が増加に転じましたが、依然として千代田区に住み続けられ、住みたくなるまちをめざすことが最大の課題であるとの認識のもと、平成 13 年、定住人口 5 万人を目標とした第 3 次基本構想を策定しました。現在はこの目標を超え、当分の間、人口増加の傾向が続くことが見込まれています。

本区の人口が増加傾向にある一方、わが国の人口は減少傾向に転じ、経済など活力の低下が懸念されています。また、少子・高齢化の進展、首都直下地震、地球温暖化など、区民の命や暮らしに直結する様々なリスクが高まっています。

このような中、令和 2 年以來の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、私たちは未曾有の危機に直面しました。暮らしに様々な制約を受け、不安と閉塞感に包まれる中、「命」の重さと人の「つながり」の大切さを改めて強く認識させられました。そして、日々刻々と移り変わるコロナ禍にあって、私たちが当たり前だと思っていた明るい暮らしを取り戻すため、変化に対応することでアフターコロナの暮らしをめざしてきました。

私たちは、こうしたコロナ禍の経験を踏まえ、これから先の変化が激しく、不確実な世の中にあっても、リスクや環境変化に的確に対応し、持続可能な地域社会を築いていきます。そして、人生 100 年時代を迎え、基礎的な地方公共団体として、区民の命や健康を守ることを第一に、「教育と文化のまち千代田区宣言」や「国際平和都市千代田区宣言」などを踏まえ、子ども、女性、高齢者、障害者など区民が輝けるまちを実現していきます。また、デジタル技術の活用やイノベーションを通じて、環境、文化、防災、エネルギーなど、様々な分野における課題の解決に努め、アフターコロナの暮らしに明るさと豊かさを実感できる千代田の新時代を築いていきます。

ここに、千代田の新時代における将来像を明らかにした基本構想を定め、区に関わるすべての人々とともに、将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

1 区と基本構想の役割

(1) 住民に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割

地方公共団体は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う存在です。また、住民に最も身近な行政主体である千代田区は、東京都など、広域行政を担う地方公共団体と異なり、住民の暮らしに直接かかわる仕事を優先的に行っています。

これまで千代田区は、基礎的な地方公共団体として、自主的かつ自律的な自治体運営を進めてきました。今後も引き続き、安定的な財源の確保に取り組むとともに、自らの意思と責任で主体的に取り組める住民自治の確立をめざしていきます。

(2) 基本構想の役割

基本構想は、千代田区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものです。

また、区の行政計画の最上位に位置づけられる理念であるとともに、行政運営の基本となる指針です。

さらに、区民や団体、企業など、千代田区にかかわるすべての人びとと共有し、一体となって実現するための指針としての役割を持つものです。

2 めざすべき将来像

伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち ～彩りあふれる、希望の都心～

千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。私たちが受け継いできた伝統は、長い歴史の中で、それぞれの時代における人びとが新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきたものであり、千代田区の魅力を高めてきました。

社会の変化が激しい時代にあっても、私たちは、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進していきます。そして、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人びとが輝き、彩りあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。

3 分野別の将来像

コロナ禍を経験した私たちは、人や社会とのつながりが制限されるなかで、これまで当たり前だった日常のなかに、“普遍的な幸せ”があることを肌で感じました。

このような実体験から、私たちは、時代や社会情勢が激しく移り変わるなかにあっても、変わることのない魅力あふれる未来の姿を描き、人やまちを豊かにすることの重要性を改めて認識しました。

私たちは、今ここに「めざすべき将来像」を実現したまちと人びとの姿を掲げ、時代の変化に的確に対応しながら、その実現に向けて、果敢に挑戦していきます。

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

いつまでも元気で充実していること。

それはすべての「人」にとって普遍的な願いです。

その願いを叶えるため、子どもからお年寄りまで、共に支え合い、自分らしく健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。

また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。

- 多様なライフスタイルに応じて安心して子育てができています。
- すべての子どもたちの個性や意思が尊重され、すくすくと成長しています。
- 誰一人取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。
- 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- 文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

まちには「人」がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。

活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。

そこで育まれた人とのつながりを大切に、支え合うことができるまちをめざします。

また、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。

- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。
- 人とのつながりが感じられ、支え合うことができています。

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

良好な環境は、「人」の暮らしを豊かにし、災害に強い安全なまちは、「人」の安心につながります。また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。皇居を中心とした自然と近代的なまち並みを活かしながら、誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、心地よい都心生活をおくっています。
- 強靱な都市基盤や災害に備えた体制が構築され、安心して暮らすことができます。

4 基本構想の実現に向けて

(1) 変化の激しい時代への柔軟な対応

私たちは、変化が激しく将来の予測が難しい時代を迎えています。このようなかで将来像を実現していくためには、機動的な区政運営が不可欠です。このため、効果的、効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながら、様々な課題に柔軟に対応していきます。

(2) 多様性を尊重し認め合う社会づくり

将来像を実現し、豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認め合うことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。

また、国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、人権や平和を守る取組みを進めていきます。

(3) 参画・協働の推進

区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していきます。

また、区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進し、地域課題の解決や新たな活力の創出につなげていきます。

千代田区基本構想懇談会
からの提言書
(たたき台)

令和4年11月

千代田区基本構想懇談会

目次

1. はじめに	1
2. 懇談会の概要	2
(1) 開催目的	2
(2) 懇談会構成員	2
(3) 開催日時・各会の主なテーマ	4
3. 提言内容	5
(1) 基本構想についての提言	5
① 「はじめに」・「区と基本構想の役割」について	5
② 「めざすべき将来像」について	6
③ 「分野別の将来像」について	7
④ 「基本構想の実現に向けて」について	9
⑤ 基本構想全体に関わる意見	9
(参考) 基本構想に対する懇談会構成員からの主な意見	10
① 「はじめに」・「区と基本構想の役割」について	10
② 「めざすべき将来像」について	10
③ 「分野別の将来像」について	12
④ 「基本構想の実現に向けて」について	15
⑤ 基本構想全体に関わる意見	15
(2) その他区の実現に対する意見	17
① 教育関連	17
② 文化関連	18
③ 福祉関連	19
④ 保健関連	20
⑤ 暮らし関連	20
⑥ まちづくり関連	22
⑦ 全般・その他	23
4. 参考	24
(1) 議事要旨	24
(2) 団体関係者ヒアリング意見	24
(3) アンケート結果	24

1. はじめに

千代田区の新たな基本構想の策定に向けた検討にあたり、区民から多様な意見を募るため、千代田区基本構想懇談会（以下「懇談会」という。）が設置されました。

令和3年度に、無作為抽出の在住区民4,000名を対象に「区の施策や将来像に関するアンケート」が実施されました。懇談会の構成員は、その回答者で、懇談会への参加を希望した区民の中から、千代田区の年齢や男女比を考慮して無作為に選ばれた18名と学識経験者4名で構成されました。

懇談会は、令和4年7月から11月にかけて、全体会と分野別の部会を（計6回）開催し、（仮称）第4次基本構想のたたき台等について協議を重ねてきました。

全体会では、現総合計画の振り返りや、各部会の意見を踏まえて将来像について検討し、意見の取りまとめを行いました。また、部会では、各分野の視点から将来像やめざすべき姿について協議し、様々な意見が活発に交わされました。

千代田区がこれからも発展し、区に関わるすべての人にとって誇れる素晴らしいまちとなるよう、ここに提言書としてまとめましたので、提出します。

新たな基本構想の策定にあたっては、今回の提言の内容について真摯に受け止めていただき、基本構想の策定や今後の区政運営の参考にさせていただくことを期待します。

令和4年11月
千代田区基本構想懇談会 構成員一同

2. 懇談会の概要

(1) 開催目的

本懇談会は千代田区の基本構想の策定に向けた検討に当たり、区民から多様な意見を募るため設置、開催されたものである。

なお、本懇談会は学識経験者4名、区民18名の合計22名（内区民1名途中辞退）で構成され、さらに、「教育と文化」、「くらしとまちづくり」、「福祉と保健」の3分野に分けた部会を設置し、各分野の視点から協議を行った。

(2) 懇談会構成員

	氏名（敬称略）	所属	担当部会		
			教育と文化	福祉と保健	くらしとまちづくり
学識経験者	牛山 久仁彦 【会長】	明治大学 政治経済学部教授			
	藤井 千恵子 【副会長】	元国土舘大学 体育学部教授／ 元千代田区教育 委員会指導主事	◎		
	石山 麗子	国際医療福祉大学 大学院教授		◎	
	杉崎 和久	法政大学 法学部教授			◎
区民 （五十音順）	秋元 純	区民	○		
	石井 輝光	区民			○
	奥田 聖	区民			○
	賈 松年	区民	○		
	坂田 みほ子	区民		○	
	佐藤 陽一	区民			○
	清水 誠	区民			○
	杉野 順清	区民	○		
	鈴木 寿明	区民		○	
	竹田 靖子	区民	○		
	田中 晶子	区民	○		
玉川 優子	区民	○			

	都野 織恵	区民		○	
	都丸 雄一郎	区民		○	
	中谷 太一	区民		○	
	難波 千鶴	区民		○	
	根本 安曇	区民			○

◎=部会長 ※途中辞退者は無記名

(3) 開催日時・各会の主なテーマ

令和4年度に以下のとおり、懇談会を実施した。

回	開催日時	主な内容
第1回全体会	7月25日 18:00-20:30	<ul style="list-style-type: none"> ●区の現況説明 ●新たな基本構想策定について概要説明
第1回部会 (教育と文化)	7月28日 18:00-20:30	<ul style="list-style-type: none"> ●千代田区の良いところ・好きなところについて意見交換 ●めざすべき将来像・分野別の将来像について意見交換 ●現行計画における施策の振り返り
第1回部会 (くらしとまちづくり)		
第1回部会 (福祉と保健)		
第2回全体会	8月29日 18:00-20:30	<ul style="list-style-type: none"> ●団体関係者ヒアリング、職員アンケート等結果の報告 ●めざすべき将来像・分野別の将来像等について協議
第2回部会 (教育と文化)	9月2日 18:00-20:00	<ul style="list-style-type: none"> ●属性別アンケート等結果の報告 ●めざすべき姿について意見交換
第2回部会 (くらしとまちづくり)		
第2回部会 (福祉と保健)		
第3回全体会	10月6日 18:00-20:30	●提言書の作成
第4回全体会	調整中	調整中

3. 提言内容

(1) 基本構想についての提言

懇談会では、事務局において作成された「(仮称)第4次基本構想(たたき台)」の内容について、意見交換を行ってきた。その内容を踏まえ、「(仮称)第4次基本構想(たたき台)」の構成要素ごとに以下の①～⑤のとおり提言をする。

①「はじめに」・「区と基本構想の役割」について

「はじめに」の部分については、本基本構想を手にとってくれた人の関心を引き付ける重要な部分である。文量を工夫するなど、できる限り、読み手にとって読みやすく理解しやすい内容となるようにされたい。

また、新型コロナウイルス感染症拡大について触れているが、それ以外にも、多様性の尊重やジェンダー平等、国際化の進展、社会全体のデジタル化の推進などの社会情勢の変化に触れたうえで、区民を始めとする千代田区に関わるすべての人のための基本構想であることを明確にされたい。

「区と基本構想の役割」の部分については、行政機関と区民の距離が近いことは1つの長所であると考えます。今後、千代田区は人口の増加が見込まれているが、引き続き区役所が、区民を始めとする千代田区に関わるすべて人にとって、身近で頼れる存在であり続けていただきたい。

②「めざすべき将来像」について

千代田区の現状認識としては、日本をリードし発展し続けている区民が誇れるまちであるため、今も躍進し続けていることが伝わるようにされたい。また、千代田区らしさを表現するなど千代田区の将来像であることをより明確にされたい。

「伝統とモダン」という表現について、区の説明では、新しい文化や新しく住まう人、近未来の景色などの思いが込められているとのことであった。その思い自体は理解するものであるが、特に「モダン」という表現はわかりにくく、その意図が正しく読み取りにくい。別の表現に改めることも含め、再検討いただきたい。

また、千代田区の特徴や課題を考慮し以下の4点について留意して「めざすべき将来像」について検討されたい。

1つ目は、伝統や歴史、文化についてである。これまで守ってきたものを引き続き大切にしていけるとともに、新しい文化や価値観との調和や融合が図られたまちを目指していただきたい。

2つ目は、多様性についてである。千代田区は、人々の個性、まちの個性であふれた特徴的なまちである。めざすべき将来像にはこうした個性の多様さが尊重され、まちの発展や魅力につなげていくことを示していただきたい。

3つ目は、「つながり」についてである。千代田区は地域のつながりを大事にしてきたという特徴があるが、今後は地域だけでなく、区で働き、学び、集う人、あるいは企業などをつながり築くことで、より発展していけるものとする。めざすべき将来像には、このような「つながり」の重要性を想起させることばを取り入れていただきたい。

4つ目は、「定住」についてである。懇談会の議論を経て、様々な千代田区の良いところや魅力を再認識した。この魅力的な千代田区に住みたい人が住み続けられるまち、持続可能なまちになることをめざすべき将来像の中に取り入れていただきたい。

③「分野別の将来像」について

(自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち)

子育てについては、ライフスタイルのみならずライフステージにも考慮した将来像を掲げていただきたい。生み育てたいと願う人が増え、充実した子育てが実現できるような将来像を掲げていただきたい。そして、子どもの成長には、個性を育み、意思を尊重していくことも重要であると考え、その要素を取り入れていただきたい。

また、こちらの分野別の将来像には社会包摂の考えをより反映するべきと考える。年齢だけではなく、性別、障害の有無、国籍など誰一人取り残されることなく、安心でき希望をもてる将来像を掲げていただきたい。

健康面については、様々な観点から考える必要がある。昨今メンタルヘルスが注目を浴びている社会的背景を考慮し、体だけの健康だけでなく精神面の健康についても向上されることが分かるような将来像としていただきたい。

最後に、千代田区は伝統や歴史があるまちなので、それらを守り、後世に受け継いでいっていただきたい。区に関わる人達が区の伝統や歴史を学び知ること、皆が心豊かに成長することを期待する。

(集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち)

千代田区で生まれ育った人だけでなく、新たに千代田区に転入してきた人についても、古くから住んでいる住民とのつながりなど地域との関係を築くことが重要であると考え。特に、単身世帯や子どもを持たない世帯は地域とのつながりを築くきっかけが少ない。千代田区に関わるすべての人が、互いにつながるきっかけを得られるようにすることで、支え合うことができるまちを将来像として掲げていただきたい。

千代田区は大企業が集積し、日本の経済をけん引してきた。また、多くの大学や学校があり、若く活気にあふれている。千代田区を支え、賑わいを創出している様々な企業や商店、働く人や通学する学生を大切に、千代田区の地域特性を活かした将来像を取り入れていただきたい。

(やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち)

千代田区は皇居を中心に自然にあふれているが、地域によっては緑が少なく区民が自然に触れ合う機会が少なくなっている。自然は人々にやすらぎを与える重要な要素であり、自然があることで住民も千代田区に対し愛着や誇りを感じるものである。都心でありながらも、公園の整備などを通じて身近に自然と触れ合うことができるまちづくりを推進する意思を将来像に込めていただきたい。

また、これからのまちづくりにあたっては、人々から愛されるまち並みを大切にするとともに、千代田区に関わる人々の生活を便利していくという思いを将来像に取り入れていただきたい。

最後に、災害については、近年台風や集中豪雨といった激甚化する自然災害や今後懸念される大規模地震など注目を集めているところである。昼間人口やビルの多さといった千代田区の個別事情に留意しながら、ハード面の整備や持続可能な社会を実現していくことを期待する。

④ 「基本構想の実現に向けて」について

ここでは、区民参画について触れられているが、区民の多種多様な意見を調和・調整する機能が区には求められている。その点を踏まえながら区政を運営いただきたい。

また、人権や平和を守る取組みについては、「はじめに」でも述べられている「国際平和都市千代田区宣言」を十分に踏まえた上で進めていかれたい。

⑤ 基本構想全体に関わる意見

本基本構想の特徴として期限が設定されていないことが挙げられる。めまぐるしく社会情勢が変わる現代において、あえて期限を設定しないことで、社会に大きな変化が生じた際に柔軟に取組みの見直しを図ることができることであった。一方で、期限がないことで将来像がどの程度未来を見据えているのかが分かりにくく、また、永久に変わらないということに不安感もある。このように期限の設定については一長一短あるため、もう一度その必要性について慎重に検討されたい。

最後に、本基本構想が千代田区に関わるすべての人と共有するものだとすることを鑑み、正確な記述に努め、多くの人から理解されやすい用語を使用するよう留意されたい。また、読み手に理解しやすいよう構成や文面、デザインなどを工夫し、みんなから親しまれる基本構想としていただきたい。

(参考) 基本構想に対する懇談会構成員からの主な意見

① 「はじめに」・「区と基本構想の役割」について

- 「はじめに」が長すぎる。「私たちは～」以降の2段落だけでよいのではないか。
- 「子ども、女性、高齢者、障害者など」とあるが、ジェンダーマイノリティや外国人についても触れてほしい。
- 20年前と現在の大きな違いは、「多様性」、「国際化」、「IT化」であり、その3点が内包されていると良いのではないか。
- 「はじめに」の「区民の命や健康を守る」については、区民ではなくとも区内で活動する人も含まれるようにするべきである。
- ジェンダーの観点が抜けているように感じる。団体関係者ヒアリングでの意見でも、「ジェンダーという言葉が出てこないことにも違和感を覚える」とある。
- 行政がより関与していくような表現が入ると、「行政が身近なまち」という千代田区のイメージをもっと上げることができるのではないか。
- 住民と行政とのつながりを示す構想にしてほしい。

② 「めざすべき将来像」について

- 説明文がなければ「千代田」だと分からない。
- 千代田区は大企業が集積し、歴史もあるなど理想的な都市である。「日本を牽引していく」「日本のモデルケースをめざす」「N01、模範的である」という思いを描いてはどうか。
- 千代田区は既に躍進しているので「躍進し続ける」とした方が、希望があって良い。
- 写真や絵で千代田区らしさを表現すると良いのではないか。町会の様子を写真で紹介すると、「こうしたら地域を活性化できる」というイメージにつながるのではないか。
- 自治体のトップランナーとして現状に満足するのもいいが、トップランナーを維持するには努力が必要だと思う。10年後、20年後もトップランナーを維持するための取り組みなどを議論し、表現するべきではないか。
- トップランナーという言葉は、とても良い言葉であり、反映されていないのは良くない。トップランナーとして千代田区がどうあるべきかをアピールしても良いと思う。教育分野などにおいては、現在も特色のある取り組みをして

いるが、全国ナンバーワンとして挑戦的・実験的・先端的な取組みを更に進めてもいいのではないか。

- 他の市町村と比べ、ある意味ゴールに近いのは千代田区であり、「もう少しでそのゴールに手が届く、理想ではなく実現できる。」ということ表現したい。
- モデルケースになれるような区を目指すという視点を区には持ってほしく、そのような内容を「はじめに」の中に入れても良いのではないか。
- 人によって「守るべき伝統」で思い浮かぶものが異なるので、認識をすり合わせて具体化することで、その先の将来の姿もよりイメージしやすくなると思う。
- 具体的なイメージが湧かない。
- モダンという表現はわかりにくい。
- 「モダン」は「現代」という意味で使用していると思われるが、歴史の区分としては、現代は、「ポストモダン」と呼ばれることもあるため、分かりづらく、別の表現に変えた方が良いと思う。
- なぜ「モダン」だけ、日本語ではなく外来語を使用しているのか。日本語で言い換えられると良い。また、「未来」のニュアンスを入れられると良い。また、溶け合うのではなく、それぞれの良いところを取り入れるイメージの方が良いのではないか。
- 「伝統とモダンがとけ合う」という表現は気に入っている。「伝統とモダンが調和する」という表現にするのも良い。
- 「伝統とビジネス」という表現を使うと差別化でき、千代田区らしい表現になると思う。
- 一方で、ビジネスというよりは、条例にもあるとおり、文化や教育についての印象も強い。
- 皇居の存在で江戸時代の伝統のイメージはあるが、上野エリアと比較すると弱い。もっと歴史や伝統を強調してほしい。
- 江戸時代から蓄積してきた文化などは、千代田区特有の魅力である。そういった魅力は明確に強みとして記載した方が良い。
- 常に新しいものが生み出され、それが伝統として受け継がれてきた場所という認識があっても良い。
- 伝統というと保守的なイメージが強い。伝統に加えてこれからの世代と何かを作り上げていく旨の記載がほしい。
- 京都を見習って歴史と現代感の融合をめざす。
- 「働き、学び、集う」とあるが、千代田区は国籍・性別・障害など多様性にあふれていると思う。もっと具体的に記載したほうが良いのではないか。

- 質の高い様々なまちの要素が既に備わっている。将来に向けての魅力を既にある魅力からもっと引き出せると良い。
- 地域のつながりや人間味があることを守りながら、発展して行ってほしい。
- 学生や新社会人と交流など世代間交流ができる場所があると良い。
- 昼間人口と夜間人口の人口差が大きいので、そのつながりがあると良い。
- 安全安心に生活できるなど、長期的に住み続けられるという持続可能性についても触れた方が良いのではないか。

③「分野別の将来像」について

(自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち)

- 「ライフスタイル」ではなく「ライフステージ」、「安心」ではなく「充実」に変更して、「ライフステージに応じて充実した子育て」に変更すべきではないか。
- 共働きやシングルの方もいるので、それを踏まえた表現が良いと思う。「ライフスタイル」は残し、「ライフスタイル・ライフステージ」に変更するのはどうか。
- 構想で記載されている「多様なライフスタイル」とは、親に関する多様性なのか、子どもに関する多様性なのかが分かりにくいため、表現をもう少し工夫した方が良いと思う。
- 「生み育つ」、「生まれ育つ」といった要素がこの構想では見受けられない。今後、千代田区として、転入で人口を増やしていくのか、それとも、千代田区で産まれる子どもを増やし、人口を増やしていくのか、区のスタンスを示した方が良いのではないか。
- 「意思」とは具体的に何を指すのかわからない。個性や意思は勝手に育つわけではないため、個性や意思を「育む・育てる」や「考える力を伸ばす」という表現に変えた方が良いと考える。
- 「平等」という言葉が大事なポイントになる。一人ひとりの子どもに合った個性や意思を尊重できる機会を与えられることが必要である。
- 「こどもからお年寄りまで」という表現があるが、年齢だけでなく、人種や性別などの観点からも多様性を表現できると良い。
- 「子どもからお年寄り」という表現は限定的で多様性を感じない。ダイバーシティ&インクルージョンの考え方に沿い、多様な存在を認めるというニュアンスを追加できると良い。
- 将来像を掲げるにあたっては、「自分らしく」という言葉はキーフレーズになっていると思う。

- 支え合うといったイメージもあるため、「誰が誰から取り残されることなく、支え合っていく」のか、もう少し具体的に書くと良いと思う。
- 物理的に孤独感を感じるケースと、時間軸の中で孤独感を感じるケースがあると思う。普段困っていないような人であっても、取り残されたように感じる瞬間はある。そのような場合に、公的サービスだけではなく、相談できる相手があり、支え合えるような状況があることは、理想である。
- マイノリティの立場にない人にとっては、「取り残される」という意味が伝わりにくく、「めざすべき姿」がイメージしにくいと思う。構想の中で、取り残されている人たちを明示することで、取り残されているマイノリティが社会にいることを気付かせることが大事だと思う。最終的に平等な社会を目指すためには、まずはマイノリティの「特別扱い」をするような段階を踏む必要があると思う。
- 同じ社会にいる全員に平等な機会を公正に提供するには、それぞれの立場に応じた配慮が必要である。
- 孤独を感じている人はおり、そのような人たちにとっては、「誰一人取り残されることがなく」という表現は響く。
- SDGsから引用された言葉なのではないか。「誰一人取り残されることがなく」という言葉を、千代田区として噛み砕いて使用し、障がい者に対する意識が高まっていけば、ありがたい。
- 誰一人取り残されることがなく」においては、自分が取り残されているという自覚がある人、無い人どちらも内包すると捉えると良いのではないか。
- 「誰一人取り残されることがなく」で対象となる人でも、後半の「自分らしく、自立した生活を送ることができています」では対象とならない人もいると思うので、前半と後半の対象者を一致させると良いのではないか。
- 健康とあるが、身体的な健康だけでなく「精神」の健康の要素も盛り込んでほしい。
- 「衛生的」という言葉は少し学問的な印象があるので、例えば「清潔で快適」という表現のほうが分かりやすい。
- 歩いているだけで健康になるようなまちづくり（ウォークブルシティ）という考え方がある。運動に興味のない人でも自然と歩きたく、動きたくなるようなまちづくりも大切だろう。健康づくりは、まちづくりと連動しながら検討することが必要になるだろう。
- 「いきいきと健康に暮らせるまちづくりをする」というような表現にすると良い。
- 国際的な学びの場や文化的な施設といった地域性を活かした内容が盛り込まれると良いかもしれない。

- 「伝統と歴史あるまち」がアンケートでも上位であり、ニーズがあると思うので、もっと重視をし、具体的に基本構想の中に表現しても良いのではないか。
- 区民自身が区内に文化財があることを理解して大事にしていく姿勢を行政に育んでもらえれば、文化財を保護する1つの要因になると思う。文化財を保護し、いかに伝えていくかということの基本構想の中に活かしてほしい。

(集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち)

- 子どもがいることでパパ友やママ友とのつながりがあるが、交流するきっかけがない単身者や子どもがいない夫婦とは付き合いがほとんどない。
- 子ども、子育て以外に地域と繋がれるようなルートがあったら良い。
- 区がフォーマルな交流の場を提供するのではなく、自然体で、興味関心を通じてつながるコミュニケーションの場を増やしていけると良い。
- 新住民も気軽にお祭りなどに参加ができるようなプラットフォームが必要だと考える。また、ボランティアなど出合いのきっかけを行政が積極的に周知し、少しずつ人との繋がりを形成できると良い。また、それは、単発的な取組みではなく、継続的に取り組めると良い。
- 特に抽象的な表現な印象を受ける。人とのつながりが何を指すのかわかるように具体的に表現した方が良い。
- お祭りに参加したいと思っている方が多いように感じた。自分から「支えにいく」といったニュアンスも表現できても良いのではないか。
- 分野別将来像に千代田区らしさを出すためには、ビジネスの要素を打ち出しでも良いのではないか。歴史と文化のあるまちは沢山ある一方で、ビジネスが集積しているのは千代田区が圧倒できる点である。「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」にビジネスの要素を追加しても良いと思う。
- アフターコロナの社会でこそ、人々が集える場所を作ることが重要であり、賑わいを取り戻す必要があると思う。
- 国際的な面も強いことや地域に大学が点在していることも特徴だと思う。大学との連携を構想に入れ込めれば千代田区らしさが出てくると思う。
- 千代田区は小規模な商店や企業への支援があまりないので、自治体を支える小さな商店・起業に対して支援を行う必要があると思う。

(やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち)

- 「やすらぎ」にはいろいろな意味が含まれているようだが、例えば「自然環境」のように、もっとストレートに伝わるような表現にしてはどうか。
- 千代田区には皇居があるため緑が多いという印象を抱くが、神田地区や秋葉原など自然があふれているとは言えない。
- 身近な緑は必要だと思う。
- バランスよく公園を設置してほしい。
- 再開発したエリアは緑が多く配置されていて良い。
- 千代田区の人、再開発よりもまち並みを変えずに残していきたい人が多いと想像していた。
- まちづくりについて、現在の区の方角性は高層化に一本化されており、例えば街路樹に対して区としてのスタンスがないのではないか。
- 子どもに対するアンケートにおいて、「環境に優しいまち」の水準が低かった。これは、子どもがよく利用する公園などの自然環境が豊かではないということの示唆ではないか。良好な環境を次世代に継承する前に、まずは更なる緑化に努める必要があるのではないか。
- 「良好な環境が次世代に継承され」の部分がリード文で読み取れない。
- コミュニティバスやレンタサイクルなど、交通に関しても触れてほしい。
- 移動とバリアフリーなど区民が移動に困らないようにするニュアンスがほしい。

④ 「基本構想の実現に向けて」について

- 自治は区民参画が前提であり、区民の賛成意見・反対意見をうまく調和させることで成り立つものであると考えている。
- 千代田区の理念は、「教育と文化のまち千代田区宣言」と「国際平和都市千代田区宣言」を基本に千代田区の自治を検討すれば良いのではないか。
- 物理的にも身体的にも平和を保てるような内容にしてほしい。

⑤ 基本構想全体に関わる意見

- 基本構想をどれくらいの期間使うのかが気がかりである。今後長期的に使うものとして、一つ一つの言葉遣いを慎重に検討する必要がある。
- 基本構想に期限はあった方がよく、その期限によって記載内容もかわってくるのではないか。
- 次の基本構想は期間を設定していないため、文章中に時間的な有限・無限が

混在している。

- 第4次基本構想は無期限を前提に作っているが、中身は20年期限だった第3次基本構想とほぼ変わっていない。アンケートでは10年の後の姿について聞いており、今回の基本構想も10年を期限とするなど、対応が必要ではないか。
- 恒久的な構想として考えるのであれば、時勢の変化に対応できるような内容にするべきである。
- 短いスパンで振り返りの場を設けるのは良いと思う。
- 「千代田区は、約400年にわたり、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。」とあるが、千代田区自体は400年前から存在していたわけでないので現実に則した記載にした方が良い。
- 3つの分野別の将来像の粒度感が異なっている。「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」は具体的だが、「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」・「集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち」は抽象的であるため、3つの分野別将来像の粒度を揃えた方が良いと思う。
- 構想の内容が抽象的で、なにをしていくのかわからない。
- 注視すべき内容、将来こうしたいという内容をはっきりさせた方がよい。
- 「健やか」・「健康」という言葉は、WHOで「身体・精神・社会的にバランスが取れている状態」と定義されている。行政の計画として、そのような言葉の定義とも連動しながら検討を進めた方が良い。
- 「普遍的な幸せ」とあるが、人によって普遍的な幸せは異なるため、記載内容を変更した方が良い。
- めざすべき姿を削除してリード文を充実させる方法や、リード文の抽象度を上げて、めざすべき姿との分けを明確にする方法もあるのではないか。
- 分野別の将来像「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」について、リード文と比べて、めざすべき姿がより具体的になっているわけでもなく、位置づけが分かりにくい。
- めざすべき将来像にある「伝統」に関する表現が、分野別の将来像においては抜け落ちている。
- 分野別の将来像の3つの区分が分かりにくい。重なり合っている部分も多いように感じる。

(2) その他区の実施に対する意見

ここでは基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を推進する上での留意点を、①～⑦のとおり提言する。

① 教育関連

■子育てについて

近年、共働き世帯の増加や近隣住民との関わりの減少など、昔と比べて環境が変化している。こうした社会の変化に対応した施策を展開し、親が安心して子育てでき、子どもすくすくと成長できる環境づくりを推進していただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 子育てについて、継続的に安心して暮らせるメソッドなどがあればいいと思う。
- 給付金・児童手当など話題性のある施策を打ち出している。
- 親が共働きで子どもが放置され、ゲームに夢中になりすぎている家庭がある。
- 高校授業料無償化や児童手当になどについては、千代田区民は所得制限で対象外となる人が多いと思う。対象外となってしまう人に対しても、都や国の施策とは別に、区の支援があるとありがたい。

■教育について

千代田区の人口増加を考慮しながら、教育環境の充実を図られたい。また、企業や教育機関が集積しているという千代田区の特徴を活かしながら、子どもの個性を伸ばし、意思を尊重した、国際化社会にも対応した教育を実践されたい。

懇談会構成員からの意見

- 一人ひとりの子どもに合った個性や意思を尊重できる機会を与えられることが必要である。
- 子ども達の教育や運動施設等が充実している。
- 海外の小中学校とのつながりなど、国際的なつながりを築く機会を与えるべきではないかと考える。
- 千代田区は企業が多いため、千代田区の企業人、霞が関、教育の場との連

携を強化すると良いのではないかと考える。

- 人口の増加に伴い、公立学校のキャパシティを憂慮している。
- 安い会費で剣道、サッカー、囲碁などのクラブ活動に参加できるが、クラブの先生方へのサポートが不十分だと感じている。
- クラブ活動の先生方への謝礼を検討してほしい。
- 比較的公立の小中学校の質が高い。

② 文化関連

■文化・芸術について

千代田区は古くからの歴史、文化や芸術にあふれたまちである。こうした伝統や芸術をいかに次世代に引き継いでいくかを考える必要がある。そのためには、新たに千代田に転入してきた住民や子ども達が伝統や芸術に触れることができるようにすることが重要であると考えます。

懇談会構成員からの意見

- 美術館やイベントが充実している。
- 本が強みであるなら、行政としてどのように支えていくかは大事な点である。
- 文化財を保護し、いかに伝えていくかということを考えてほしい。
- 千代田区にある大名屋敷、邸宅跡等の名所を広めると良い。
- 日比谷図書文化館には風ぐるまが巡行していない。歴史的な収蔵物がある場所には100円バス等で行けるようにしてほしい。
- 竹橋の東京国立近代美術館は、常設展示は素晴らしいが、企画展は渋い内容が多いので、区が協賛して上野や六本木のように魅力的な展覧会を開催してほしい。
- 神田明神ではアニソン盆踊りを実施しており、日本の伝統と現代文化の融合であるように感じ、そこが千代田区の良さであると感じた。

■生涯学習について

生涯学習は、人々の暮らしを豊かにするとともに、人と人とのつながりを築くきっかけとなる重要なものだと考える。千代田区の教育機関との連携や、生涯学習の機会の充実を図るなど生涯学習の取組みを推進していただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 図書館の図書（ビジネス書等）の充実。
- 「千代田区らしさ＝大学がある」ことだと思ふ。千代田区の教育機関を活かして住民の学び直しを促進することは千代田区ならではの取り組みであり、「人とのつながり」にも関係する。
- 千代田区は大使館も多くある環境で、外国語学校だけでなく気軽に語学を学べるサークルのようなものがあると良い。
- 教育について、高校や大学は充実している一方で、生涯学習が出来るような環境づくりに努めてほしい。

③ 福祉関連

■福祉について

福祉に関わる課題は高齢者、障害、貧困など様々だが、複雑かつ多様化する家庭環境に起因してヤングケアラーなど家庭内の介護等の担い手といった新たな課題への関心が高まっている。当事者本人だけでなく、その家族などすべての人が健やかで自分らしく生活できるよう、相談体制の充実など必要な支援を、他自治体と連携を図りながら取り組んでいただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 風ぐるまの運行本数を増やすことや無料化することで、誰でも風ぐるまを利用できるようにし、区内に一体感がでるようなまちづくりが進められると良い。
- 区指定の健康診断実施機関はアクセスが悪いため、比較的通いやすい台東区にかかりつけ医がいるが、千代田区と台東区で連携ができていない。他区では区の医師会同士で連携が取れているので、千代田区でも他区との連携をしてほしい。
- 無料で定期健診等を受けられるなどサービスが手厚い。
- 訪問看護の際に、特定の訪問看護しか選択できないという制約があるが、医者との相性等もあるので、自由に選択できる仕組みづくりをしてほしい。
- 身元保証人が確保できなくても安心して医療と介護が受けられるような仕組みづくりがあると良い。足立区では社会福祉協議会が身元保証人を代行するサービスがあると聞いている。千代田区でも、サービスの利用条

件等を緩やかにしながら、同様の制度を検討してほしい。身元保証人制度に関して日本は他の先進国に比べ遅れている。

- マイナンバーと保険証の紐づけをすることで、カバーできるところ（入院・治療に関する合意書等）もあるので、その検討も行う必要がある。
- ヤングケアラーについては、自分がヤングケアラーである自覚がない場合や、親の介護をしたくないとも思っていない場合もあるが、自分の時間を確保できないことに悩みを抱えている調査結果が出ている。相談ができる相手がいることが重要だろう。
- 港区では、マンションの空きスペースを活用して、看護ステーションを誘致した民間の事例がある。そのような取組みを行政が民間に紹介をすることや、助成金を支出するなどの支援をしてほしい。そのような取組みは、官民連携や助成金を支出するなどの方策が取れるだろう。人々の暮らしの中に看護ステーションなどを取り込むことで、気軽に相談ができるようになるだろう。

④ 保健関連

■健康について

心身の健康がともに増進されるような環境づくりに取り組んでいただきたい。まちの衛生環境に配慮し、みんなが清潔で快適に過ごせるように努めるとともに気軽に健康増進を図れるような場所についても留意いただきたい。

懇談会構成員からの意見

- ゴキブリやネズミなどの問題は、区民の不快感につながり、清潔で快適に暮らせることが重要である。
- 公衆トイレが清潔で衛生的であることは重要であり、それは区民の安全・安心につながる。

⑤ くらし関連

■コミュニティについて

千代田区は転入者が多く新たに住み始めた住民が多いが、それ故に人と人とのつながりを築くことが困難になっている。特に、単身者や夫婦のみの世帯などは交流のきっかけが少なく、地域との関係が希薄になりやすい。また、昼間区民と在住区民の差が大きい千代田区にとっては、これらのつながりを築くこ

とも地域の発展のための1つの手段になると考える。千代田区の特徴を活かした交流の場を設けるなどつながりを築くための取り組みを行うことで、地域への愛着や支え合いの精神を育んでいただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 地方に比べて千代田区は排他的な風土があると感じる。これは伝統とモダンの融合の観点からも、昔から住んでいる人々と新しく移住してきた人々がうまく交流できるようになるとよい。
- 地域住民と大学との連携をより推進することで、学び集う機会や学生との交流にもつながる。
- 学校などの既存コミュニティを活用して、そのコミュニティに属していない人も楽しめるようなイベントがあると良いのではないか。
- 新住民も気軽にお祭りなどに参加ができるようなプラットフォームが必要だと考える。また、ボランティアなど出会いのきっかけを行政が積極的に周知し、少しずつ人との繋がりを形成できると良い。また、それは、単発的な取り組みではなく、継続的に取り組めると良い。
- 子ども、子育て以外に繋がれるようなルートがあったら良いと思う。
- 子どもや高齢者は行政サービスのニーズが高く、比較的行政の目も行き届きやすいと思うが、単身世帯のニーズもあると思われる。単身世帯の人々が地域の活動に関わることで、結果的に子どもや高齢者に良い影響を及ぼすことができるのではないかと考える。
- 昼間の人口と夜間の人口差が大きいので、その繋がりがあると良いと考える。

■生活環境について

地域の治安が良好であることがまちの魅力を高めることにつながるものと考え。路上喫煙対策や客引き行為の防止等に取り組んでいただき、誰もが安心して暮らし続けたいと思えるような生活環境づくりに努めていただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 暴走族の取り締まりを強化してほしい。
- 小学生の登下校中のパトロールが良い。住宅街など比較的安全なところもパトロールしてほしい。
- 神田地区や秋葉原地区では治安など、あまり改善されていないように思う。

むしろ、秋葉原地区は酷くなっている。

- 東京駅付近など分煙や客引き対策が完成されているところがあるが、一方で、秋葉原駅付近は15年前と比べて危険なまちになっている印象がある。お巡りさんに隠れて路上喫煙しているところを多くみており、そういう人をアプリで通報するなどし、重点的にパトロールするような取り組みをしてほしい。
- 神田地区は、秋葉原地区と同じような状態であり、まだ改善されていない印象である。神田地区の印象が悪くなるようなSNSの発言もあった。
- 千代田区役所付近でも路上喫煙している人をたまに見かける。マンション前など私道で路上喫煙している人はなんとかならないのか。
- 秋葉原地区では先日も風俗が摘発されていた。インターネット上では「秋葉原は新しい風俗街」などと言われており、住んでいる身としては悲しい気持ちになる。

⑥ まちづくり関連

■まちづくりについて

まちの利便性は都心である千代田区の魅力の1つである。快適に過ごすことができることは、まちの活性化の基盤ともなり、今後もバリアフリー化を進める等利便性の向上に取り組んでいただき、誇れるまちであるよう努めていただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 特に古くからある銀座線など、地下鉄駅にエレベーターをつけてほしい。
- 利便性が高い。行きたいところに簡単にアクセスできて便利。

■災害対策について

有事に備えて、国や東京都等との連携も図りつつ、千代田区の特性を踏まえた災害対策を講じ、区民等に積極的に周知していただきたい。

懇談会構成員からの意見

- 特に古くからある銀座線など、地下鉄駅にエレベーターをつけてほしい。
- 利便性が高い。行きたいところに簡単にアクセスできて便利。

⑦ 全般・その他

■デジタル技術の活用について

様々な行政分野において IT 化を推進し、千代田区に関わる人が様々な情報を得やすく、便利な生活をおくることができるよう取り組んでいただきたい。

懇談会構成員からの意見

- IT を使える人とそうでない人の情報格差だけでなく、地元で古くから根差していない人が地元の情報を取得できないという情報格差が起こっているため、地域情報の格差を無くしていくような要素があると良いのではないかと。
- 神田祭などの伝統を地域に広げるために IT のような現代的なツールを使うことが、伝統とモダンの融合の良い具体となるのではないかと考えている。

■その他

懇談会構成員からの意見

- 共生については、隣の区との連携が大切であると感じている。特徴の似ている他区との連携を強化しても良いのではないかと。
- 構想の見直しの際にも、区民から意見をもらえる仕組みを構築できると良い。

4. 参考

(1) 議事要旨

※各会の議事要旨を掲載予定

- ・ 第1回全体会
- ・ 第1回部会（教育と文化）
- ・ 第1回部会（くらしとまちづくり）
- ・ 第1回部会（福祉と保健）
- ・ 第2回全体会
- ・ 第2回部会（教育と文化）
- ・ 第2回部会（くらしとまちづくり）
- ・ 第2回部会（福祉と保健）
- ・ 第3回全体会
- ・ 第4回全体会

(2) 団体関係者ヒアリング意見

※ 団体一覧及び団体関係者ヒアリング結果を掲載予定

(3) アンケート結果

お名前 _____ 様

「千代田区基本構想懇談会からの提言書（たたき台）」にかかる
意見記入用紙

【提出期限】令和4年10月13日（木）【千代田区必着】まで

本日ご発言ができなかったご意見がございましたら、下記にご記入ください。

ページ数	ご意見の記入欄
【記載例】 10 ページ	ページ中段の「○○○…」とあるが、前ページの冒頭3行目の文章と提言の整合が取れていない箇所があるので、次のとおり修正してほしい。 (誤)□□□… → (正)△△△…

※ 記入欄が不足される場合は、お手数ですが、当該欄を増やしていただくか、または任意の用紙にご記入の上、ご提出ください。

団体関係者ヒアリングの結果について(追加分)

■対象団体の関係分野一覧

子ども／子育て／教育／女性／高齢者／障害者／地域福祉／保健衛生／
スポーツ・文化／コミュニティ／町会／マンション／商工観光／環境／
まちづくり（エリアマネジメント）／外国人・国際平和／ジェンダーなど

目次

1. ヒアリングでの意見(追加分)

- | | |
|-----------------|----|
| (1)めざすべき将来像について | P2 |
| (2)分野別の将来像について | P3 |
| (3)その他、全体について | P5 |

1 ヒアリングでの意見

(1)「めざすべき将来像」について

- 基本構想については素晴らしいと思う。「伝統とモダンがとけあい未来に躍進する」の部分はまさに千代田区はこうあるべきだと思った。そして、問題は実際にどう進めるかだと思う。現基本構想において掲げた人口5万人は達成した。これはマンションができたからだと思う。しかし、マンションに住んでいる人の千代田区に対する愛着の度合いには幅があるように感じる。人口の数字的な目標だけに目を向けるのではなく、中身を充実させるべきである。
- 目指すべき将来像を読むとどこの自治体のことだか分からない。
- 彩、モダンなど難しい言葉を使っても区民は理解できないのではないか。

1 ヒアリングでの意見

②「分野別の将来像」について

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

- 文化に触れることは大切である。千代田区には都や国の文化資源もあり、本物に触れることができる望ましい環境がある。千代田区の子育ての課題としては、働いている人が多い、また、新たに転居してきた人で孤独な方が多い。最近千代田区に転入された方がスポーツの分野でなにを求めているのかが分からない。私たちは町会に入っているので、町会員の意見は聞けるが新しい住民の意見を聞く機会がない。
- 今は新しい区民が増えていて子どもを対象とした取組みや施設を建てるのが重要でも、将来的に、子どもが成長した後には何が必要かを見据えて考えないといけない。

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち①

- マンションが増えているが、マンション住民で町会に協力してくれる人は少ない。また、入ってもすぐ抜けてしまう。根付いてくれる人を増やさないとけない。
- 人のつながりが「村」のように強いから、それ故新しくきた人は入り込みにくいのではないか。古くからいる人も、新しくきた人も双方正当な言い分がありなかなか交わらないのが課題ではないか。

1 ヒアリングでの意見

②「分野別の将来像」について

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち②

- 地域とどの程度関わられたかによって、子育ての充実度が違う。例えば私立学校に子どもが通っている場合、地域との関わりがない。地域と関わりがあることによって、お祭りに参加したり、地域のおじさん、おばさんとあいさつをしたり関わりが生まれてくる。
- 以前は八百屋や魚屋などの商店が多くあって人が繋がっていたし、住民もお互いに干渉しながら生活していた。今はお互いに顔を合わせる機会も少なくなって、また、人によって価値観が違うのは当然で、以前のようなコミュニティの形は難しいのかもしれない。それに代わるようなコミュニティの在り方を考えていく必要がある。そのためには、一人ひとりでは限界があるので、区にアイデアを出してもらい、人が集まれる環境づくりや情報発信などを行ってほしい。
- 数十年後を見据えた基本構想ならば、持続可能な町会や商店街ができるよう考えないといけない。それには新しい方がどのように参加してくれるか考えていかないといけない。

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 障害者のための道路の利便性を改善してほしい。
- 施設は千代田区の財産となるものなので、考えて整備していかなければいけない。

1 ヒアリングでの意見

③その他、全体について

- 基本的に構想には賛成です。ただし、実現していくためには、かなりの困難があると思われます。マンション等の新区民と、代々住まわれている方々との融和などを筆頭に、教育の平等という面から、公立学校に通う為に交通費がかかる等、細々にはたいへんな事が多いかと思われます。一つ一つ解決していく為に、住民参加で、丁寧に進めていただきたいと思います。
- 総論では良い言葉が並んでいるので問題はないと思う。
- 住民以外の「働いている人」や「学んでいる人」のための取組みも必要ではないか。そういった人たちに向けた取組みは事業者任せになっていると感じる。区も働く人や学ぶ人に向けた取組みを行うべきではないか。
- 住んでいたいに住み続けにくい。住み続けられるまちにしてほしい。人口は増加していくかもしれないが、受け継ぐ人を増やしていかなければいけない。
- 「4 基本構想の実現に向けて（3）参画・協働の推進」については、地域課題だけでなく、区民一人ひとりの課題まで対応するような表現があると良い。
- 活動の場を確保することと、子ども達にスポーツに親しんでいただくことが重要だと思う。そのためには企業力を借りることも重要だと思う。
- インクルージョンの視点で多様な方々に対する支援の視点を次期構想には取り入れてほしい。特に障害のある子について少数派であるが故に行政の取組みとしてはあまり充実していない。

令和4年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和4年10月11日（火）、職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

1 給与改定の内容

(1) 月例給

- 公民較差（896円、0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の 給料月額を引上げ
- 勧告の概要（昨年比較）

	公民較差	改定額・率			平均給与	平均年齢
		給料	諸手当	はね返り		
令和4年勧告 (R4.10.11)	△896円 (△0.24%)	747円 (0.20%)	0円 (0.00%)	149円 (0.04%)	378,512円	38.9歳
令和3年勧告 (R3.10.20)	△94円 (△0.02%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	0円 (0.00%)	378,430円	38.9歳

※はね返り：給料等の改定により変化する手当の増加・減少額

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1月引上げ
（現行4.45月→4.55月）
- 支給月数の引上げ分は、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

月例給・特別給の引上げにより、職員の平均年間給与は 約5.4万円の増

(3) 3月期末手当の廃止

- 令和5年度から、3月期末手当を廃止し、6・12月期が均等になるよう配分

(4) 実施時期

- 月例給の引上げ：令和4年4月1日から実施
- 特別給の引上げ：改正条例の公布の日から実施
- 3月期末手当の廃止：令和5年4月1日から実施

2 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見（抜粋）

（1）人事・給与制度

ア 人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し

- 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し
- 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更
- デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討

イ 管理監督職を担う者の人材育成

- 管理職選考種別Ⅰ類は、令和5年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要
- 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

（2）勤務環境の整備等

ア 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じる必要がある

イ 多様で柔軟な働き方

- テレワークの推進にあつては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要
- 引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取り検討

ウ 仕事と生活の両立支援

- 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- 職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要